

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月27日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557  
ロベルトシュトゥンパー通り9A番  
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ  
(Premium Funds)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。  
プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て (Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD) :  
5億アメリカ合衆国ドル(約603億円)を上限とする。  
プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり) (Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)) : 500億円を上限とする。  
プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド (Premium Funds-Capital US Growth and Income Fund)  
米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル  
(約603億円)を上限とする。  
円建て受益証券 : 500億円を上限とする。  
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.55円)による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

プレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）

（Premium Funds）

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て（以下「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て」または「米ドル建てファンド」ということがある。）およびプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）（以下「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て」または「円建てファンド」ということがあり、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ておよびプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建てを総称して「ピムコ トータル・リターン ストラテジー」ということがある。）については、それぞれ１種類、プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（以下「キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンド」という。）については、米ドル建て受益証券および円建て受益証券の２種類とする（以下、各サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券を個別にまたは併せて「受益証券」といい、各サブ・ファンドの各受益証券について通貨別に、「米ドル建て受益証券」または「円建て受益証券」ということがある。）

ファンドは、本書の日付現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ておよびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（以上の各サブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）を含む合計６本のサブ・ファンドで構成されている。

受益証券について、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（注１）サブ・ファンドの名称の表記として「プレミアム・ファンズ」を省略することがある。

（注２）日本において、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ておよび/またはピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ての愛称として「ピムコ トータル・リターン ストラテジー」、「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）」、「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て」および「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て/円建て（ヘッジあり）」を使用することがある。

（注３）日本において、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの愛称として「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ（Investment Trust of America）」、「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 米ドル建て」および「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 円建て」を使用することがある。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て：

５億米ドル（約603億円）を上限とする。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て：

500億円を上限とする。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

米ドル建て受益証券：５億米ドル（約603億円）を上限とする。

円建て受益証券：500億円を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.55円）による。以下同じ。

- (注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### (4) 【発行（売出）価格】

##### ピムコ トータル・リターン ストラテジー

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券1口当たり純資産価格  
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券1口当たり純資産価格

- (注1) 「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。  
「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。  
「営業日」とは、ルクセンブルグおよびケイマン諸島において銀行が営業している日、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。  
「計算日」とは、関係する評価日直後のルクセンブルグにおける銀行営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
- (注2) 受益証券1口当たり純資産価格については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に問い合わせること。

#### (5) 【申込手数料】

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の取得申込みにあたり上限3.24%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に照会のこと。

- (注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社（それぞれ後記「(8) 申込取扱場所」に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。
- (注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3) 累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。
- (注4) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
- (注5) 米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

#### (6) 【申込単位】

販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額とする。

申込単位の詳細については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に照会のこと。

**(7) 【申込期間】**

平成27年2月28日（土曜日）から平成28年2月29日（月曜日）まで

- (注1) 日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。
- (注2) 日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外的に発注が取り扱われないことがある。
- (注3) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

**(8) 【申込取扱場所】**

<日本における販売会社>

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（以下「S M B C日興証券」または「日本における販売会社」という。）

<販売取扱会社>

シティバンク銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング

ホームページ・アドレス：<https://www.citibank.co.jp>

（以下「シティバンク銀行」または「販売取扱会社」という。）

- (注1) シティバンク銀行は、日本における販売会社が定める販売取扱会社である。シティバンク銀行の一部の支店等で申込みを取扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。
- (注2) 販売取扱会社としてのシティバンク銀行におけるインターネット取引での申込みについては、シティバンク銀行に照会のこと。

**(9) 【払込期日】**

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目（ただし、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券については、当該日が米国における銀行休業日である場合には、日本および米国の銀行における翌営業日）（以下「払込日」という。）に申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。日本における各約定日に関する申込金額の総額は、日本における販売会社によって、最終的に保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のサブ・ファンド口座に、適用される発行日から起算して6営業日目の日（または当該6営業日目に決済を行うことができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）までに、各受益証券の基準通貨で、払い込まれる（以下、各サブ・ファンドの払込みが行われる日を総称して「払込期日」という。）。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるシティバンク銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

**(10) 【払込取扱場所】**

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

## (12) 【その他】

申込証拠金はない。

## 引受等の概要

(イ) S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成21年2月26日付および平成21年11月27日付の各契約（改正済）を締結している。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社および/または管理会社と受益証券の取次業務にかかる契約の締結等を行い、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

## 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額および申込手数料は、米ドル建てファンド/米ドル建て受益証券については米ドルで、円建てファンド/円建て受益証券については日本円で支払われる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日までに最終的に保管会社に米ドル建てファンド/米ドル建て受益証券は米ドルで、円建てファンド/円建て受益証券は日本円で払い込まれる。

## 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、サブ・ファンドの投資者に適用されない。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額

プレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、本書の日付現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ておよびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（以上の各サブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）を含む合計6本のサブ・ファンドにより構成されている。

受託会社および管理会社は、平成20年9月11日付基本信託証書（随時改正および補完される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

##### ( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー

米ドル建てファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（米ドル建て）（以下「米ドル建てファンドの投資先ファンド」という。）の受益証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。

円建てファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（円建て、ヘッジあり）（以下「円建てファンドの投資先ファンド」といい、米ドル建てファンドの投資先ファンドと併せて「ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンド」という。）の受益証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり） 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

##### ( )キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ルクセンブルグに登録されているキャピタル・インターナショナル・ファンドのサブ・ファンドであるキャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）（以下「キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンド」という。）のクラスC投資証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドの詳細については、後記「別紙C プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドおよびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドを総称して「投資先ファンド」ということがある。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

## ファンドの基本的性格

ファンドおよびサブ・ファンドは、基本信託証券および関係する信託証券補遺（以下、それぞれを「信託証券補遺」といい、基本信託証券と併せて「信託証券」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証券補遺に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成20年9月11日から149年後に終了する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証券に基づき、受益者決議またはサブ・ファンド決議を経ずに、ファンドの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの純資産価格の上昇または下落（場合による。）および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法（以下の方法を含むがこれらに限定されない。）を決定する権限を有するものとする。

- （ ）各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- （ ）受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- （ ）為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- （ ）当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011

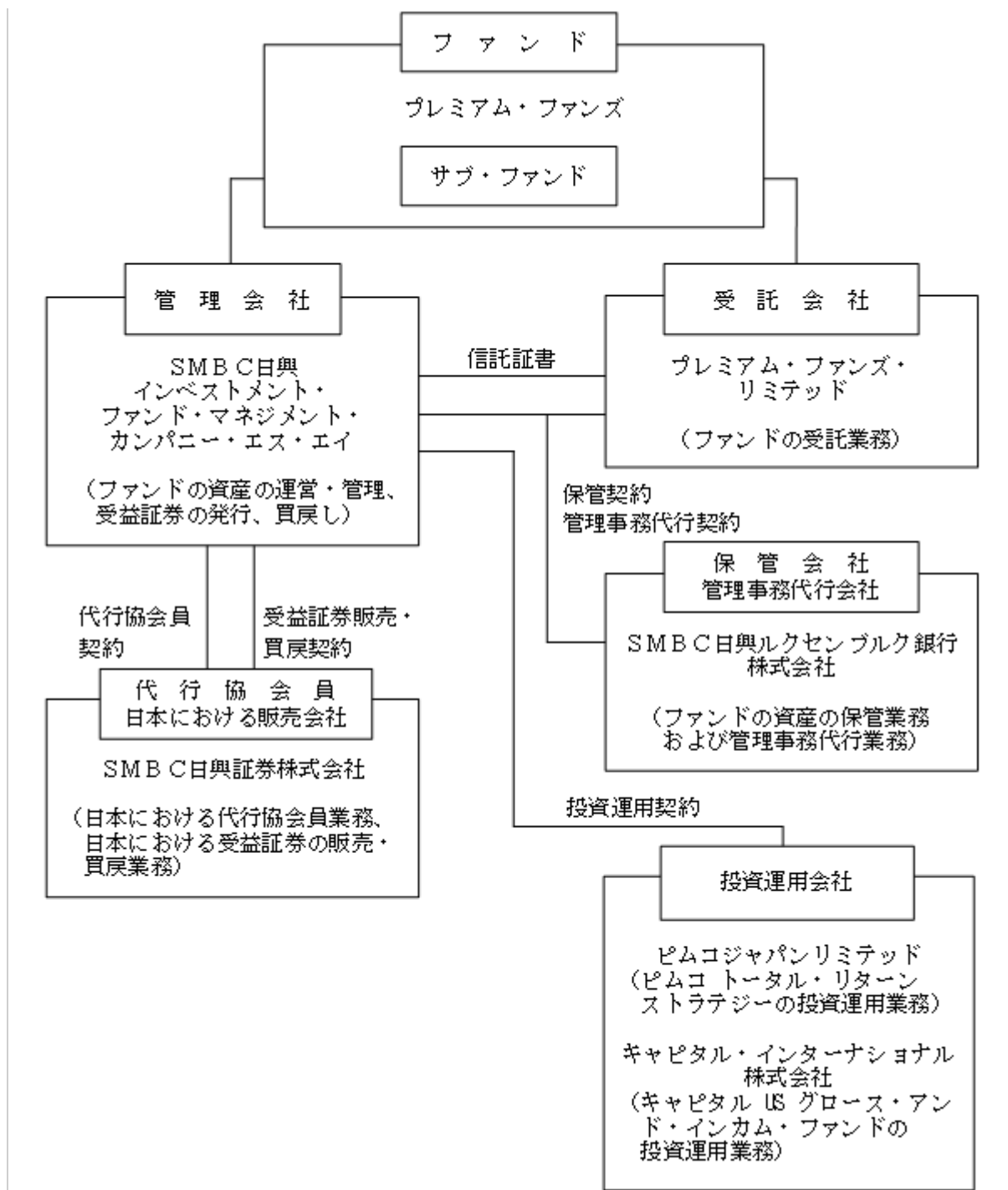
年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2)【ファンドの沿革】

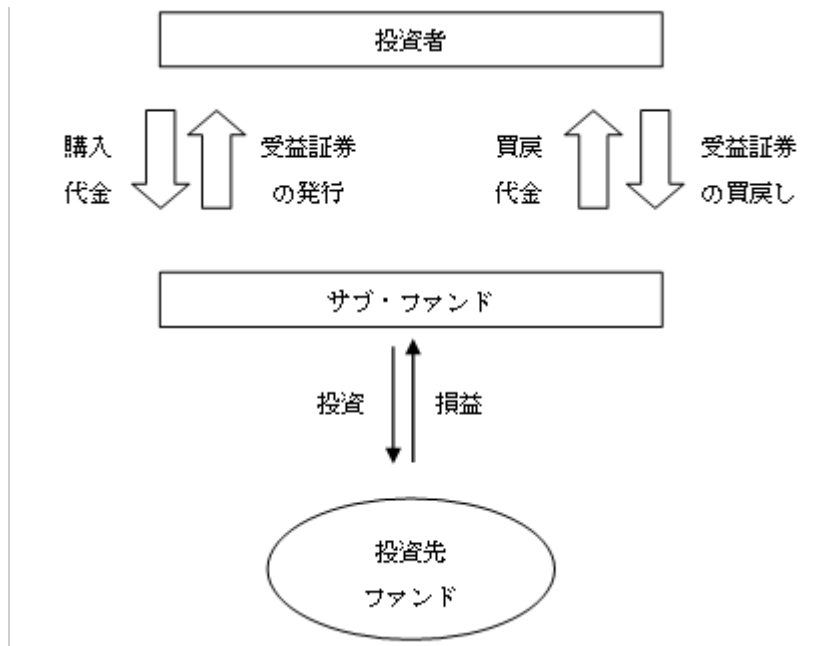
平成4年2月27日	管理会社設立
平成20年9月11日	基本信託証券締結
平成21年2月24日	信託証券補遺締結
平成21年2月26日	信託証券補遺締結
平成21年3月16日	ピムコ トータル・リターン ストラテジーの募集開始
平成21年3月31日	ピムコ トータル・リターン ストラテジーの運用開始(設定日)
平成21年11月24日	信託証券補遺締結
平成21年12月17日	キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの募集開始
平成21年12月30日	キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの運用開始(設定日)
平成22年2月4日	信託証券補遺締結
平成25年5月24日	信託証券補遺締結
平成26年2月21日	信託証券補遺締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



(注) 各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ ( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. )	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。
プレミアム・ファンズ・リミテッド ( Premium Funds Ltd. )	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 ( SMBC Nikko Bank ( Luxembourg ) S.A. )	保管会社 管理事務代行会社	平成20年9月11日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成20年9月11日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
ピムコジャパンリミテッド ( PIMCO Japan Ltd )	投資運用会社	平成21年3月31日付で管理会社との間で投資運用契約（改正済）（注3）を締結。ピムコトータル・リターン ストラテジーについて投資運用業務を行う。
キャピタル・インターナショナル株式会社	投資運用会社	平成21年12月30日付で管理会社との間で投資運用契約（改正済）（注3）を締結。キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについて投資運用業務を行う。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注4）を締結。日本における代行協会員業務を行う。 平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注5）を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

- (注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- (注2) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概況

### (イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関しA I F Mとして業務を提供する。

### (ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)(以下「2010年法」という。)第125-2条に規定された範囲内の)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

### (ハ) 資本金の額

平成26年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億9,809万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,931円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1ユーロ=146.54円)による。以下同じ。

### (ニ) 会社の沿革

平成4年2月27日設立。

## (ホ) 大株主の状況

(平成26年3月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルト シュトゥンパー通り 9 A 番	272,311株	100%

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

## 準拠法の内容

## (イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者として旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## (ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

## (ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（も

しあれば)を含む。) 、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、C I M Aの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2013年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)の別表3の領域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

## (5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

### (イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければならない。

ファンドは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、C I M Aに報告する法的義務を負っている。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2013年改正）
- マネー・ロンダリング防止規則
- 免許条件

ファンドおよび各サブ・ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トウシュ（ケイマン諸島）である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年2月末日までには前年8月31日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、（a）当該事実を受託会社に書面で報告し、（b）当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- （c）前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- （d）純資産総額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

#### （ロ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年2月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。ファンドの第1期の年次報告書は、平成21年8月31日に終了する期間に対して作成された。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

## 日本における開示

### (イ) 監督官庁に対する開示

#### (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

#### (b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

### (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

### (6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸

島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2013年改正）に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2014年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（E U）法（2014年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### A．ピムコ トータル・リターン ストラテジー

米ドル建てファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（米ドル建て）（以下「米ドル建てファンドの投資先ファンド」という。）の受益証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。円建てファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（円建て、ヘッジあり）（以下「円建て（ヘッジあり）ファンドの投資先ファンド」といい、米ドル建てファンドの投資先ファンドと併せて「ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンド」という。）の受益証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドの投資目的は、投資元本を確保し、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。米ドル建てファンドの投資先ファンドのベンチマーク指数は、バークレイズ米国総合債券指数である。円建てファンドの投資先ファンドのベンチマーク指数は、バークレイズ米国総合債券指数（円建て、ヘッジあり）である。

投資予定者は、本書に記載のリスク要因に留意すべきである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資運用会社は、ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資の運用について責任を有する同サブ・ファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドに関する投資方針の概要およびその他の情報は、後記「別紙 B プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル

建て ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり) 投資先ファンドの概要」に記載されている。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定、または、一流の発行体により定期的に売買および発行もしくは保証される短期金融商品等である。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は適宜大幅に変動することがある。

## B. キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その資産のほぼすべて(通常の状態においては、その資産の最低85%)を、ルクセンブルグに登録されているキャピタル・インターナショナル・ファンドのサブ・ファンドであるキャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)(以下「キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンド」という。)のクラスC投資証券に投資することにより、投資元本の増加を達成することを主たる目的とする。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドの目的は、投資元本の維持に重点を置きつつ、主としてアメリカ合衆国の企業の上場株式に投資することにより、長期的な投資元本の成長と収益の達成を追求することにある。

投資予定者は、本書に記載のリスク要因に留意すべきである。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資運用会社は、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資運用について責任を有するキャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドに関する投資方針の概要およびその他の情報は、後記「別紙C プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要」に記載されている。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定、または、高格付を有する投資適格の発行体により定期的に売買および発行もしくは保証される短期金融商品等である。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル建て受益証券および円建て受益証券につき、為替ヘッジは行われない。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は適宜大幅に変動することがある。

### 投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

## (2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

## (3) 【運用体制】

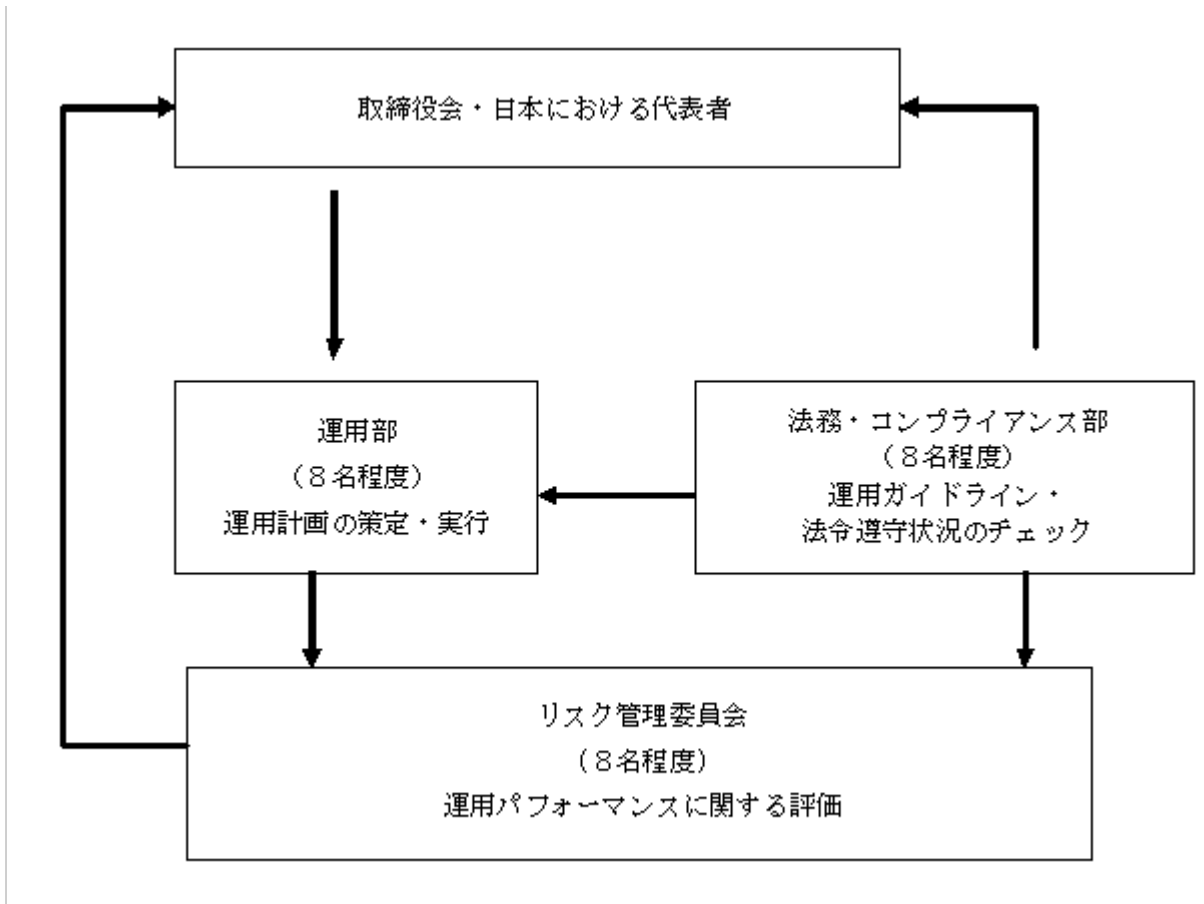
## A. ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成26年12月末日現在）

## (イ) ピムコ トータル・リターン ストラテジーの運用体制（投資運用会社の運用体制）

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの運用は、投資運用会社であるピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて行う。

ピムコジャパンリミテッドは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）グループの日本における拠点である。

ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資運用会社の運用に関する内部管理および意思決定を監督する組織等は、以下の通りである。



運用に関する主な社内規程は以下の通りである。

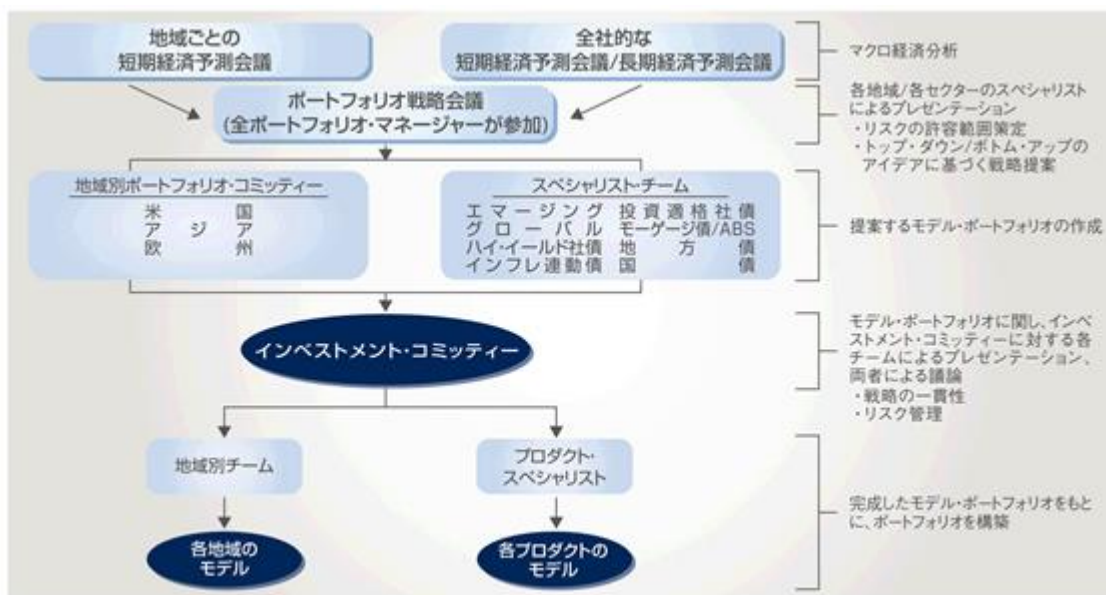
内部者取引未然防止規程

最良執行規程

## (ロ) ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドの運用体制

## 運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズおよび信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、PIMCOグループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視点から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的（2ないし4四半期間）の経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

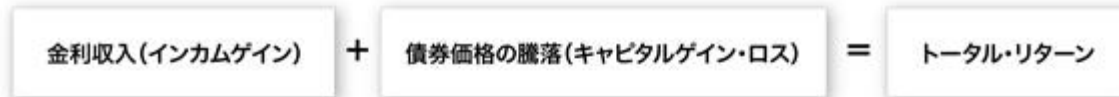
PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネジャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネジャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオ

のモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

確立されたPIMCOの運用体制

#### PIMCOのフラッグシップ「トータル・リターン運用」

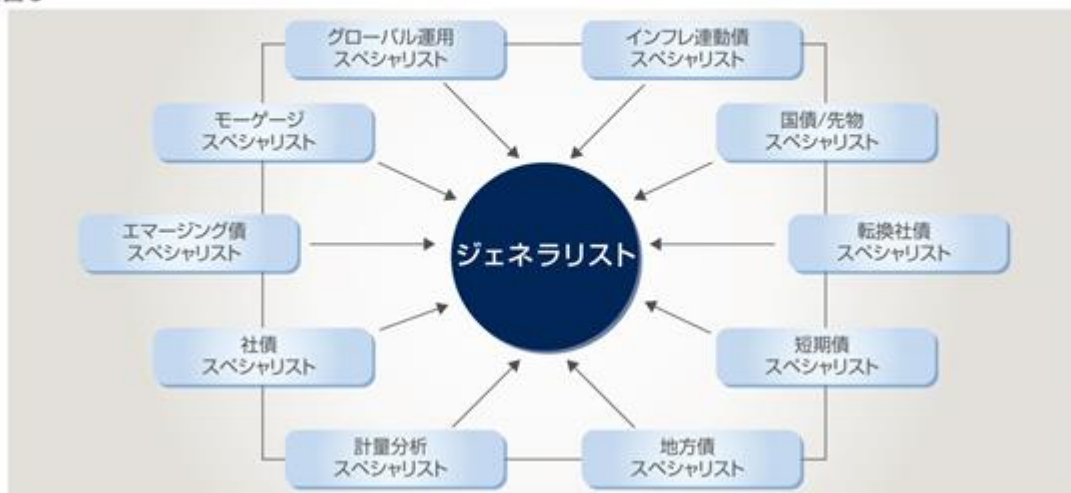
金利収入(インカムゲイン)だけでなく、債券価格の騰落(キャピタルゲイン・ロス)によって得られるトータル・リターンの最大化を追求する。



さまざまな債券セクターに特化した専門チームを有し、戦略の分散により債券市場全体で収益を追求することが可能になる。

#### PIMCOの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図る



次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられているが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建て以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネジャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネジャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

#### 内部運用規程

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。更に、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー/ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、(該当の場合)手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー/ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー/ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

## サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のケイマン諸島の法律の規定に基づき、受託会社と管理会社がピムコ トータル・リターン ストラテジーの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、ピムコ トータル・リターン ストラテジーに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、ピムコ トータル・リターン ストラテジーに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

## B. キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（平成27年2月末日現在）

### （イ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの運用体制

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの運用にかかる意思決定については、投資運用会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社の運用部が行っており、次の内部管理およびコミッティーにおけるレビュー等により適正性を保つための体制をとっている。

#### 内部管理

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの基本方針に則した運用を行うべく、オペレーション部による業務管理および法務コンプライアンス部によるモニタリングによって、適正性の確保に努めると共に内部管理の徹底を図る。

#### コミッティーによるレビュー

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの基本方針に定められている主たる投資対象であるキャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および関連部門で構成されるコミッティーにおいてレビューを実施する。

### （ロ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドの運用体制

#### （キャピタル・グループの運用哲学）

キャピタル・グループは、すべての運用において、「徹底した個別銘柄調査が長期に亘る優れた実績につながる」と考える。その前提は、市場は必ずしも効率的ではないため企業の実態価値と株価の乖離、いわゆるミスプライスが発生する、との見方である。こうしたミスプライスの解消、すなわち市場の株価が中長期的に企業の実態価値に収斂していく過程に投資機会が存在すると考えている。

上述の哲学を前提としていることから、市場参加者の誰よりも投資対象となる企業を知り、実態価値を見極めることが最も重要であると考えており、そのための手段として、徹底したボトムアップ調査をグローバルに展開している。これにより過小、または過大評価されている銘柄を選別し、銘柄別の魅力度合いを勘案してポートフォリオに組み込むことで、市場をアウトパフォームすることを目指している。

投資プロセスの主な特徴は、徹底したリサーチと、運用資産を複数のポートフォリオ・マネジャーが分割して運用する体制であり、以下のステップに沿って実行している。

#### ステップ1．調査分析：投資推奨銘柄の発掘

目的は、調査対象銘柄の本源的価値の分析と評価であり、その手段として調査・運用担当者は、徹底したファンダメンタルズ調査を行う。調査は世界各国での頻繁な現地調査が軸となる。比較分析の視点は、例えば政策や規制等の国内の特性が大きい業種や、グローバル化の進展に影響を受ける業種においては、業種毎の相違点を踏まえつつ、多様性や網羅性を重視する。また、債券アナリ

ストと株式アナリストとの協働や、マクロ分析チームによる経済環境や時事的問題に関する分析情報が、更なる調査内容の深化に貢献すると考えている。

#### ステップ2．投資推奨銘柄についての情報交換、討議

前述した調査内容を含むレポートは電子媒体のデータベースに保存され、時間・場所を問わず閲覧可能としている。こうしたハード面に加えて、ソフト面では、頻繁な電話会議による情報交換、討議を行っている。参加者は、米国や欧州、アジア等の各拠点に在籍するポートフォリオ・マネジャー、業種・地域別アナリスト、マクロエコノミストの投資関係者であり、異なる視点や角度から投資対象銘柄について討議している。その他、個別の対話、電子メール、ボイスメール等によって情報交換および討議を行っている。

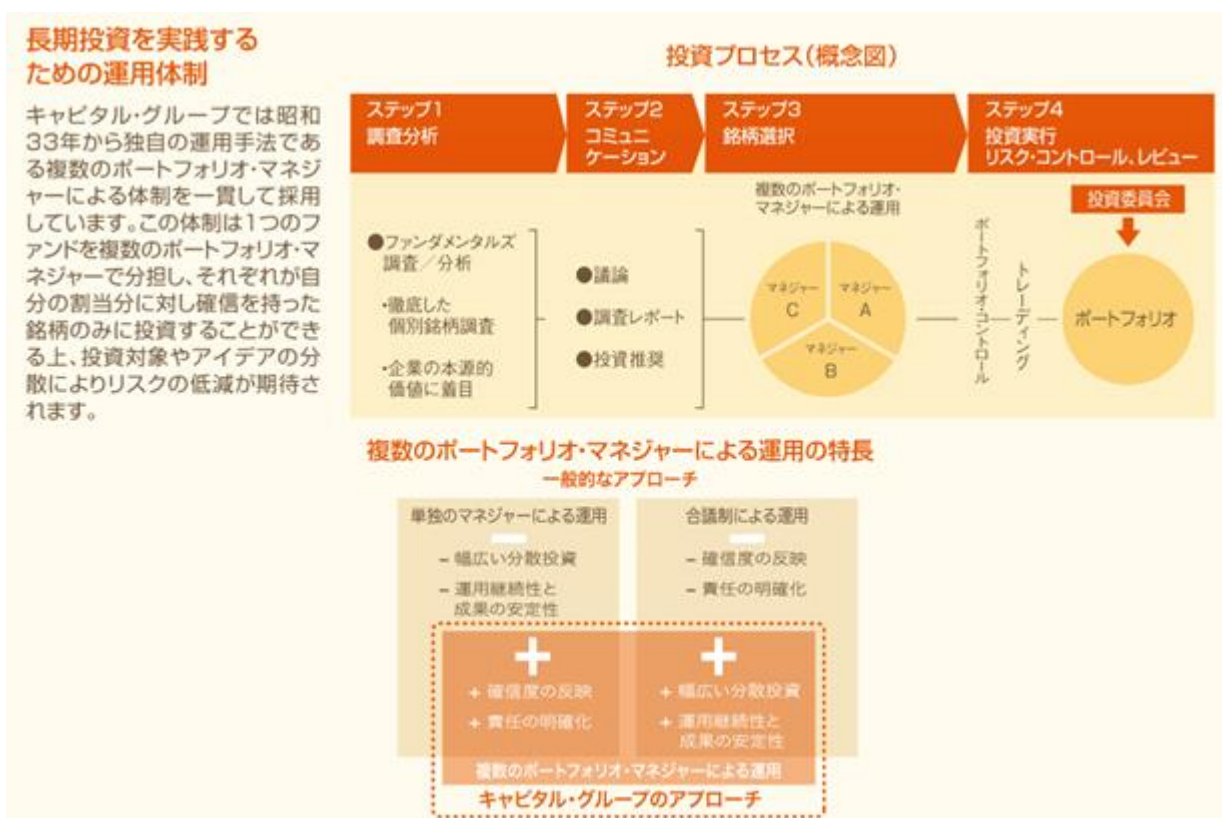
#### ステップ3．銘柄選択：複数のポートフォリオ・マネジャーによる運用

こうした過程から得られた様々な情報はポートフォリオ・マネジャーの投資判断を通じてポートフォリオに反映される。キャピタル・グループは1958年より複数のポートフォリオ・マネジャーによる運用体制をとっており、各ポートフォリオ・マネジャーは担当する運用資産における最終的な意思決定について独立した裁量を保持している。各々特徴の異なるポートフォリオ・マネジャーが確信を持っている投資対象銘柄を組み入れることにより、結果的に運用資産全体で見ると分散投資が図られる。運用担当者毎の自己裁量を活用することが、「アイデア（思考）の分散」につながり、グループとしての調査資源をポートフォリオに十分に反映させることにもなると考えている。また、単独運用と比較して運用の過度なぶれの回避が期待できることも特徴といえる。

#### ステップ4．トレーディングとリスク・コントロール、投資委員会における運用評価

上述のポートフォリオ構築、銘柄の売買に際しては、ポートフォリオ・コントロール部門（以下「PC」という。）が、重要な役割を果たす。PCの役割は、売買発注内容のモニタリング（各種投資制限の遵守状況等の検証）、各ポートフォリオ・マネジャーの意思決定間の調整等である。このプロセスを経てはじめて、指図がトレーダーに伝達され、トレーダーがブローカーに売買発注を行う。

各ポートフォリオの運用パフォーマンスの検証および投資コントロールの方針等の決定については投資委員会で行う。



(注) キャピタル・グループとは、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル株式会社を含むザ・キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク(キャピタル・グループ各社の最終持株会社)傘下各社の総称である。

## キャピタル・グループおよびキャピタル・インターナショナル株式会社の歩み

- 昭和 6年 ジョナサンB. ラブレスがロサンゼルスにキャピタル・グループの前身となる投資顧問会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメンツ・カンパニー（Capital Research and Management Company）を設立
- 昭和 8年 米国において投資信託の運用を開始。同投資信託の運用は現在も継続中であり、その資産規模は北米で最大級を誇る。
- 昭和31年 日本株式への投資を開始
- 昭和33年 複数のポートフォリオ・マネジャーによる運用を開始
- 昭和40年 世界初の米国国外の株式インデックス、キャピタル・インターナショナル・マーケット指数（Capital International Market Indices）を開発、後にMSCIとなる。
- 昭和57年 東京駐在員事務所を開設
- 昭和61年 東京にキャピタル・インターナショナル株式会社を設立
- 平成19年 キャピタル・インターナショナル株式会社、最初の公募投資信託を設定

（注）主体法人名の記載がない場合には、キャピタル・グループについての記載となる。

## キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)の運用チーム

平均経験年数23年の3名の経験豊富な担当者が運用を行う(平成 26年12月31日 現在)。

### 長期的な視野からの投資

キャピタル・グループでは、昭和6年の創業以来、長期的視点で個別企業に選別投資を行っている。

### 徹底した調査

アナリストは当該企業の経営者や関係者に加え、競合他社、仕入先、業界の専門家等と面談し、投資機会を判断するために多角的見地から分析・評価する。

### グローバルな視点を堅持

市場や産業、企業を理解し、最適な投資機会を見出すためにグローバルな視野を重視する。

### キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメンツ・カンパニーの特徴

投資先ファンド(キャピタルグループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX))はキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメンツ・カンパニーによって運用される。

- 米国においてキャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)と同種のファンドを80年以上にわたり運用
- 約12,868億米ドル※(約155.12兆円)の運用資産残高
- 米国における投資信託受益者の口座数は約5,000万口座以上(平成25年12月31日現在)

※ 平成26年9月30日現在、キャピタル・グループでは主として機関投資家向け運用を行う部門と、主として米国投資信託の運用を行う部門において、株式資産に係る運用についてはそれぞれが独立して運用業務を行っている。

前記の各サブ・ファンドの運用体制は、今後変更されることがある。

## (4) 【分配方針】

管理会社は、各受益者に対して、管理会社が決定する時期、金額および基準日における分配を行うことができる。

管理会社は、管理会社が決定する時期、金額および基準日における各サブ・ファンドの各受益者に随時中間分配を行うことができる。

本書の日付現在、分配する予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

## （５）【投資制限】

### 投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は、以下の通りである。

サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。

サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にかかる10%を超える場合は、この限りではない。

管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の議決権の50%を超える発行済株式に直接投資しない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

サブ・ファンドは、その純資産の15%を超えて容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求される通り価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンド名義の管理会社の取引は、すべて禁止される。

#### <ピムコ トータル・リターン ストラテジーの追加投資制限>

株式への投資の禁止 ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、いかなる種類の株式または出資にも投資してはならない。ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、株式もしくは出資に対して投資する契約型投資信託、または会社型投資信託に投資してはならない。

デリバティブ取引の制限 ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等も行わない。

#### <キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの追加投資制限>

デリバティブ取引の制限 キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等も行わない。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

## 投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

## ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

(イ) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本 項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

(ロ)（ ）サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

（ ）管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本 項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

本人として自社またはその取締役と取引してはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合  
マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合  
サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

#### 投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

#### 管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に唯一の責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

#### クロス・ライアビリティ

各サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該買付金額が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、原則として他のサブ・ファンドの負債を弁済するために用いることはできない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみに限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

#### 信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスク

は、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

#### 時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

#### その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

#### サブ・ファンドに固有のリスク

サブ・ファンドは、以下の事項が含まれるがこれらに限られない多数の潜在的投資リスクに直面する。

為替リスク キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その資産のほぼすべてを、米ドル建ての投資先ファンドに投資している。円建て受益証券は、ヘッジが行われないため、投資者は対応する外国為替リスクに晒される。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 強制的買戻し」を参照のこと。

投資運用会社のリスク サブ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できることを保証することはできない。

運用実績 投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価額を削減し、またサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しは投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してサブ・ファンド（およびその残存受益者）において、換金がなければ生じなかったと思われるコストを負担する可能性がある。

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドが投資先ファンドの投資証券に対して投資する場合、サブ・ファンドの投資対象について分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。

報酬の重複：投資先ファンドへの投資に関連する報酬 受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社ならびにサブ・ファンドのためのその他の業務提供会社の費用および報酬に加え、サブ・ファンドはまた、投資先ファンドの資産から支払われることがある全報酬および費用（投資先ファンドの受託会社、運用会社、顧問会社およびその他の業務提供会社に支払われる報酬および費用を含む。）を按分して間接的に負担する。

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

リスク・アセスメントは、一般的な方法として、本書に記載されているサブ・ファンドの戦略に基づいて行われる。サブ・ファンドのポートフォリオは、デリバティブ戦略の複雑性、非標準型デリバティ

プへのエクスポージャーおよび非ディレクショナル戦略の活用などの点について査定される。リスク・アセスメントは、流動性リスク、取引相手方リスク、運営リスクおよび信用リスクに関するサブ・ファンドの特性も対象とする。

リスク管理方針の適正性および有効性を評価、管理および定期的に見直すためのプロセスは、サブ・ファンドのリスク選好とリスク特性とを継続的に比較することにより行われる。かかる査定は、管理会社のリスク管理部門により行われる。当部門は、リスク・レベルが、サブ・ファンドのリスク特性と継続的に適合していることを確保するために、サブ・ファンドのリスク方針の設定ならびにリスクの監視および測定に重要な役割を果たす。結論と推奨は管理会社の運営委員会により承認され、管理会社の取締役会に報告される。

さらに、サブ・ファンドのリスク特性は、サブ・ファンドの投資方針が変更されるか、またはサブ・ファンドがリスク特性に影響を及ぼす可能性がある新しい金融商品を利用することを認められる場合、見直され、調整される。

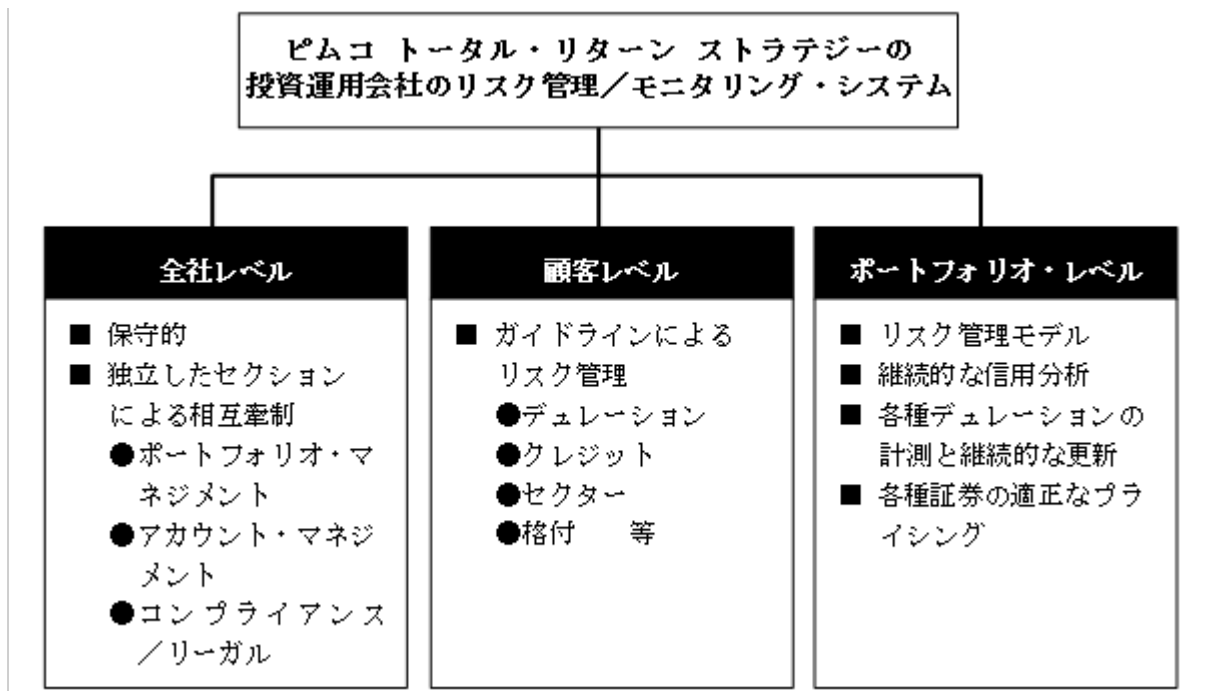
投資先ファンドの投資リスクについては、後記「別紙B プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり) 投資先ファンドの概要」および「別紙C プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

## (2) リスクに対する管理体制

## A. ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成26年12月末日現在）

## (イ) ピムコ トータル・リターン ストラテジーのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）

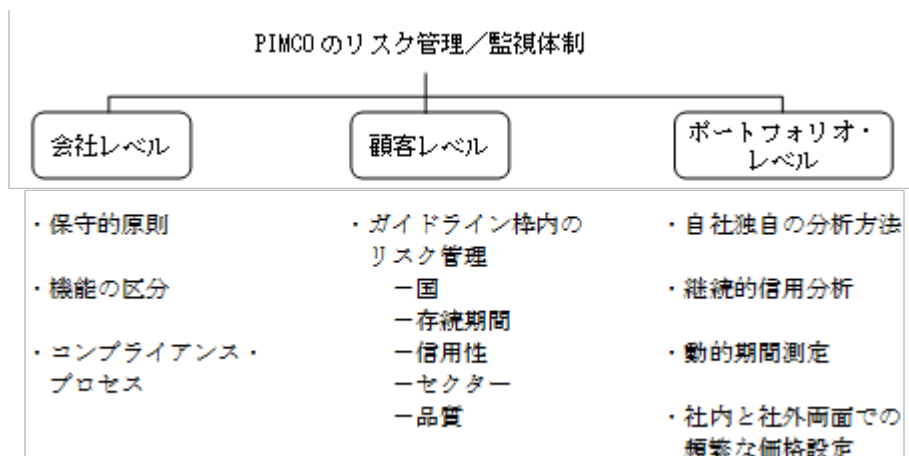
実効性のあるリスク管理を行うため、ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。



## (ロ) ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

## 各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

## B．キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（平成27年2月末日現在）

（イ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資運用会社におけるリスク管理については、以下の通り独立した組織体制で行っている。

インベストメント・コミッティー （投資委員会）	運用実績・運用評価を含むレビューを定期的に行い、運用内容が投資目的に則しているか確認している。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて運用状況のモニタリングを行うことにより、管理徹底を図っている。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済を図り、管理徹底に努めている。

（ロ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドのリスク管理体制

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドにおいては下記の手法および体制でリスクの管理に努めている。

## a．ポートフォリオ全体

アクティブ運用の本旨としてポートフォリオ・マネジャーの裁量を発揮させるため、BARRAなど過去データの利用による推測統計ベースのリスク測定ツールを、運用の前段階でのリスク管理目的では利用していない。ただし、それらのツールを事後的なリスク特性の把握、モニタリング目的で利用している。加えて、ポートフォリオ全体の変動性をある程度抑制するという意味での構造的枠組みとして複数のポートフォリオ・マネジャーによる体制があげられる。これは、考え方・スタイルの異なるマネジャーを組み合わせるポートフォリオを構築する体制である。これを通じて、個々人が確信度の高い銘柄に投資する機会を十分に活かしつつ、結果的に投資銘柄やアイデアの分散を高め、総リスクを抑制する作用をもたらすと考えている。また、単独のポートフォリオ・マネジャーのみに運用を依存した場合に比べ、総リスクを軽減する効果が期待される。

## b．投資行動

特長は、運用管理部門や売買執行部門が運用部門から独立していることであり、これにより売買執行内容に運用者の介入を招かない体制としている。具体的には、ポートフォリオ・マネジャーが売買指図をしようとする場合、全ての指図が運用管理部門であるポートフォリオ・コントロール部門による事前確認を経る体制を敷いている。ここで、ガイドラインや内部ルール等(個別銘柄の組入上限比率等)の遵守を確認し、承認された指図のみを売買執行部門のトレーダーに伝達し、売買を執行する体制としている。

#### c. 運用へのフィードバック

運用へのフィードバックは、投資委員会(インベストメント・コミッティー)を利用する。この会議の目的は、主に各資産クラスの個別口座/ファンド毎のポートフォリオ分析およびパフォーマンス分析を通じた事後的なリスク項目を定期的にモニタリングし、運用内容が投資目的に沿っているかを確認することである。

主な検証項目としては、運用実績(短期・長期)、上位保有銘柄のインデックス比較、国別・業種別対インデックス比較、寄与度分析等が挙げられる。

前記の各サブ・ファンドのリスクに対する管理体制は、今後変更されることがあります。

## (3) リスクに関する参考情報

## A. ピムコ トータル・リターン ストラテジー

各サブ・ファンドの分配金再投資  
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

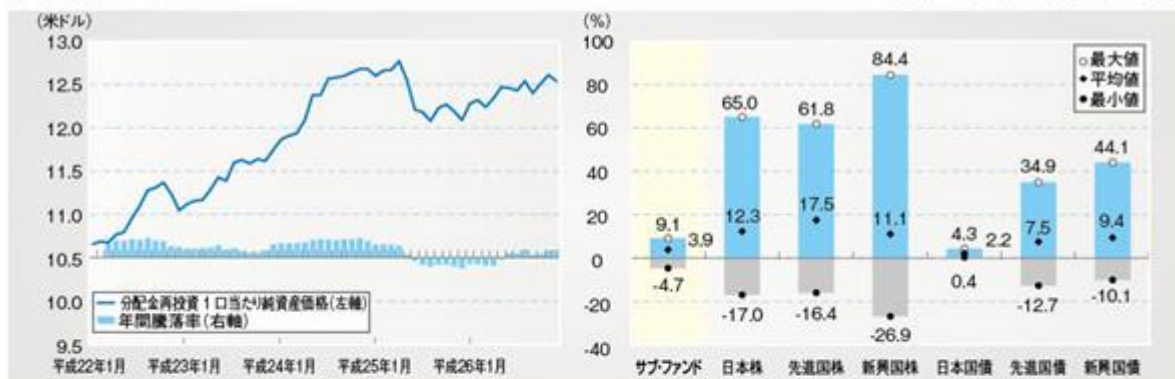
平成22年1月～平成26年12月の5年間における各サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである（ただし、各サブ・ファンドは平成21年3月31日に運用を開始したため、平成22年2月以前の年間騰落率は算出されない。）。

各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間（ただし、各サブ・ファンドについては平成22年3月～平成26年12月）における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、各サブ・ファンド（各サブ・ファンドの基準通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、各サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

## &lt;米ドル建てファンド&gt;

(平成22年1月～平成26年12月)



## &lt;円建て(ヘッジあり)ファンド&gt;

(平成22年1月～平成26年12月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森演田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 米ドル建てファンドの年間騰落率は、米ドル建てファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

## ・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株.....S&amp;P 新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## B. キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## サブ・ファンドの分配金再投資

## 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成22年1月～平成26年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである（ただし、サブ・ファンドは平成21年12月30日に運用を開始したため、平成22年11月以前の年間騰落率は算出されない。）。

## サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

## 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間（ただし、サブ・ファンドについては平成22年12月～平成26年12月）における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（各受益証券の表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

## ＜米ドル建て受益証券＞

(平成22年1月～平成26年12月)



## ＜円建て受益証券＞

(平成22年1月～平成26年12月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 米ドル建て受益証券の年間騰落率は、米ドル建て受益証券の表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

## ・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株.....S&amp;P 新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFAS債券・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&amp;P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大3%（税抜）の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、上限3.24%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

- (注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
- (注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3) 累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。
- (注4) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
- (注5) 米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

##### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

##### (3)【スイッチング手数料】

海外におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。

- (注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.08%（税抜1.00%）が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。

スイッチング手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにスイッチングに関する事務手続の対価である。

- (注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

## (4) 【管理報酬等】

## 受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.015%の受託報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

受託会社は、各サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用を、各サブ・ファンドの資産から返還されるものとする。

受託会社報酬は、各サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った受託会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	14,930.88米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	1,528,184円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	14,932.44米ドル

## 管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、各サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用を、各サブ・ファンドの資産から返還されるものとする。

管理会社報酬は、各サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	11,225.65米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	85,995円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	6,570.80米ドル

## 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジーについて、年率0.46%、（ ）キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンドについて、年率0.75%、の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、関連するサブ・ファンドの資産から返済するものとする。

投資運用会社報酬は、各サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った投資運用会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	364,713.57米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	2,741,146円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	332,528.45米ドル

### 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジーについて、3,000万米ドル（円建てファンドについては、3,000万米ドルの基準通貨相当額）以下の部分について年率0.1%、また3,000万米ドル（円建てファンドについては、3,000万米ドルの基準通貨相当額）を超える部分について年率0.06%、（ ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについて、年率0.10%、の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、各サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、各サブ・ファンドの資産から返済するものとする。

管理事務代行会社報酬は、各サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	59,537.75米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	595,332円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	44,285.01米ドル

### 保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済するものとする。

保管会社報酬は、各サブ・ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	7,896.49米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	59,249円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	4,413.83米ドル

### 販売会社報酬および販売取扱会社報酬

日本における販売会社および販売取扱会社は、各サブ・ファンドの資産に基づき計算され、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドに帰属する純資産価額の（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジーについて、3,000万米ドル（円建てファンドについては、3,000万米ドルの基準通貨相当額）以下の部分について年率0.545%、また3,000万米ドル（円建てファンドについては、3,000万米ドルの基準通貨相当額）を超える部分について年率0.585%、（ ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについて、年率0.76%、の報酬を受け取る権利を有する。

管理会社は、日本における販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、関連するサブ・ファンドの資産から返済するものとする。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	457,984.19米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	3,293,258円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	340,155.55米ドル

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.09%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、関連するサブ・ファンドの資産から返済するものとする。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	77,587.52米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	582,198円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	43,229.47米ドル

#### (5) 【その他の手数料等】

##### 設立費用

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用（以下「設立費用」という。）は、全額償却された。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てならびにピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ての設立費用は、全額償却された。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの設立費用は、全額償却された。

追加サブ・ファンドの設定に関する費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、関係するサブ・ファンドによって負担される。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他のあらゆる文書の作成および/またはファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含むが、これらに限られない。

費用は、随時調整されることがある。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った設立費用は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	4,365.98米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	0円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	20,311.98米ドル

##### 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

##### その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務ス

ペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用等を含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成26年8月31日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払ったその他の運営費用は、以下の通りである。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て	97,055.37米ドル
ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）	3,030,838円
キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド	74,671.22米ドル

#### 投資先ファンドにかかる費用等

各サブ・ファンドは、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社およびその他関連会社に支払われる報酬および費用を含む、投資先ファンドの資産から支払われることになるすべての報酬および費用について、按分して間接的に負担する。また、投資先ファンドは、実績報酬を負担することがある。

後記「別紙B プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり） 投資先ファンドの概要」および「別紙C プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

#### （6）【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記 はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

平成27年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ニ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

税法上、ピムコ トータル・リターン ストラテジーは公募外国公社債投資信託として取り扱われ、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

## ケイマン諸島金融機関報告制度およびFATCA

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の改善のため、2つの政府(1つは米国との間、もう1つは英国との間)の政府間協定に調印している。米国との間では、(非互恵的)政府間協定(以下「US IGA」という。)のひな型1(b)が調印されたが、これは、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「US FATCA」という。)の税務における自動的な情報交換に関する要件を発効させるものである。英国との間では、英国の課税対象となる居住者および居住法人に関する自動的な税務情報の交換について、同様の政府間協定(以下「UK IGA」といい、US IGAと併せて「IGA」という。)が調印された。

IGAの効力を発生させるため、ケイマン諸島規則(以下、US IGAに関するものを「ケイマン諸島US規則」、UK IGAに関するものを「ケイマン諸島UK規則」といい、併せて「本件規則」という。)が2014年7月4日付で発せられている。本件規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)はIGA(ケイマン諸島税務情報局により継続して見直され、定期的に改正される。)の適用に関するガイドライン覚書(以下「ガイドライン覚書」という。)を公布した。US IGAは、ケイマン諸島US規則(ならびにこれを通じてUS IGAおよびガイドライン覚書)を遵守するケイマン諸島の金融機関(以下「FI」という。)は、US FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はないと定めている。対象となる法人が本件規則を遵守しない場合は違反となり、かかる法人は陪審によらない有罪判決により罰金を科せられ、場合によっては、かかる法人の経営者が禁固刑に処せられることがある。特定の法人の支配者のほか、取締役、ジェネラル・パートナー、

受託者、秘書役およびその他の類似する役員もまた、当該行為がかかる者の同意もしくは黙認により行われた場合またはその他かかる者の懈怠に起因する場合には起訴される可能性がある。

本件規則は、F Iを「報告F I」または「報告外F I」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのF Iは、報告外F Iとしての適格要件を満たさない限り、報告F Iとなる。報告外F Iの分類は、関連するI G Aの別紙2の相互参照により、本件規則において定義されている。

U S F A T C Aに関連して、報告F Iは、ケイマン諸島U S規則に基づき、とりわけ、( )米国内国歳入庁(以下「I R S」という。)との間で「外国金融機関(F F I)契約」を締結することを義務付けられず、( )グローバル仲介人識別番号を取得するためにI R Sに登録することを義務付けられ、( )口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、( )ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をI R Sとの間で自動的に交換する。報告外F Iは、かかる要件に従わない。報告F Iおよび報告外F Iの双方は、U S F A T C Aによる源泉徴収税(現在の料率は30%)の課税を免除されるために、自らのU S F A T C Aの地位に関して、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。U S F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に従い、ファンドの受託会社たる受託会社への支払に対して課されない。ただし、当該受託会社が「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)であるとみなされる場合はこの限りでない。ケイマン諸島U S規則は、受託会社に対して、U S F A T C Aその他のために受託会社による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収することを義務付けていない。

ケイマン諸島U K規則は、ケイマン諸島U S規則と同様の要件を課しているため、トラストの受託会社としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。U K I G Aに関連する源泉徴収税に係る体制は一切存在しておらず、英国歳入関税庁への報告F Iの登録要件も一切存在しない。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的な政府間協定」という。)を第三国との間で締結することを見込んでいる。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- ( ) 受託会社(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- ( ) ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- ( ) 受託会社(またはその代理人)は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- ( ) 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。

- ( ) 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- ( ) U S I G A、U K I G Aもしくは追加的政府間協定のいずれか、本件規則またはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

#### その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

## 5【運用状況】

ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、平成21年3月31日から、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、平成21年12月30日から運用を開始しており、その運用状況は、以下の通りである。

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

(平成26年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注) (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	49,818,770.74	100.10
小計		49,818,770.74	100.10
現金その他の資産(負債控除後)		- 50,024.58	- 0.10
合計 (純資産価額)		49,768,746.16 (約6,000百万円)	100.00

(注)投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

(平成26年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率(注) (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	407,752,176	100.76
小計		407,752,176	100.76
現金その他の資産(負債控除後)		- 3,058,474	- 0.76
合計 (純資産価額)		404,693,702	100.00

( )キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

(平成26年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	39,231,446.37	100.11
小計		39,231,446.37	100.11
現金その他の資産(負債控除後)		- 43,778.41	- 0.11
合計 (純資産価額)		39,187,667.96 (約4,724百万円)	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## ( ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

(平成26年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (USD)	ケイマン 諸島	ユニット・ トラスト	3,657,766	11.44	41,855,857.05	13.62	49,818,770.74	100.10

(注) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ては、平成26年12月末日現在、上記の一銘柄にのみ投資している。

## ( ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

(平成26年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J(JPY, Hedged)	ケイマン 諸島	ユニット・ トラスト	30,732	11,882.15	365,162,194.00	13,268.00	407,752,176.00	100.76

(注) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ては、平成26年12月末日現在、上記の一銘柄にのみ投資している。

## ( ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

(平成26年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	株数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Capital International Fund - Capital Group US Growth and Income Fund (LUX) Class C	ルクセン ブルグ	投資法人	1,286,276.93	23.65	30,417,583.82	30.50	39,231,446.37	100.11

(注) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、平成26年12月末日現在、上記の一銘柄にのみ投資している。

## 【投資不動産物件】(平成26年12月末日現在)

該当事項なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】(平成26年12月末日現在)

該当事項なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末および平成26年12月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

## ( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第一計算期間末 (平成21年8月末日)	51,963,941.33	6,264,253,127	10.34	1,246
第二計算期間末 (平成22年8月末日)	104,397,602.76	12,585,131,013	11.28	1,360
第三計算期間末 (平成23年8月末日)	119,274,563.02	14,378,548,572	11.63	1,402
第四計算期間末 (平成24年8月末日)	125,528,235.24	15,132,428,758	12.58	1,517
第五計算期間末 (平成25年8月末日)	100,726,476.93	12,142,576,794	12.08	1,456
第六計算期間末 (平成26年8月末日)	64,552,300.38	7,781,779,811	12.54	1,512
平成26年1月末日	83,004,905.17	10,006,241,318	12.28	1,480
2月末日	77,998,423.89	9,402,710,000	12.32	1,485
3月末日	72,816,816.19	8,778,067,192	12.24	1,476
4月末日	70,491,402.33	8,497,738,551	12.34	1,488
5月末日	69,597,962.89	8,390,034,426	12.47	1,503
6月末日	67,054,837.01	8,083,460,602	12.46	1,502
7月末日	65,593,268.86	7,907,268,561	12.43	1,498
8月末日	64,552,300.38	7,781,779,811	12.54	1,512
9月末日	59,728,159.46	7,200,229,623	12.40	1,495
10月末日	55,084,652.09	6,640,454,809	12.51	1,508
11月末日	51,473,088.92	6,205,080,869	12.61	1,520
12月末日	49,768,746.16	5,999,622,350	12.54	1,512

## &lt; 参考情報 &gt;

(平成21年3月31日(運用開始日)～平成26年12月末日)

## 純資産の推移



## （ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第一計算期間末 (平成21年8月末日)	445,839,203	1,017
第二計算期間末 (平成22年8月末日)	604,445,067	1,087
第三計算期間末 (平成23年8月末日)	714,483,561	1,111
第四計算期間末 (平成24年8月末日)	744,948,755	1,185
第五計算期間末 (平成25年8月末日)	681,297,154	1,126
第六計算期間末 (平成26年8月末日)	512,782,708	1,157
平成26年1月末日	579,716,429	1,139
2月末日	571,674,713	1,141
3月末日	566,267,140	1,133
4月末日	554,376,936	1,141
5月末日	552,887,646	1,154
6月末日	546,839,220	1,152
7月末日	520,320,206	1,148
8月末日	512,782,708	1,157
9月末日	486,555,133	1,143
10月末日	435,783,140	1,152
11月末日	431,981,981	1,160
12月末日	404,693,702	1,153

## &lt; 参考情報 &gt;

(平成21年3月31日(運用開始日)～平成26年12月末日)

## 純資産の推移



## （ ）キャピタル US グロス・アンド・インカム・ファンド

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	受益証券	基準通貨	円
第二計算期間末 (平成22年8月末日)	20,391,943.01	2,458,248,730	米ドル建て	9.38	1,131
			円建て	847	-
第三計算期間末 (平成23年8月末日)	19,841,138.71	2,391,849,271	米ドル建て	10.39	1,253
			円建て	844	-
第四計算期間末 (平成24年8月末日)	20,205,461.16	2,435,768,343	米ドル建て	11.99	1,445
			円建て	999	-
第五計算期間末 (平成25年8月末日)	32,776,775.88	3,951,240,332	米ドル建て	13.91	1,677
			円建て	1,432	-
第六計算期間末 (平成26年8月末日)	40,801,818.73	4,918,659,248	米ドル建て	16.86	2,032
			円建て	1,832	-
平成26年1月末日	46,002,581.76	5,545,611,231	米ドル建て	14.87	1,793
			円建て	1,599	-
2月末日	53,620,349.00	6,463,933,072	米ドル建て	15.55	1,875
			円建て	1,658	-
3月末日	54,327,200.75	6,549,144,050	米ドル建て	15.74	1,897
			円建て	1,698	-
4月末日	52,684,777.01	6,351,149,869	米ドル建て	15.77	1,901
			円建て	1,693	-
5月末日	46,646,356.64	5,623,218,293	米ドル建て	16.27	1,961
			円建て	1,732	-
6月末日	45,762,000.40	5,516,609,148	米ドル建て	16.64	2,006
			円建て	1,766	-
7月末日	40,902,329.57	4,930,775,830	米ドル建て	16.49	1,988
			円建て	1,775	-
8月末日	40,801,818.73	4,918,659,248	米ドル建て	16.86	2,032
			円建て	1,832	-
9月末日	38,237,067.78	4,609,478,521	米ドル建て	16.57	1,998
			円建て	1,897	-
10月末日	39,465,416.87	4,757,556,004	米ドル建て	16.86	2,032
			円建て	1,968	-
11月末日	39,543,195.21	4,766,932,183	米ドル建て	17.27	2,082
			円建て	2,135	-
12月末日	39,187,667.96	4,724,073,373	米ドル建て	17.15	2,067
			円建て	2,141	-

## &lt;参考情報&gt;

(平成21年12月30日(運用開始日)～平成26年12月末日)

## 純資産の推移



## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

## （ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

計算期間	収益率 <sup>(注)</sup>
第一計算期間 (平成21年3月31日(運用開始日) ～平成21年8月末日)	3.40%
第二計算期間 (平成21年9月1日 ～平成22年8月末日)	9.09%
第三計算期間 (平成22年9月1日 ～平成23年8月末日)	3.10%
第四計算期間 (平成23年9月1日 ～平成24年8月末日)	8.17%
第五計算期間 (平成24年9月1日 ～平成25年8月末日)	-3.97%
第六計算期間 (平成25年9月1日 ～平成26年8月末日)	3.81%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

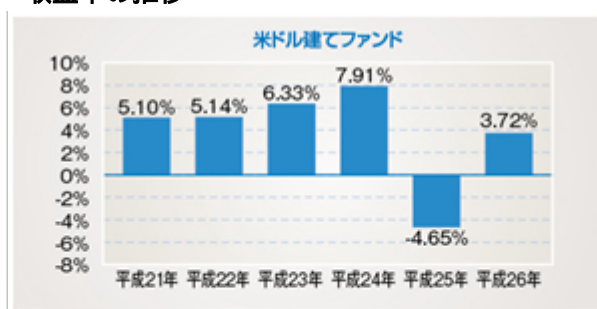
b = 当該各会計年度の直前の会計年度の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日(設定日の1口当たり純資産価格)

運用開始日(設定日)の1口当たり純資産価格: 10米ドル

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移



(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配落の額)(平成21年については、米ドル建てファンドは、1口当たり10米ドル、円建て(ヘッジあり)ファンドは、1口当たり1,000円)

(注2) 平成21年については平成21年3月31日(運用開始日)から同年末日までの騰落率となる。

## （ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

計算期間	収益率 <sup>(注)</sup>
第一計算期間 (平成21年3月31日(運用開始日) ～平成21年8月末日)	1.70%
第二計算期間 (平成21年9月1日 ～平成22年8月末日)	6.88%
第三計算期間 (平成22年9月1日 ～平成23年8月末日)	2.21%
第四計算期間 (平成23年9月1日 ～平成24年8月末日)	6.66%
第五計算期間 (平成24年9月1日 ～平成25年8月末日)	-4.98%
第六計算期間 (平成25年9月1日 ～平成26年8月末日)	2.75%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

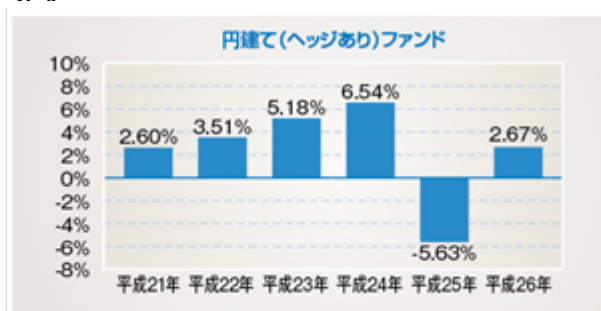
b = 当該各会計年度の直前の会計年度の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日(設定日の1口当たり純資産価格)

運用開始日(設定日)の1口当たり純資産価格: 1,000円

## &lt;参考情報&gt;

## 収益率の推移



(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配額の額)(平成21年については、米ドル建てファンドは、1口当たり10米ドル、円建て(ヘッジあり)ファンドは、1口当たり1,000円)

(注2) 平成21年については平成21年3月31日(運用開始日)から同年末日までの騰落率となる。

## （ ）キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

計算期間	受益証券の種類	収益率 <sup>(注)</sup>
第二計算期間 (平成21年12月30日(運用開始日) ～平成22年8月末日)	米ドル建て受益証券	-6.20%
	円建て受益証券	-15.30%
第三計算期間 (平成22年9月1日 ～平成23年8月末日)	米ドル建て受益証券	10.77%
	円建て受益証券	-0.35%
第四計算期間 (平成23年9月1日 ～平成24年8月末日)	米ドル建て受益証券	15.40%
	円建て受益証券	18.36%
第五計算期間 (平成24年9月1日 ～平成25年8月末日)	米ドル建て受益証券	16.01%
	円建て受益証券	43.34%
第六計算期間 (平成25年9月1日 ～平成26年8月末日)	米ドル建て受益証券	21.21%
	円建て受益証券	27.93%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 上記各会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各会計年度の直前の会計年度の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日(設定日の1口当たり純資産価格)

運用開始日(設定日)の1口当たり純資産価格

米ドル建て受益証券 : 1口当たり10米ドル

円建て受益証券 : 1口当たり1,000円

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移



(注1) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 上記各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配前の額)(平成22年については、米ドル建て受益証券は、1口当たり10米ドル、円建て受益証券は、1口当たり1,000円)

(注2) 平成22年については平成21年12月30日(運用開始日)から平成22年末日までの機落率となる。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

## ( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (平成21年3月16日(当初申込開始日) ～平成21年8月末日)	5,145,391.007 (5,145,391.007)	121,645.752 (121,645.752)	5,023,745.255 (5,023,745.255)
第二計算期間 (平成21年9月1日 ～平成22年8月末日)	7,250,279.413 (7,250,279.413)	3,017,212.483 (3,017,212.483)	9,256,812.185 (9,256,812.185)
第三計算期間 (平成22年9月1日 ～平成23年8月末日)	8,292,067.547 (8,292,067.547)	7,293,343.024 (7,293,343.024)	10,255,536.708 (10,255,536.708)
第四計算期間 (平成23年9月1日 ～平成24年8月末日)	529,347.721 (529,347.721)	807,479.826 (807,479.826)	9,977,404.603 (9,977,404.603)
第五計算期間 (平成24年9月1日 ～平成25年8月末日)	2,260,567.290 (2,260,567.290)	3,902,224.248 (3,902,224.248)	8,335,747.645 (8,335,747.645)
第六計算期間 (平成25年9月1日 ～平成26年8月末日)	497,382.917 (497,382.917)	3,684,744.396 (3,684,744.396)	5,148,386.166 (5,148,386.166)

(注) ( )内の口数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

## ( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (平成21年3月16日(当初申込開始日) ～平成21年8月末日)	445,870.018 (445,870.018)	7,521.598 (7,521.598)	438,348.420 (438,348.420)
第二計算期間 (平成21年9月1日 ～平成22年8月末日)	315,255.407 (315,255.407)	197,676.935 (197,676.935)	555,926.892 (555,926.892)
第三計算期間 (平成22年9月1日 ～平成23年8月末日)	566,758.450 (566,758.450)	479,351.969 (479,351.969)	643,333.373 (643,333.373)
第四計算期間 (平成23年9月1日 ～平成24年8月末日)	33,902.551 (33,902.551)	48,774.235 (48,774.235)	628,461.689 (628,461.689)
第五計算期間 (平成24年9月1日 ～平成25年8月末日)	344,901.686 (344,901.686)	368,064.421 (368,064.421)	605,298.954 (605,298.954)
第六計算期間 (平成25年9月1日 ～平成26年8月末日)	28,942.916 (28,942.916)	191,008.649 (191,008.649)	443,233.221 (443,233.221)

## ( ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## 米ドル建て受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第二計算期間 (平成21年12月17日(当初申込開始日) ~ 平成22年8月末日)	2,950,319.774 (2,950,319.774)	963,567.526 (963,567.526)	1,986,752.248 (1,986,752.248)
第三計算期間 (平成22年9月1日 ~ 平成23年8月末日)	1,869,585.421 (1,869,585.421)	2,178,057.437 (2,178,057.437)	1,678,280.232 (1,678,280.232)
第四計算期間 (平成23年9月1日 ~ 平成24年8月末日)	24,022.162 (24,022.162)	219,830.880 (219,830.880)	1,482,471.514 (1,482,471.514)
第五計算期間 (平成24年9月1日 ~ 平成25年8月末日)	1,568,472.920 (1,568,472.920)	894,177.206 (894,177.206)	2,156,767.228 (2,156,767.228)
第六計算期間 (平成25年9月1日 ~ 平成26年8月末日)	2,162,879.313 (2,162,879.313)	2,245,180.253 (2,245,180.253)	2,074,466.288 (2,074,466.288)

## 円建て受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第二計算期間 (平成21年12月17日(当初申込開始日) ~ 平成22年8月末日)	223,604.745 (223,604.745)	48,342.364 (48,342.364)	175,262.381 (175,262.381)
第三計算期間 (平成22年9月1日 ~ 平成23年8月末日)	422,145.568 (422,145.568)	378,896.553 (378,896.553)	218,511.396 (218,511.396)
第四計算期間 (平成23年9月1日 ~ 平成24年8月末日)	1,074.716 (1,074.716)	28,775.483 (28,775.483)	190,810.629 (190,810.629)
第五計算期間 (平成24年9月1日 ~ 平成25年8月末日)	179,809.693 (179,809.693)	181,079.931 (181,079.931)	189,540.391 (189,540.391)
第六計算期間 (平成25年9月1日 ~ 平成26年8月末日)	354,268.406 (354,268.406)	213,847.447 (213,847.447)	329,961.350 (329,961.350)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売

##### 手続

受益証券は、申込人が購入を希望する受益証券の口数または価額を明記して購入申込通知を完成させ、管理事務代行会社へ送付することにより、購入することができる。購入申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。ただし、かかる購入申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう完成された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

##### 受益証券のクラス

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドにおいて、米ドル建ての「米ドル建て受益証券」および円建ての「円建て受益証券」の2種類のクラスの受益証券が発行される。

各純資産価額は、共通のポートフォリオに対する当該クラスへの参加ならびに当該クラスに特に帰属する資産および負債を反映して、各クラスの受益証券について計算される。

##### 受益証券の追加発行

（イ）「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、（ ）ルクセンブルグおよびケイマン諸島において銀行が営業している日、（ ）ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日で、かつ（ ）日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日直後のルクセンブルグにおける銀行営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

#### （ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、価額または受益証券口数により申込みを行う。受益証券は、各発行日に、関連する発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

発行日の申込人1人当たりの最低申込価額は、販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額である。申込人1人当たりの取得申込みのための受益証券の最低口数は、0.001口以上0.001口単位である。小数第3位までの端数の受益証券を発行することができる。

( ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手續に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、価額または受益証券口数により申込みを行う。受益証券は、各発行日に、関連する発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

発行日の申込人1人当たりの最低申込価額は、販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額である。申込人1人当たりの取得申込みのための受益証券の最低口数は、0.001口以上0.001口単位である。小数第3位までの端数の受益証券を発行することができる。

(口) 申込総額の3%（税抜）を上限とする販売手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

(八) 支払

( ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー

投資者が管理事務代行会社とともにその他の通貨で支払を行うよう調整しない限り、支払は基準通貨で行われなければならない。その他の自由に交換可能な通貨での支払は、基準通貨に交換され、（かかる為替換算コストの控除後の）交換手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコストの負担を伴うことがある。

日本における販売会社または販売取扱会社が保有する販売手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日から起算して6営業日目の日（または当該6営業日目に決済を行うことができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）に、受領されることを要する。

( ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

投資者が管理事務代行会社とともにその他の通貨で支払を行うよう調整しない限り、支払は投資者が購入するクラスの通貨により行われることを要する。その他の事由に交換可能な通貨での支払は、当該クラスの関連通貨に交換され、（かかる為替換算コストの控除後の）交換手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコストの負担を伴うことがある。

日本における販売会社または販売取扱会社が保有する販売手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日から起算して6営業日目の日（または当該6営業日目に決済を行うことができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）に、受領されることを要する。

(二) 管理会社は、その単独裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、各サブ・ファンドに補償することを申込人に要求する権利を留保する。

(ホ) 受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

## 適格投資家

サブ・ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）に、受益証券を販売することができない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免除会社または通常の非居住会社を除く。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

## テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる規則（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- （a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金 / 分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- （b）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- （c）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

#### 所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合には、この限りではない。表明、包含、解釈された信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一名の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

#### その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止されることがある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、かかる変更に関係して日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

## 譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

## （２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における４営業日目（ただし、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券については、当該日が米国における銀行休業日である場合には、日本および米国の銀行における翌営業日）に、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるシティバンク銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

日本の投資者は日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

### （イ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、発行日のルクセンブルグにおける翌銀行営業日（計算日）に算出される。通常、日本における販売会社は計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

米ドル建てファンドおよび円建て(ヘッジあり)ファンドの最低取得申込金額は、販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低取得申込金額である。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

(ロ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、発行日のルクセンブルグにおける翌銀行営業日(計算日)に算出される。通常、日本における販売会社は計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

米ドル建て受益証券および円建て受益証券の最低取得申込金額は、販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低取得申込金額である。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

受益証券の取得申込みにあたって、上限3.24%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

投資者は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドル建てファンド/米ドル建て受益証券の場合は米ドル、円建てファンド/円建て受益証券の場合は日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券を日本において販売することができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

日本における販売会社および販売取扱会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

#### 譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社が絶対的裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人が自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社および日本における販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

前記「（1）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

#### 買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、計算日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

「買戻日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日直後のルクセンブルグにおける銀行営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

#### (イ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知の写しは、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の総口数を明記した上で、当該買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、1口以上0.001口単位とし、受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

#### (ロ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で受益証券の口数をもって行うことができる。買戻請求通知の写しは、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の総口数を明記した上で、当該買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、1口以上0.001口単位とし、受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

#### 買戻しの制限

#### (イ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー

いずれかの買戻日におけるピムコ トータル・リターン ストラテジーに関する買戻請求通知の合計が、ピムコ トータル・リターン ストラテジーの投資先ファンドに適用ある買戻制限を受けて、管理会社はその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期することができる。

#### (ロ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

いずれかの買戻日におけるキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドに適用ある買戻制限を受けて、管理会社はその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期することができる。

一時停止期間中（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項参照）、受益証券の買戻しは行われぬ。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

#### 買戻代金の支払

##### (イ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日から起算して6営業日後(もしくは当該6営業日目以前に決済を行うことができなかつた場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)または管理会社が随時決定するその他の日までに行われるものとする。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者の危険および費用負担で基準通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

##### (ロ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日から起算して6営業日後(もしくは当該6営業日目以前に決済を行うことができなかつた場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)または管理会社が随時決定するその他の日までに行われるものとする。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で関連するクラスの通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの受益証券の買戻代金の支払は、キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドの受益証券にかかる買戻代金の受領に依拠することがある。キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの受益証券の買戻代金の受領遅延の可能性に関するより詳細な情報については、後記「別紙C プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

#### 強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面により通知することにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

(イ) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。

( ) いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、

( ) 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または

( ) サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

(ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たない場合。

(ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。

- (ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。
- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記（イ）の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

また、上記（ロ）、（ハ）および（リ）については、本書の日付現在、適用されることはない。

## (2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、計算日に、管理事務代行会社が計算する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知することにより、1口以上0.001口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。ただし、保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。

### ( ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

### ( ) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

(注1) シティバンク銀行は、日本における販売会社が定める販売取扱会社である。シティバンク銀行の一部の支店等で買戻しを取り扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による買戻しのみを受け付ける場合がある。

(注2) 販売取扱会社としてのシティバンク銀行におけるインターネット取引での買戻しについては、シティバンク銀行に照会のこと。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日（計算日の日本における翌営業日）から起算して日本における４営業日目（ただし、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券については、当該日が米国における銀行休業日である場合には、日本および米国の銀行における翌営業日）に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行い、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券の場合は米ドル、円建てファンドおよび円建て受益証券の場合は日本円により行われるものとする。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

### 3【スイッチング手続等】

#### (1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間中を除き、またサブ・ファンドにかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、他の現存するサブ・ファンドまたはそのクラス（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、（ ）スイッチング元サブ・ファンドがピムコ トータル・リターン ストラテジーである場合、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに、（ ）スイッチング元サブ・ファンドがキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドである場合、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課される。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談するべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

## （2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{(注1) (注2)}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

（注1）異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

（注2）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

## &lt;スイッチング&gt;

プレミアム・ファンズの各サブ・ファンド(ピムコ トータル・リターン ストラテジー/キャピタル US グロース・  
アンド・インカム・ファンド)間および各サブ・ファンドのクラス受益証券間でのスイッチングを行うことができ  
る。



- 異なる表示通貨間でのスイッチングには、1.08%(税抜1.0%)の手数料がかかる。
- 同じ表示通貨間でのスイッチングには、手数料はかからない。

#### 4【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。

サブ・ファンドの各受益証券1口当たりの純資産価格は、円建て受益証券については整数値とし、米ドル建て受益証券については小数第2位に四捨五入される。このような四捨五入による調整の結果生じる利益は、サブ・ファンドにより保有される。

各評価日現在におけるキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産価額は、信託証書に記載されている原則に従い、各計算日に算出される。

管理会社は、管理事務代行会社に、各評価日におけるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算させる。関係する受益者は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を、管理会社および管理事務代行会社の事務所において、評価日直後のルクセンブルグにおける銀行営業日（「計算日」）に閲覧することができる。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

(イ) 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。

(ロ) 次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含むが、これに限定されない。）を配分する。

(ハ) 最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額（もしあれば）を除外する。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

(イ) 最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。

(ロ) 次に、四捨五入して小数第2位（すなわち、セントの単位）まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、またはサブ・ファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

(イ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。

- (ロ) 金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ金融商品取引所の最新の市場価格で評価する。
- (ハ) 金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (ニ) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (ホ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (ヘ) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。
- (ト) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- (イ) 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適式に完了したもののとして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

サブ・ファンドの純資産価額は、原則として、関係する評価日直後のルクセンブルグにおける銀行営業日に計算される。

#### 純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび/またはスイッチング(スイッチングの停止については、受益証券の純資産

価額の計算、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合)を、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

- (イ) サブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (ロ) 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- (ハ) サブ・ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- (ニ) 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- (ホ) サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

## (2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

## (3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成20年9月11日から149年後に終了する予定である。

## (4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。

## (5) 【その他】

### 発行限度額

サブ・ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

### ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

- (イ) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

- (ロ) ピムコ トータル・リターン ストラテジーについては、円建てファンドおよび米ドル建てファンドを合計した純資産価額が3,000万米ドル、または管理会社および受託会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、日本における販売会社および販売取扱会社と協議した上で、ピムコ トータル・リターン ストラテジーの終了を決定した場合。また、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについては、( i ) その純資産価額が1,000万米ドル、または管理会社および受託会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の金額を下回り、管理会社および受託会社が、日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上で、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの終了を決定した場合、または( ) キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先ファンドが終了した場合。
- (ハ) 受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。
- (ニ) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。
- (ホ) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。
- (ヘ) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。
- (ト) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。
- サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちに当該サブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

#### 信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合と判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定しまたは追加することができる。

管理会社または受託会社が、

- ( ) かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または
- ( ) かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により（法的拘束力の有無にかかわらず）必要であると判断すること

を書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）の承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 投資運用契約

#### ピムコ トータル・リターン ストラテジー

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていないなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利を行使する。

受益者の有する権利は次の通りである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

#### 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

#### 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

#### 残余財産分配請求権

ファンドまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各サブ・ファンドの信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

### 業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

### (2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

### (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

### (4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トウシュ（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- 1 ) 米ドル建て受益証券 = 米ドル  
2 ) 円建て受益証券 = 日本円

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 120.55円

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての財務書類

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
純資産計算書  
2014年8月31日現在  
(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		54,524,648.04	6,572,946
投資有価証券 - 公正価値	1.2	64,603,635.66	7,787,968
投資有価証券売却未収金		214,266.00	25,830
銀行預金		71,275.73	8,592
受益証券販売未収金		47,769.46	5,759
資産合計		64,936,946.85	7,828,149
<b>負債</b>			
受益証券買戻し未払金		244,099.10	29,426
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	30,727.43	3,704
未払投資運用会社報酬	4	24,953.89	3,008
未払印刷および公告費用		24,160.49	2,913
未払弁護士費用		18,130.98	2,186
投資有価証券購入未払金		18,019.45	2,172
未払専門家費用		10,808.18	1,303
未払代行協会員報酬	8	4,881.59	588
未払管理事務代行会社報酬	5	4,252.36	513
未払受託会社報酬	2	2,445.60	295
未払管理会社報酬	3	1,627.15	196
未払保管会社報酬	6	540.25	65
負債合計		384,646.47	46,369
純資産		64,552,300.38	7,781,780
発行済受益証券口数		5,148,386.166口	
1口当たり純資産価格		12.54	1,512円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
 損益および純資産変動計算書  
 2014年8月31日終了会計年度  
 （表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
<b>費用</b>			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	457,984.19	55,210
投資運用会社報酬	4	364,713.57	43,966
代行協会員報酬	8	77,587.52	9,353
管理事務代行会社報酬	5	59,537.75	7,177
弁護士費用		43,840.65	5,285
印刷および公告費用		41,855.94	5,046
受託会社報酬	2	14,930.88	1,800
管理会社報酬	3	11,225.65	1,353
専門家費用		11,047.86	1,332
保管会社報酬	6	7,896.49	952
設立費用	1.3	4,365.98	526
登録報酬		310.92	37
費用合計		1,095,297.40	132,038
投資純損失		(1,095,297.40)	(132,038)
<b>以下に係る実現純利益 / (損失) :</b>			
投資有価証券	1.2	5,580,897.40	672,777
外国為替	1.6	(652.04)	(79)
当期の投資純損失および実現純利益		4,484,947.96	540,660
<b>以下に係る未実現評価益 / (損)の純変動額 :</b>			
投資有価証券	1.2	(1,643,701.67)	(198,148)
先渡為替予約	1.7	292.32	35
運用による純資産の純増加額		2,841,538.61	342,547
<b>資本の変動</b>			
受益証券の販売		6,067,505.92	731,438
受益証券の買戻し		(45,083,221.08)	(5,434,782)
資本の純変動額		(39,015,715.16)	(4,703,344)
純資産、期首		100,726,476.93	12,142,577
純資産、期末		64,552,300.38	7,781,780

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2012年 8 月31日	9,977,404.603 □
2013年 8 月31日	8,335,747.645 □
発行受益証券	497,382.917 □
買戻受益証券	(3,684,744.396)□
2014年 8 月31日	5,148,386.166 □

純資産、期末：

	米ドル
2012年 8 月31日	125,528,235.24 (15,132,429千円)
2013年 8 月31日	100,726,476.93 (12,142,577千円)
2014年 8 月31日	64,552,300.38 (7,781,780千円)

1 口当たり純資産価格、期末：

	米ドル
2012年 8 月31日	12.58 (1,517円)
2013年 8 月31日	12.08 (1,456円)
2014年 8 月31日	12.54 (1,512円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
財務書類に対する注記  
2014年8月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- ( a ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- ( b ) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- ( c ) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- ( d ) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- ( e ) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- ( f ) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- ( g ) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- ( h ) 未実現損益は当会計年度に係る投資有価証券の公正価値の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- ( i ) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての最初の5計算期間以内に償却されている。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

### 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

### 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

### 注3．管理会社報酬

2014年5月30日までは、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.03%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

### 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属する純資産額のうち30百万米ドル以下の部分の年率0.10%および当該純資産額のうち30百万米ドル超の部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

### 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

### 注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

2014年5月30日までは、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属する純資産額のうち30百万米ドル以下の部分の年率0.555%および当該純資産額のうち30百万米ドル超の部分の年率0.595%の報酬を受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属する純資産額のうち30百万米ドル以下の部分の年率0.545%および当該純資産額のうち30百万米ドル超の部分の年率0.585%の報酬を受け取る権利を有する。

上記の報酬は、以下の通り配分されている。

全期間について、販売取扱会社は純資産のうち30百万米ドル以下の部分の年率0.535%および当該純資産のうち30百万米ドル超の部分の年率0.575%の報酬を受け取る権利を有し、これは各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる。

2014年5月30日までは、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.020%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.010%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

#### 注8．代行協会員報酬

2014年5月30日までは、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.10%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.09%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

#### 注9．税金

##### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

##### 9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ては、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

#### 注10．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という)で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

#### 注11．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社はピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注12. 決算日後の状況

2014年12月12日に、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。この任命は、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)により2015年2月3日付の書簡にて承認された。

管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
 投資有価証券明細表  
 2014年8月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率 <sup>*</sup>
投資信託			米ドル	米ドル	%
4,767,795.99	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (USD)	米ドル	54,524,648.04	64,603,635.66	100.08
投資信託合計			54,524,648.04	64,603,635.66	100.08
投資有価証券合計			54,524,648.04	64,603,635.66	100.08

## 投資有価証券の分類

2014年8月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) <sup>*</sup>
ケイマン諸島		
	投資信託	100.08
投資有価証券合計		100.08

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する公正価値の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

## Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD

## Statement of net assets as at August 31, 2014

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		54,524,648.04
At fair value	1.2	64,603,635.66
Investments sold receivable		214,266.00
Cash at bank		71,275.73
Subscriptions receivable		47,769.46
<b>Total assets</b>		<b>64,936,946.85</b>
<b>Liabilities</b>		
Redemptions payable		244,099.10
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	30,727.43
Investment Manager fees payable	4	24,953.89
Printing and publishing expenses payable		24,160.49
Legal expenses payable		18,130.98
Investments purchased payable		18,019.45
Professional expenses payable		10,808.18
Agent Company fees payable	8	4,881.59
Administrator fees payable	5	4,252.36
Trustee fees payable	2	2,445.60
Management fees payable	3	1,627.15
Custodian fees payable	6	540.25
<b>Total liabilities</b>		<b>384,646.47</b>
<b>Net assets</b>		<b>64,552,300.38</b>
Number of units outstanding		5,148,386.166
Net asset value per share		12.54

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2014**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	457,984.19
Investment Manager fees	4	364,713.57
Agent Company fees	8	77,587.52
Administrator fees	5	59,537.75
Legal expenses		43,840.65
Printing and publishing expenses		41,855.94
Trustee fees	2	14,930.88
Management fees	3	11,225.65
Professional expenses		11,047.86
Custodian fees	6	7,896.49
Formation expenses	1.3	4,365.98
Registration fees		310.92
<b>Total expenses</b>		<b>1,095,297.40</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(1,095,297.40)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments	1.2	5,580,897.40
Foreign exchange	1.6	(652.04)
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>4,484,947.96</b>
<b>Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on:</b>		
Investments	1.2	(1,643,701.67)
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	292.32
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>2,841,538.61</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		6,067,505.92
Redemption of units		(45,083,221.08)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(39,015,715.16)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>100,726,476.93</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>64,552,300.38</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statistical information****Number of units outstanding at the end of the year:**

August 31, 2012	9,977,404.603
August 31, 2013	8,335,747.645
Units issued	497,382.917
Units redeemed	(3,684,744.396)
August 31, 2014	5,148,386.166

**Net assets at the end of the year:****USD**

August 31, 2012	125,528,235.24
August 31, 2013	100,726,476.93
August 31, 2014	64,552,300.38

**Net asset value per unit at the end of the year:****USD**

August 31, 2012	12.58
August 31, 2013	12.08
August 31, 2014	12.54

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments and other assets**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date as of which any valuation is being made the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be made as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.
- (h) unrealised gains and losses comprises changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior period's unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period;
- (i) Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses have been amortised within the first five financial years of the Series Trust.

**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US Dollar ("USD") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Note 3 - Management fees**

Until May 30, 2014, the Manager was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.46% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum for that portion of net asset value equal to or less than USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.06% per annum for that portion of net asset value over USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees**

Until May 30, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company were entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.555% per annum for that portion of net asset value equal to or less than USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.595% per annum for that portion of net asset value over USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.545% per annum for that portion of net asset value equal to or less than USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.585% per annum for that portion of net asset value over USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fees are split as below:

For the whole period, the Sales Handling Company is entitled to receive 0.535% per annum for portion of net asset value equal or less than USD 30 million and 0.575% per annum for portion of net asset value over USD 30 million, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Until May 30, 2014, the Distributor was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.020% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.010% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 8 - Agent Company fees**

Until May 30, 2014, the Agent Company was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.09% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 9 – Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Note 10 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 11 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties of the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 12 - Subsequent Event**

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* in a letter dated February 3, 2015.

There has been no other significant event after year-end which in the opinion of the Manager requires disclosure in the present financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statement of investments as at August 31, 2014**

(Expressed in US dollars)

Quantity	Description	Currency	Cost	Fair value	Ratio*
<b>Investment funds</b>			<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>%</b>
4,767,795.99	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (USD)	USD	54,524,648.04	64,603,635.66	100.08
<b>Total investment funds</b>			<b>54,524,648.04</b>	<b>64,603,635.66</b>	<b>100.08</b>
<b>Total investments</b>			<b>54,524,648.04</b>	<b>64,603,635.66</b>	<b>100.08</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\* ) Weight of the fair value against the net assets expressed in %.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Classification of investments as at August 31, 2014****Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	100.08
Total investments		100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the fair value against the total net assets expressed in %.

[次へ](#)

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

## 純資産計算書

2013年8月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		88,741,011.64	10,697,729
投資有価証券 - 公正価値	1.2	100,463,700.93	12,110,899
銀行預金		464,854.86	56,038
設立費用(純額)	1.3	4,365.98	526
資産合計		100,932,921.77	12,167,464
<b>負債</b>			
未払販売会社および販売取扱会社報酬	7	50,675.07	6,109
未払投資運用会社報酬	4	39,959.04	4,817
当座借越		38,152.39	4,599
未払印刷および公告費用		25,105.91	3,027
未払弁護士費用		20,721.94	2,498
未払専門家費用		12,207.16	1,472
未払代行協会員報酬	8	8,682.12	1,047
未払管理事務代行会社報酬	5	6,208.74	748
未払受託会社報酬	2	2,709.98	327
未払保管会社報酬	6	865.17	104
未払管理会社報酬	3	865.00	104
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.7,10	292.32	35
負債合計		206,444.84	24,887
純資産		100,726,476.93	12,142,577
発行済受益証券口数			
		8,335,747.645口	
1口当たり純資産価格			
		12.08	1,456円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
 損益および純資産変動計算書  
 2013年8月31日終了会計年度  
 （表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	722,828.10	87,137
投資運用会社報酬	4	568,227.91	68,500
代行協会員報酬	8	123,462.00	14,883
管理事務代行会社報酬	5	86,071.63	10,376
弁護士費用		47,785.26	5,761
印刷および公告費用		36,779.52	4,434
設立費用	1.3	24,861.90	2,997
専門家費用		19,296.61	2,326
受託会社報酬	2	18,536.71	2,235
保管会社報酬	6	12,303.40	1,483
管理会社報酬	3	12,300.79	1,483
費用合計		1,672,453.83	201,614
投資純損失		(1,672,453.83)	(201,614)
以下に係る実現純利益 / (損失) :			
投資有価証券		5,498,174.86	662,805
外国為替		171.09	21
当期の投資純損失および実現純利益		3,825,892.12	461,211
以下に係る未実現評価益 / (損)の純変動額 :			
投資有価証券		(8,460,112.98)	(1,019,867)
先渡為替予約		(292.32)	(35)
運用による純資産の純減少額		(4,634,513.18)	(558,691)
資本の変動			
受益証券の販売		28,517,932.01	3,437,837
受益証券の買戻し		(48,685,177.14)	(5,868,998)
資本の純変動額		(20,167,245.13)	(2,431,161)
純資産、期首		125,528,235.24	15,132,429
純資産、期末		100,726,476.93	12,142,577

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
発行済受益証券口数変動計算書

## 発行済受益証券口数、期末：

2011年8月31日	10,255,536.708 □
2012年8月31日	9,977,404.603 □
発行受益証券	2,260,567.290 □
買戻受益証券	(3,902,224.248) □
2013年8月31日	8,335,747.645 □

## 純資産、期末：

	米ドル
2011年8月31日	119,274,563.02 (14,378,549千円)
2012年8月31日	125,528,235.24 (15,132,429千円)
2013年8月31日	100,726,476.93 (12,142,577千円)

## 1口当たり純資産価格、期末：

	米ドル
2011年8月31日	11.63 (1,402円)
2012年8月31日	12.58 (1,517円)
2013年8月31日	12.08 (1,456円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

## 財務書類に対する注記

2013年8月31日終了会計年度

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に算定する。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

## 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

## 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払い(2013年5月31日までは毎月払い)される、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する(最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル)。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

## 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

## 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

## 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属する純資産額のうち30万米ドル以下の部分の年率0.10%および当該純資産額のうち30万米ドル超の部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

## 注7．販売会社および販売取扱会社報酬

販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属する純資産額のうち30万米ドル以下の部分の年率0.555%および当該純資産額のうち30万米ドル超の部分の年率0.595%の報酬を受け取る権利を有する。

## 注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産額の年率0.10%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産から受け取る権利を有する。

## 注9．税金

## 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

## 9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ては、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10．先渡為替予約

2013年8月31日現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ては以下の未決済の先渡為替予約を有している。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	38,445.42	日本円	3,741,412.00	2013年9月25日	(292.32)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(292.32)

2013年8月31日現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価損合計は、(292.32)米ドルである。

## 注11．為替レート

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2013年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	98.0649

以下の先物為替レートは、2013年8月31日現在の先物為替予約に係る未実現損益を算定するために使用されている。

満期日	通貨	レート	通貨
2013年9月5日	米ドル	98.1428	日本円

#### 注12．分配方針

信託証券補遺の規定に従い、管理会社がその絶対的な裁量によって決定した場合は、各サブ・ファンドに関する付属書類において詳述されている通り、各サブ・ファンドの受益者に分配金が支払われることがある。

管理会社は各サブ・ファンドについて、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の分配金を基準日現在の各サブ・ファンドの各受益者に支払うことがある。

管理会社は、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の中間分配金を基準日現在の当該サブ・ファンドの各受益者に随時支払うことがある。

2013年8月31日に終了した会計年度中に、受益者に支払われた分配金はない。

#### 注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

#### 注14．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社は関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

#### 注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statement of net assets at August 31, 2013**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		88,741,011.64
At fair value	1.2	100,463,700.93
Cash at bank		464,854.86
Formation expenses (Net)	1.3	4,365.98
<b>Total assets</b>		<b>100,932,921.77</b>
<b>Liabilities</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	50,675.07
Investment Manager fees payable	4	39,959.04
Bank overdraft		38,152.39
Printing and publishing expenses payable		25,105.91
Legal expenses payable		20,721.94
Professional expenses payable		12,207.16
Agent Company fees payable	8	8,682.12
Administrator fees payable	5	6,208.74
Trustee fees payable	2	2,709.98
Custodian fees payable	6	865.17
Management fees payable	3	865.00
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.7,10	292.32
<b>Total liabilities</b>		<b>206,444.84</b>
<b>Net assets</b>		<b>100,726,476.93</b>
Number of units outstanding		8,335,747.645
Net asset value per share		12.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2013**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	722,828.10
Investment Manager fees	4	568,227.91
Agent Company fees	8	123,462.00
Administrator fees	5	86,071.63
Legal expenses		47,785.26
Printing and publishing expenses		36,779.52
Formation expenses	1.3	24,861.90
Professional expenses		19,296.61
Trustee fees	2	18,536.71
Custodian fees	6	12,303.40
Management fees	3	12,300.79
<b>Total expenses</b>		<b>1,672,453.83</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(1,672,453.83)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments		5,498,174.86
Foreign exchange		171.09
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>3,825,892.12</b>
<b>Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on:</b>		
Investments		(8,460,112.98)
Forward foreign currency exchange contracts		(292.32)
<b>Net decrease in net assets as a result of operations</b>		<b>(4,634,513.18)</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		28,517,932.01
Redemption of units		(48,685,177.14)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(20,167,245.13)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>125,528,235.24</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>100,726,476.93</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Statement of changes in units outstanding****Number of units outstanding at the end of the year:**

August 31, 2011	10,255,536.708
August 31, 2012	9,977,404.603
Units issued	2,260,567.290
Units redeemed	(3,902,224.248)
August 31, 2013	8,335,747.645

**Net assets at the end of the year:****USD**

August 31, 2011	119,274,563.02
August 31, 2012	125,528,235.24
August 31, 2013	100,726,476.93

**Net asset value per unit at the end of the year:****USD**

August 31, 2011	11.63
August 31, 2012	12.58
August 31, 2013	12.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments in securities**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or, if a net asset value as of such Valuation Day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if on the date as of which any valuation is being made the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised within the first five financial years of the Series Trust, unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US Dollar ("USD") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (until May 31, 2013 payable monthly) (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Note 3 - Management fees**

The Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.46% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum for that portion of net asset value equal to or less than USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.06% per annum for that portion of net asset value over USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor and Sales Handling Company fees**

The Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.555% per annum for that portion of net asset value equal to or less than USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.595% per annum for that portion of net asset value over USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 9 – Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 10 – Forward foreign currency exchange contract**

As at August 31, 2013, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contract:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					<b>USD</b>
USD	38,445.42	JPY	3,741,412.00	05/09/13	(292.32)
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(292.32)

The total net unrealised depreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2013 amounts to USD (292.32).

**Note 11 – Exchange rates**

The exchange rate used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD as at August 31, 2013 is as follows:

Currency	Exchange rate
JPY	98.0649

The following forward exchange rate is used in order to calculate the unrealised gain and loss on forward exchange contract as at August 31, 2013:

Maturity date	Currency	Rate	Currency
05/09/13	USD	98.1428	JPY

**Note 12 - Distribution policy**

Distributions may be made to Unitholders of a Series Trust should the Manager so determine in its absolute discretion and as more fully detailed in the Appendix relating to that Series Trust, pursuant to the provisions of the Supplemental Trust Deed.

The Manager may make distributions for a Series Trust to each Unitholder of such Series Trust as of such day or days determined by the Manager for such Series Trust of such amount and as of such record dates as may be determined by the Manager.

The Manager may, from time to time, make interim distributions to each Unitholder of a Series Trust of such amount as shall be determined by the Manager and at such time or times and as of such record date or dates as the Manager shall determine in respect of such Series Trust.

No distribution was made to Unitholders during the year ended August 31, 2013.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 13 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 14 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, The Custodian, The Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Note 15 - Subsequent Event**

There has been no significant event after year end which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

[次へ](#)

## ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の財務書類

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 純資産計算書

2014年8月31日現在

（表示通貨：日本円）

	注	円
<b>資産</b>		
投資有価証券 - 取得原価		463,267,831
投資有価証券 - 公正価値	1.2	515,637,936
銀行預金		50,235
資産合計		515,688,171
<b>負債</b>		
未払専門家費用		1,122,161
未払印刷および公告費用		861,390
未払受託会社報酬	2	250,141
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	232,795
未払投資運用会社報酬	4	196,546
未払弁護士費用		144,243
未払管理事務代行会社報酬	5	42,687
未払代行協会員報酬	8	38,442
未払管理会社報酬	3	12,810
未払保管会社報酬	6	4,248
負債合計		2,905,463
純資産		512,782,708
発行済受益証券口数		443,233.221口
1口当たり純資産価格		1,157

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 損益および純資産変動計算書

2014年8月31日終了会計年度

（表示通貨：日本円）

	注	円
費用		
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	3,293,258
投資運用会社報酬	4	2,741,146
受託会社報酬	2	1,528,184
印刷および公告費用		1,391,777
専門家費用		1,169,220
管理事務代行会社報酬	5	595,332
代行協会員報酬	8	582,198
弁護士費用		438,185
管理会社報酬	3	85,995
保管会社報酬	6	59,249
登録報酬		31,656
費用合計		11,916,200
投資純損失		(11,916,200)
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券	1.2	16,915,767
外国為替	1.6	(8,655)
当期の投資純損失および実現純利益		4,990,912
以下に係る未実現評価益 / (損)の純変動額 :		
投資有価証券	1.2	10,504,494
先渡為替予約	1.7	(99)
運用による純資産の純増加額		15,495,307
資本の変動		
受益証券の販売		32,980,690
受益証券の買戻し		(216,990,443)
資本の純変動額		(184,009,753)
純資産、期首		681,297,154
純資産、期末		512,782,708

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 統計情報

## 発行済受益証券口数、期末：

2012年8月31日	628,461.689 □
2013年8月31日	605,298.954 □
発行受益証券	28,942.916 □
買戻受益証券	(191,008.649) □
2014年8月31日	443,233.221 □

## 純資産、期末：

	円
2012年8月31日	744,948,755
2013年8月31日	681,297,154
2014年8月31日	512,782,708

## 1口当たり純資産価格、期末：

	円
2012年8月31日	1,185
2013年8月31日	1,126
2014年8月31日	1,157

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 財務書類に対する注記

2014年8月31日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）が保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計年度に係る投資有価証券の公正価値の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての最初の5計算期間以内に償却されている。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

## 1.6 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

### 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

### 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

### 注3．管理会社報酬

2014年5月30日までは、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.03%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

### 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属する純資産額のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.10%および当該純資産額のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

2014年5月30日までは、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属する純資産額のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.555%および当該純資産額のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.595%の報酬を受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属する純資産額のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.545%および当該純資産額のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.585%の報酬を受け取る権利を有する。

上記の報酬は、以下の通り配分されている。

全期間について、販売取扱会社は純資産のうち30百万米ドル以下の部分の年率0.535%および当該純資産のうち30百万米ドル超の部分の年率0.575%の報酬を受け取る権利を有し、これは各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる。

2014年5月30日までは、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.020%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.010%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

## 注8．代行協会員報酬

2014年5月30日までは、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.10%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.09%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注9．税金

### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

### 9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる

税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

#### 注10．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

#### 注11．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社はピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

#### 注12．決算日後の状況

2014年12月12日に、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。この任命は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）により2015年2月3日付の書簡にて承認された。

管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)

## 投資有価証券明細表

2014年8月31日現在

(表示通貨:日本円)

数量	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率 <sup>*</sup>
投資信託			円	円	%
39,028	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (JPY, Hedged)	日本円	463,267,831	515,637,936	100.56
投資信託合計			463,267,831	515,637,936	100.56
投資有価証券合計			463,267,831	515,637,936	100.56

## 投資有価証券の分類

2014年8月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) <sup>*</sup>
ケイマン諸島		
	投資信託	100.56
投資有価証券合計		100.56

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する公正価値の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statement of net assets as at August 31, 2014**

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		463,267,831
At fair value	1.2	515,637,936
Cash at bank		50,235
<b>Total assets</b>		<b>515,688,171</b>
<b>Liabilities</b>		
Professional expenses payable		1,122,161
Printing and publishing expenses payable		861,390
Trustee fees payable	2	250,141
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	232,795
Investment Manager fee payable	4	196,546
Legal expenses payable		144,243
Administrator fees payable	5	42,687
Agent Company fees payable	8	38,442
Management fees payable	3	12,810
Custodian fees payable	6	4,248
<b>Total liabilities</b>		<b>2,905,463</b>
<b>Net assets</b>		<b>512,782,708</b>
Number of units outstanding		443,233.221
Net asset value per unit		1,157

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2014**

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	3,293,258
Investment Manager fees	4	2,741,146
Trustee fees	2	1,528,184
Printing and publishing expenses		1,391,777
Professional expenses		1,169,220
Administrator fees	5	595,332
Agent Company fees	8	582,198
Legal expenses		438,185
Management fees	3	85,995
Custodian fees	6	59,249
Registration fees		31,656
<b>Total expenses</b>		<b>11,916,200</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(11,916,200)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments	1.2	16,915,767
Foreign exchange	1.6	(8,655)
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>4,990,912</b>
<b>Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:</b>		
Investments	1.2	10,504,494
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	(99)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>15,495,307</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		32,980,690
Redemption of units		(216,990,443)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(184,009,753)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>681,297,154</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>512,782,708</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statistical information****Number of units outstanding at the end of the year:**

August 31, 2012	628,461.689
August 31, 2013	605,298.954
Units issued	28,942.916
Units redeemed	(191,008.649)
August 31, 2014	443,233.221

**Net assets at the end of the year:****JPY**

August 31, 2012	744,948,755
August 31, 2013	681,297,154
August 31, 2014	512,782,708

**Net asset value per unit at the end of the year:****JPY**

August 31, 2012	1,185
August 31, 2013	1,126
August 31, 2014	1,157

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments and other assets**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date as of which any valuation is being made the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be made as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.
- (h) unrealised gains and losses comprises changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior period's unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period;
- (i) Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses have been amortised within the first five financial years of the Series Trust.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Note 3 - Management fees**

Until May 30, 2014, the Manager was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.46% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum for that portion of net asset value equal to or less than the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.06% per annum for that portion of net asset value over the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees**

Until May 30, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company were entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.555% per annum for that portion of net asset value equal to or less than the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.595% per annum for that portion of net asset value over the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.545% per annum for that portion of net asset value equal to or less than the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.585% per annum for that portion of net asset value over the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fees are split as below:

For the whole period, the Sales Handling Company is entitled to receive 0.535% per annum for portion of net asset value equal or less than USD 30 million and 0.575% per annum for portion of net asset value over USD 30 million, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Until May 30, 2014, the Distributor was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.020% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.010% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 8 - Agent Company fees**

Until May 30, 2014, the Agent Company was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.09% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 9 - Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Note 10 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant Unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the Units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 11 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties of the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 12 - Subsequent Event**

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* in a letter dated February 3, 2015.

There has been no other significant event after year-end which in the opinion of the Manager requires disclosure in the present financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statement of investments as at August 31, 2014**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Fair value	Ratio*
<b>Investment funds</b>			JPY	JPY	%
39,028	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (JPY, Hedged)	JPY	463,267,831	515,637,936	100.56
<b>Total investment funds</b>			<b>463,267,831</b>	<b>515,637,936</b>	<b>100.56</b>
<b>Total investments</b>			<b>463,267,831</b>	<b>515,637,936</b>	<b>100.56</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the fair value against the net assets expressed in %.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Classification of investments as at August 31, 2014**

## Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	100.56
Total investments		100.56

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the fair value against the net assets expressed in %.

[次へ](#)

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 純資産計算書

2013年8月31日現在

（表示通貨：日本円）

	注	円
<b>資産</b>		
投資有価証券 - 取得原価		642,120,541
投資有価証券 - 公正価値	1.2	683,986,152
銀行預金		466,157
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.7,10	99
<b>資産合計</b>		<b>684,452,408</b>
<b>負債</b>		
未払専門家費用		1,202,568
未払印刷および公告費用		831,920
未払販売会社および販売取扱会社報酬	7	314,801
未払投資運用会社報酬	4	260,957
未払受託会社報酬	2	248,357
未払弁護士費用		139,431
未払代行協会員報酬	8	56,694
未払管理事務代行会社報酬	5	56,674
当座借越		32,572
未払保管会社報酬	6	5,640
未払管理会社報酬	3	5,640
<b>負債合計</b>		<b>3,155,254</b>
<b>純資産</b>		<b>681,297,154</b>
発行済受益証券口数		605,298.954口
1口当たり純資産価格		1,126

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）  
損益および純資産変動計算書  
2013年8月31日終了会計年度  
（表示通貨：日本円）

	注	円
費用		
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	3,974,798
投資運用会社報酬	4	3,294,973
専門家費用		2,017,823
印刷および公告費用		1,533,874
受託会社報酬	2	1,422,421
設立費用	1.3	1,290,071
代行協会員報酬	8	715,837
管理事務代行会社報酬	5	715,621
弁護士費用		368,481
保管会社報酬	6	71,242
管理会社報酬	3	71,223
費用合計		15,476,364
投資純損失		(15,476,364)
以下に係る実現純利益 / (損失)		
投資有価証券		47,239,398
外国為替		(13,643)
当期の投資純損失および実現純利益		31,749,391
以下に係る未実現評価益 / (損)の純変動額：		
投資有価証券		(70,408,500)
先渡為替予約		99
運用による純資産の純減少額		(38,659,010)
資本の変動		
受益証券の販売		407,548,855
受益証券の買戻し		(432,541,446)
資本の純変動額		(24,992,591)
純資産、期首		744,948,755
純資産、期末		681,297,154

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 発行済受益証券口数変動計算書

## 発行済受益証券口数、期末：

2011年8月31日	643,333.373 □
2012年8月31日	628,461.689 □
発行受益証券	344,901.686 □
買戻受益証券	(368,064.421) □
2013年8月31日	605,298.954 □

## 純資産、期末：

	円
2011年8月31日	714,483,561
2012年8月31日	744,948,755
2013年8月31日	681,297,154

## 1口当たり純資産価格、期末：

	円
2011年8月31日	1,111
2012年8月31日	1,185
2013年8月31日	1,126

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

## 財務書類に対する注記

2013年8月31日終了会計年度

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）が保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に算定する。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

## 1.6 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

## 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

## 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払い（2013年5月31日までは毎月払い）される、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

## 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属する純資産額のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.10%および当該純資産額のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注7．販売会社および販売取扱会社報酬

販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産を基に計算された、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属する純資産額のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.555%および当該純資産額のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.595%の報酬を受け取る権利を有する。

## 注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産額の年率0.10%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産から受け取る権利を有する。

## 注9．税金

### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

## 9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

### 注10. 先渡為替予約

2013年8月31日現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)は以下の未決済の先渡為替予約を有している。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 日本円
日本円	32,473.00	米ドル	332.15	2013年9月6日	99
先渡為替予約に係る未実現評価益					99

2013年8月31日現在、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価益合計は、99円である。

### 注11. 為替レート

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2013年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
米ドル	0.0102

以下の先物為替レートは、2013年8月31日現在の先渡為替予約に係る未実現損益を算定するために使用されている。

満期日	通貨	レート	通貨
2013年9月6日	日本円	97.7677	米ドル

#### 注12．分配方針

信託証券補遺の規定に従い、管理会社がその絶対的な裁量によって決定した場合は、各サブ・ファンドに関する付属書類において詳述されている通り、各サブ・ファンドの受益者に分配金が支払われることがある。

管理会社は各サブ・ファンドについて、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の分配金を基準日現在の各サブ・ファンドの各受益者に支払うことがある。

管理会社は、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の中間分配金を基準日現在の当該サブ・ファンドの各受益者に随時支払うことがある。

2013年8月31日に終了した会計年度中に、受益者に支払われた分配金はない。

#### 注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

#### 注14．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社は関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

#### 注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statement of net assets at August 31, 2013**

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		642,120,541
At fair value	1.2	683,986,152
Cash at bank		466,157
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.7,10	99
<b>Total assets</b>		<b>684,452,408</b>
<b>Liabilities</b>		
Professional expenses payable		1,202,568
Printing and publishing expenses payable		831,920
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	314,801
Investment Manager fee payable	4	260,957
Trustee fees payable	2	248,357
Legal expenses payable		139,431
Agent Company fees payable	8	56,694
Administrator fees payable	5	56,674
Bank overdraft		32,572
Custodian fees payable	6	5,640
Management fees payable	3	5,640
<b>Total liabilities</b>		<b>3,155,254</b>
<b>Net assets</b>		<b>681,297,154</b>
Number of units outstanding		605,298.954
Net asset value per unit		1,126

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2013

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	3,974,798
Investment Manager fees	4	3,294,973
Professional expenses		2,017,823
Printing and publishing expenses		1,533,874
Trustee fees	2	1,422,421
Formation expenses	1.3	1,290,071
Agent Company fees	8	715,837
Administrator fees	5	715,621
Legal expenses		368,481
Custodian fees	6	71,242
Management fees	3	71,223
<b>Total expenses</b>		<b>15,476,364</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(15,476,364)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments		47,239,398
Foreign exchange		(13,643)
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>31,749,391</b>
<b>Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:</b>		
Investments		(70,408,500)
Forward foreign currency exchange contracts		99
<b>Net decrease in net assets as a result of operations</b>		<b>(38,659,010)</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		407,548,855
Redemption of units		(432,541,446)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(24,992,591)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>744,948,755</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>681,297,154</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Statement of changes in units outstanding****Number of units outstanding at the end of the year:**

August 31, 2011	643,333.373
August 31, 2012	628,461.689
Units issued	344,901.686
Units redeemed	(368,064.421)
August 31, 2013	605,298.954

**Net assets at the end of the year:****JPY**

August 31, 2011	714,483,561
August 31, 2012	744,948,755
August 31, 2013	681,297,154

**Net asset value per unit at the end of the year:****JPY**

August 31, 2011	1,111
August 31, 2012	1,185
August 31, 2013	1,126

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments in securities**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if on the date as of which any valuation is being made the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised within the first five financial years of the Series Trust, unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (until May 31, 2013 payable monthly) (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Note 3 - Management fees**

The Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.46% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum for that portion of net asset value equal to or less than the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.06% per annum for that portion of net asset value over the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor and Sales Handling Company fees**

The Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.555% per annum for that portion of net asset value equal to or less than the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust and 0.595% per annum for that portion of net asset value over the equivalent of USD 30 million attributable to the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 9 - Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 10 – Forward foreign currency exchange contract**

As at August 31, 2013, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
JPY	32,473.00	USD	332.15	06/09/13	99
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					99

The total net unrealised appreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2013 amounts to JPY 99.

**Note 11 – Exchange rates**

The exchange rate used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD as at August 31, 2013 is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	0.0102

The following forward exchange rate is used in order to calculate the unrealised gain and loss on forward exchange contract as at August 31, 2013:

Maturity date	Currency	Rate	Currency
06/09/13	JPY	97.7677	USD

**Note 12 - Distribution policy**

Distributions may be made to Unitholders of a Series Trust should the Manager so determine in its absolute discretion and as more fully detailed in the Appendix relating to that Series Trust, pursuant to the provisions of the Supplemental Trust Deed.

The Manager may make distributions for a series trust to each Unitholder of such Series Trust as of such day or days determined by the Manager for such Series Trust of such amount and as of such record dates as may be determined by the Manager.

The Manager may, from time to time, make interim distributions to each Unitholder of a Series Trust of such amount as shall be determined by the Manager and at such time or times and as of such record date or dates as the Manager shall determine in respect of such Series Trust.

No distribution was made to Unitholders during the year ended August 31, 2013.

**Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 13 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant Unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the Units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 14 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, The Custodian, The Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Note 15 - Subsequent Event**

There has been no significant event after year end which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

[次へ](#)

## キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの財務書類

## プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## 純資産計算書

2014年8月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		31,746,876.72	3,827,086
投資有価証券 - 公正価値	1.2	41,056,911.72	4,949,411
受益証券販売未収金		104,097.02	12,549
投資有価証券売却未収金		82,742.62	9,975
設立費用(純額)	1.3	8,002.08	965
銀行預金		7.66	1
資産合計		41,251,761.10	4,972,900
<b>負債</b>			
受益証券買戻し未払金		285,964.01	34,473
投資有価証券購入未払金		60,091.07	7,244
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	25,405.67	3,063
未払投資運用会社報酬	4	25,082.38	3,024
未払印刷および公告費用		20,003.20	2,411
未払専門家費用		11,730.33	1,414
未払弁護士費用		11,519.92	1,389
未払管理事務代行会社報酬	5	3,340.39	403
未払代行協会員報酬	8	3,008.70	363
未払受託会社報酬	2	2,445.60	295
未払管理会社報酬	3	1,002.78	121
未払保管会社報酬	6	332.88	40
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.7, 10	15.44	2
負債合計		449,942.37	54,241
純資産		40,801,818.73	4,918,659
<b>純資産</b>			
米ドル建て受益証券		34,980,423.59	4,216,890
円建て受益証券		604,406,350円	
<b>発行済受益証券口数</b>			
米ドル建て受益証券		2,074,466.288口	
円建て受益証券		329,961.350口	
<b>1口当たり純資産価格</b>			
米ドル建て受益証券		16.86	2,032円
円建て受益証券		1,832円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
 損益および純資産変動計算書  
 2014年8月31日終了会計年度  
 （表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	0.45	0
収益合計		0.45	0
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	340,155.55	41,006
投資運用会社報酬	4	332,528.45	40,086
管理事務代行会社報酬	5	44,285.01	5,339
代行協会員報酬	8	43,229.47	5,211
印刷および公告費用		35,601.32	4,292
弁護士費用		26,588.51	3,205
設立費用	1.3	20,311.98	2,449
受託会社報酬	2	14,932.44	1,800
専門家費用		11,970.47	1,443
管理会社報酬	3	6,570.80	792
保管会社報酬	6	4,413.83	532
登録報酬		510.92	62
費用合計		881,098.75	106,216
投資純損失		(881,098.30)	(106,216)
以下に係る実現純利益 / (損失) :			
投資有価証券	1.2	5,079,201.51	612,298
外国為替	1.6	(11,231.23)	(1,354)
当期の投資純損失および実現純利益		4,186,871.98	504,727
以下に係る未実現評価益の純変動額 :			
投資有価証券	1.2	4,234,776.33	510,502
先渡為替予約	1.7	30.12	4
運用による純資産の純増加額		8,421,678.43	1,015,233
資本の変動			
受益証券の販売		38,563,767.49	4,648,862
受益証券の買戻し		(38,960,403.07)	(4,696,677)
資本の純変動額		(396,635.58)	(47,814)
純資産、期首		32,776,775.88	3,951,240
純資産、期末		40,801,818.73	4,918,659

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
統計情報

発行済受益証券口数、期末：	米ドル建て 受益証券	円建て 受益証券
2012年8月31日	1,482,471.514 □	190,810.629 □
2013年8月31日	2,156,767.228 □	189,540.391 □
発行受益証券	2,162,879.313 □	354,268.406 □
買戻受益証券	(2,245,180.253) □	(213,847.447) □
2014年8月31日	2,074,466.288 □	329,961.350 □
純資産、期末：	米ドル	円
2012年8月31日	17,777,348.44 (2,143,059千円)	190,546,146
2013年8月31日	30,009,720.64 (3,617,672千円)	271,350,995
2014年8月31日	34,980,423.59 (4,216,890千円)	604,406,350
1口当たり純資産価格、期末：	米ドル	円
2012年8月31日	11.99 (1,445円)	999
2013年8月31日	13.91 (1,677円)	1,432
2014年8月31日	16.86 (2,032円)	1,832

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## 財務書類に対する注記

2014年8月31日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計年度に係る投資有価証券の公正価値の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

### 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

### 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

### 注3．管理会社報酬

2014年5月30日までは、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.03%の管理会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

### 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.75%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

## 注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

2014年5月30日までは、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産を基に計算された、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.77%の報酬を受け取る権利を有していた。

かかる年率は、販売会社が0.02%を確保した上で販売取扱会社へ残りの0.75%を支払うことから、販売会社0.02%、販売取扱会社0.75%の配分となっていた。

2014年5月31日以降、販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産を基に計算された、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.76%の報酬を受け取る権利を有する。

かかる年率は、販売会社が0.01%を確保した上で販売取扱会社へ残りの0.75%を支払うことから、販売会社0.01%、販売取扱会社0.75%の配分となる。

## 注8．代行協会員報酬

2014年5月30日までは、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有していた。

2014年5月31日以降、代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.09%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

## 注9．税金

### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

### 9.2 その他の国々

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10．先渡為替予約

2014年8月31日現在、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	2,641.18	日本円	274,050.00	2014年9月5日	(1.54)
日本円	3,966,425.00	米ドル	38,190.37	2014年9月4日	(13.90)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(15.44)

2014年8月31日現在、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価損合計は、(15.44)米ドルである。

## 注11．為替レート

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2014年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	103.8250

## 注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

## 注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社はキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

## 注14．決算日後の状況

基礎となるファンドのCapital International Fund - Capital International US Growth and Incomeは2014年9月26日より、Capital International Fund - Capital Group US Growth and Income Fund (LUX)へ名称を変更した。

2014年12月12日に、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。この任命は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）により2015年2月3日付の書簡にて承認された。

管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
 投資有価証券明細表  
 2014年8月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率 <sup>*</sup>
			米ドル	米ドル	%
	Capital International Fund - Capital International US Growth and Income (Class C) <sup>**</sup>	米ドル	31,746,876.72	41,056,911.72	100.63
	投資信託合計		31,746,876.72	41,056,911.72	100.63
	投資有価証券合計		31,746,876.72	41,056,911.72	100.63

## 投資有価証券の分類

2014年8月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) <sup>*</sup>
ルクセンブルグ	投資信託	100.63
投資有価証券合計		100.63

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する公正価値の比率

(<sup>\*\*</sup>) Capital International Fund - Capital International US Growth and Incomeは2014年9月26日より、Capital International Fund - Capital Group US Growth and Income Fund (LUX)へその名称を変更した。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

## Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund

## Statement of net assets as at August 31, 2014

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		31,746,876.72
At fair value	1.2	41,056,911.72
Subscriptions receivable		104,097.02
Investments sold receivable		82,742.62
Formation expenses (Net)	1.3	8,002.08
Cash at bank		7.66
<b>Total assets</b>		<b>41,251,761.10</b>
<b>Liabilities</b>		
Redemptions payable		285,964.01
Investments purchased payable		60,091.07
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	25,405.67
Investment Manager fees payable	4	25,082.38
Printing and publishing expenses payable		20,003.20
Professional expenses payable		11,730.33
Legal expenses payable		11,519.92
Administrator fees payable	5	3,340.39
Agent Company fees payable	8	3,008.70
Trustee fees payable	2	2,445.60
Management fees payable	3	1,002.78
Custodian fees payable	6	332.88
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.7,10	15.44
<b>Total liabilities</b>		<b>449,942.37</b>
<b>Net assets</b>		<b>40,801,818.73</b>
<b>Net assets</b>		
Class USD Unit	USD	34,980,423.59
Class Yen Unit	JPY	604,406,350
<b>Number of units outstanding</b>		
Class USD Unit		2,074,466.288
Class Yen Unit		329,961.350
<b>Net asset value per unit</b>		
Class USD Unit	USD	16.86
Class Yen Unit	JPY	1,832

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2014**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Income</b>		
Bank interest	1.4	0.45
<b>Total income</b>		<b>0.45</b>
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	340,155.55
Investment Manager fees	4	332,528.45
Administrator fees	5	44,285.01
Agent Company fees	8	43,229.47
Printing and publishing expenses		35,601.32
Legal expenses		26,588.51
Formation expenses	1.3	20,311.98
Trustee fees	2	14,932.44
Professional expenses		11,970.47
Management fees	3	6,570.80
Custodian fees	6	4,413.83
Registration fees		510.92
<b>Total expenses</b>		<b>881,098.75</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(881,098.30)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments	1.2	5,079,201.51
Foreign exchange	1.6	(11,231.23)
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>4,186,871.98</b>
<b>Net change in unrealised appreciation on:</b>		
Investments	1.2	4,234,776.33
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	30.12
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>8,421,678.43</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		38,563,767.49
Redemption of units		(38,960,403.07)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(396,635.58)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>32,776,775.88</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>40,801,818.73</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statistical information**

<b>Number of units outstanding at the end of the year:</b>	<b>Class USD Unit</b>	<b>Class Yen Unit</b>
August 31, 2012	1,482,471.514	190,810.629
August 31, 2013	2,156,767.228	189,540.391
Units issued	2,162,879.313	354,268.406
Units redeemed	(2,245,180.253)	(213,847.447)
August 31, 2014	2,074,466.288	329,961.350

<b>Net assets at the end of the year:</b>	<b>USD</b>	<b>JPY</b>
August 31, 2012	17,777,348.44	190,546,146
August 31, 2013	30,009,720.64	271,350,995
August 31, 2014	34,980,423.59	604,406,350

<b>Net asset value per unit at the end of the year:</b>	<b>USD</b>	<b>JPY</b>
August 31, 2012	11.99	999
August 31, 2013	13.91	1,432
August 31, 2014	16.86	1,832

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments and other assets**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is made as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.
- (h) unrealised gains and losses comprises changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior period's unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period.
- (i) Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised within the first five financial years of the Series Trust, unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US Dollar ("USD") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Note 3 - Management fees**

Until May 30, 2014, the Manager was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.75% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees**

Until May 30, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company were entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.77% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Such fee rate was split between the Distributor and the Sales Handling Company as follows: 0.02% and 0.75%, where 0.02% was retained by the Distributor who remitted the remaining 0.75% to the Sales Handling Company.

Since May 31, 2014, the Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.76% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Such fee rate is split between the Distributor and the Sales Handling Company as follows: 0.01% and 0.75%, where 0.01% is retained by the Distributor who remits the remaining 0.75% to the Sales Handling Company.

**Note 8 - Agent Company fees**

Until May 30, 2014, the Agent Company was entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 31, 2014, the Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.09% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 9 - Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts**

As at August 31, 2014, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					USD
USD	2,641.18	JPY	274,050.00	05/09/14	(1.54)
JPY	3,966,425.00	USD	38,190.37	04/09/14	(13.90)
<b>Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts</b>					<b>(15.44)</b>

The total net unrealised depreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2014 amounts to USD (15.44).

**Note 11 - Exchange rate**

The exchange rate used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD as at August 31, 2014 is as follows:

Currency	Exchange rate
JPY	103.8250

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2014)

**Note 12 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per Unit as of the relevant issue day for the relevant Unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendixes. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per Unit as of the repurchase day for the Units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 13 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties of the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Note 14 - Subsequent Events**

Effective on September 26, 2014, the Underlying Fund, Capital International Fund - Capital International US Growth and Income, was renamed to Capital International Fund - Capital Group US Growth and Income Fund (LUX).

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* in a letter dated February 3, 2015.

There has been no other significant event after year-end which in the opinion of the Manager requires disclosure in the present financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statement of investments as at August 31, 2014**

(Expressed in US dollars)

Quantity	Description	Currency	Cost	Fair value	Ratio*
<b>Investment funds</b>			<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>%</b>
1,378,674.00	Capital International Fund – Capital International US Growth and Income (Class C) **	USD	31,746,876.72	41,056,911.72	100.63
<b>Total investment funds</b>			<b>31,746,876.72</b>	<b>41,056,911.72</b>	<b>100.63</b>
<b>Total investments</b>			<b>31,746,876.72</b>	<b>41,056,911.72</b>	<b>100.63</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the fair value against the net assets expressed in %.

(\*\*) Capital International Fund – Capital International US Growth and Income changed its name to Capital International Fund – Capital Group US Growth and Income Fund (LUX) with effect from 26 September 2014.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Classification of investments as at August 31, 2014**

## Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Luxembourg	Investment funds	100.63
Total investments		100.63

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the fair value against the net assets expressed in %.

[次へ](#)

## プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## 純資産計算書

2013年8月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		27,593,545.99	3,326,402
投資有価証券 - 公正価値	1.2	32,668,804.66	3,938,224
銀行預金		167,304.50	20,169
設立費用(純額)	1.3	28,314.06	3,413
資産合計		32,864,423.22	3,961,806
<b>負債</b>			
未払販売会社および販売取扱会社報酬	7	20,325.93	2,450
未払投資運用会社報酬	4	19,807.49	2,388
未払印刷および公告費用		14,329.93	1,727
未払専門家費用		12,206.70	1,472
未払弁護士費用		6,626.68	799
当座借越		5,989.16	722
未払代行協会員報酬	8	2,638.90	318
未払管理事務代行会社報酬	5	2,637.86	318
未払受託会社報酬	2	2,513.16	303
未払保管会社報酬	6	262.86	32
未払管理会社報酬	3	262.78	32
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.7,10	45.89	6
負債合計		87,647.34	10,566
純資産		32,776,775.88	3,951,240
<b>純資産</b>			
米ドル建て受益証券		30,009,720.64	3,617,672
円建て受益証券		271,350,995円	
<b>発行済受益証券口数</b>			
米ドル建て受益証券		2,156,767.228口	
円建て受益証券		189,540.391口	
<b>1口当たり純資産価格</b>			
米ドル建て受益証券		13.91	1,677円
円建て受益証券		1,432円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
 損益および純資産変動計算書  
 2013年8月31日終了会計年度  
 （表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	0.82	0
収益合計		0.82	0
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	169,933.05	20,485
投資運用会社報酬	4	165,599.80	19,963
印刷および公告費用		27,669.21	3,336
代行協会員報酬	8	22,061.77	2,660
管理事務代行会社報酬	5	22,053.13	2,659
設立費用	1.3	20,291.29	2,446
専門家費用		19,295.94	2,326
受託会社報酬	2	15,013.30	1,810
弁護士費用		11,026.72	1,329
保管会社報酬	6	2,197.02	265
管理会社報酬	3	2,196.26	265
費用合計		477,337.49	57,543
投資純損失		(477,336.67)	(57,543)
以下に係る実現純利益 / (損失) :			
投資有価証券		1,433,954.37	172,863
外国為替		(258,983.35)	(31,220)
当期の投資純損失および実現純利益		697,634.35	84,100
以下に係る未実現評価益 / (損)の純変動額 :			
投資有価証券		2,144,962.92	258,575
先渡為替予約		(45.89)	(6)
運用による純資産の純増加額		2,842,551.38	342,670
資本の変動			
受益証券の販売		23,825,360.55	2,872,147
受益証券の買戻し		(14,096,597.21)	(1,699,345)
資本の純変動額		9,728,763.34	1,172,802
純資産、期首		20,205,461.16	2,435,768
純資産、期末		32,776,775.88	3,951,240

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
発行済受益証券口数変動計算書

	米ドル建て 受益証券	円建て 受益証券
発行済受益証券口数、期末：		
2011年8月31日	1,678,280.232 □	218,511.396 □
2012年8月31日	1,482,471.514 □	190,810.629 □
発行受益証券	1,568,472.920 □	179,809.693 □
買戻受益証券	(894,177.206) □	(181,079.931) □
2013年8月31日	2,156,767.228 □	189,540.391 □
純資産、期末：	米ドル	円
2011年8月31日	17,431,554.34 (2,101,374千円)	184,501,875
2012年8月31日	17,777,348.44 (2,143,059千円)	190,546,146
2013年8月31日	30,009,720.64 (3,617,672千円)	271,350,995
1口当たり純資産価格、期末：	米ドル	円
2011年8月31日	10.39 (1,253円)	844
2012年8月31日	11.99 (1,445円)	999
2013年8月31日	13.91 (1,677円)	1,432

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

## 財務書類に対する注記

2013年8月31日終了会計年度

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に算定する。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替に係る未実現損益および実現損益は、当年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

## 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。先渡為替予約によって生じた未実現損益および実現損益は損益および純資産変動計算書で認識される。

#### 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払い（2013年5月31日までは毎月払い）される、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.015%の受託会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

#### 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

#### 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.75%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

#### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

#### 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

#### 注7．販売会社および販売取扱会社報酬

販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産を基に計算された、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.77%の報酬を受け取る権利を有する。かかる年率は、販売会社が0.02%を確保した上で販売取扱会社へ残りの0.75%を支払うことから、販売会社0.02%、販売取扱会社0.75%の配分となる。

#### 注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

#### 注9．税金

## 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

## 9.2 その他の国々

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10．先渡為替予約

2013年8月31日現在、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	6,035.16	日本円	587,327.00	2013年9月5日	(45.89)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(45.89)

2013年8月31日現在、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価損合計は、(45.89)米ドルである。

## 注11．為替レート

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2013年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	98.0649

以下の先物為替レートは、2013年8月31日現在の先渡為替予約に係る未実現損益を算定するために使用されている。

満期日	通貨	レート	通貨
2013年9月5日	米ドル	98.0631	日本円

#### 注12．分配方針

信託証券補遺の規定に従い、管理会社がその絶対的な裁量によって決定した場合は、各サブ・ファンドに関する付属書類において詳述されている通り、各サブ・ファンドの受益者に分配金が支払われることがある。

管理会社は各サブ・ファンドについて、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の分配金を基準日現在の各サブ・ファンドの各受益者に支払うことがある。

管理会社は、管理会社が各サブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の中間分配金を基準日現在の当該サブ・ファンドの各受益者に随時支払うことがある。

2013年8月31日に終了した会計年度中に、受益者に支払われた分配金はない。

#### 注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

#### 注14．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社は関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

#### 注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statement of net assets at August 31, 2013**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		27,593,545.99
At fair value	1.2	32,668,804.66
Cash at bank		167,304.50
Formation expenses (Net)	1.3	28,314.06
<b>Total assets</b>		<b>32,864,423.22</b>
<b>Liabilities</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	20,325.93
Investment Manager fees payable	4	19,807.49
Printing and publishing expenses payable		14,329.93
Professional expenses payable		12,206.70
Legal expenses payable		6,626.68
Bank overdraft		5,989.16
Agent Company fees payable	8	2,638.90
Administrator fees payable	5	2,637.86
Trustee fees payable	2	2,513.16
Custodian fees payable	6	262.86
Management fees payable	3	262.78
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	1.7,10	45.89
<b>Total liabilities</b>		<b>87,647.34</b>
<b>Net assets</b>		<b>32,776,775.88</b>
<b>Net assets</b>		
Class USD Unit	USD	30,009,720.64
Class Yen Unit	JPY	271,350,995
<b>Number of units outstanding</b>		
Class USD Unit		2,156,767.228
Class Yen Unit		189,540.391
<b>Net asset value per unit</b>		
Class USD Unit	USD	13.91
Class Yen Unit	JPY	1,432

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2013**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Income</b>		
Bank interest	1.4	0.82
<b>Total income</b>		<b>0.82</b>
<b>Expenses</b>		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	169,933.05
Investment Manager fees	4	165,599.80
Printing and publishing expenses		27,669.21
Agent Company fees	8	22,061.77
Administrator fees	5	22,053.13
Formation expenses	1.3	20,291.29
Professional expenses		19,295.94
Trustee fees	2	15,013.30
Legal expenses		11,026.72
Custodian fees	6	2,197.02
Management fees	3	2,196.26
<b>Total expenses</b>		<b>477,337.49</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(477,336.67)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on:</b>		
Investments		1,433,954.37
Foreign exchange		(258,983.35)
<b>Net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>697,634.35</b>
<b>Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:</b>		
Investments		2,144,962.92
Forward foreign currency exchange contracts		(45.89)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>2,842,551.38</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		23,825,360.55
Redemption of units		(14,096,597.21)
<b>Net movement in capital</b>		<b>9,728,763.34</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>20,205,461.16</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>32,776,775.88</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Statement of changes in units outstanding**

<b>Number of units outstanding at the end of the year:</b>	<b>Class USD Unit</b>	<b>Class Yen Unit</b>
August 31, 2011	1,678,280.232	218,511.396
August 31, 2012	1,482,471.514	190,810.629
Units issued	1,568,472.920	179,809.693
Units redeemed	(894,177.206)	(181,079.931)
August 31, 2013	2,156,767.228	189,540.391

<b>Net assets at the end of the year:</b>	<b>USD</b>	<b>JPY</b>
August 31, 2011	17,431,554.34	184,501,875
August 31, 2012	17,777,348.44	190,546,146
August 31, 2013	30,009,720.64	271,350,995

<b>Net asset value per unit at the end of the year:</b>	<b>USD</b>	<b>JPY</b>
August 31, 2011	10.39	844
August 31, 2012	11.99	999
August 31, 2013	13.91	1432

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments in securities**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if on the date as of which any valuation is being made the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised within the first five financial years of the Series Trust, unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 1 - Significant accounting policies (continued)****1.5 - Dividend income**

Dividends are recorded in income when they are declared by the Underlying Fund.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US Dollar ("USD") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Forward foreign currency exchange contracts**

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity. Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears (until May 31, 2013 payable monthly) (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 3 - Management fees**

The Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.75% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees**

The Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.77% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. Such fee rate should be split between the Distributor and the Sales Handling Companies as follows: 0.02% and 0.75% where 0.02% is retained by the Distributor who remits the remaining 0.75% to the Sales Handling Companies.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 9 - Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Note 10 – Forward foreign currency exchange contract**

As at August 31, 2013, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contract:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					<b>USD</b>
USD	6,035.16	JPY	587,327.00	05/09/13	(45.89)
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(45.89)

The total net unrealised depreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contract of the Series Trust as at August 31, 2013 amounts to USD (45.89).

**Note 11 – Exchange rates**

The exchange rate used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD as at August 31, 2013 is as follows:

Currency	Exchange rate
JPY	98.0649

The following forward exchange rate is used in order to calculate the unrealised gain and loss on forward exchange contract as at August 31, 2013:

Maturity date	Currency	Rate	Currency
September 5, 2013	USD	98.0631	JPY

**Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(Year ended August 31, 2013)

**Note 12 - Distribution policy**

Distributions may be made to Unitholders of a Series Trust should the Manager so determine in its absolute discretion and as more fully detailed in the Appendix relating to that Series Trust, pursuant to the provisions of the Supplemental Trust Deed.

The Manager may make distributions for a Series Trust to each Unitholder of such Series Trust as of such day or days determined by the Manager for such Series Trust of such amount and as of such record dates as may be determined by the Manager.

The Manager may, from time to time, make interim distributions to each Unitholder of a Series Trust of such amount as shall be determined by the Manager and at such time or times and as of such record date or dates as the Manager shall determine in respect of such Series Trust.

No distribution was made to Unitholders during the year ended August 31, 2013.

**Note 13 - Terms of subscriptions and redemptions of units**

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per Unit as of the relevant issue day for the relevant Unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendixes. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per Unit as of the repurchase day for the Units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 14 - Related party transactions**

The Manager and some of its Directors, the Administrator, The Custodian, The Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

**Note 15 - Subsequent Event**

There has been no significant event after year end which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

**( 2 ) 【損益計算書】**

各サブ・ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表、( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載した各サブ・ファンドの損益および純資産変動計算書を御参照下さい。

**( 3 ) 【投資有価証券明細表等】**

各サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「1 財務諸表、( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を御参照下さい。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

(平成26年12月末日現在)

	米ドル ( を除く )	円 ( を除く )
資産総額	49,891,060.44	6,014,367,336
負債総額	122,314.28	14,744,986
純資産価額 ( - )	49,768,746.16	5,999,622,350
発行済受益証券口数	3,967,638.632口	
1口当たり純資産価格 ( / )	12.54	1,512

( )ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

(平成26年12月末日現在)

	円 ( を除く )
資産総額	407,810,766
負債総額	3,117,064
純資産価額 ( - )	404,693,702
発行済受益証券口数	350,937.359口
1口当たり純資産価格 ( / )	1,153

( )キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

(平成26年12月末日現在)

	米ドル ( およびVを除く )	円 ( を除く )
資産総額	39,244,341.71	4,730,905,393
負債総額	56,673.75	6,832,021
純資産価額 ( - )	39,187,667.96	4,724,073,373
発行済受益証券口数	米ドル建て	1,929,951.156口
	円建て	340,379.874口
1口当たり純資産価格 ( / )	米ドル建て	17.15米ドル
	円建て	2,141円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産価額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

### 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

平成26年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億9,809万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,931円)の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成22年3月31日	446,220ユーロ
平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年1月16日	5,446,220ユーロ
平成26年3月31日	5,446,220ユーロ

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に召集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を保持する責任者である秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任状を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらずUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

平成26年12月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される14本の投資信託を運営および管理している。

（平成26年12月末日現在）

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： 2,823,956,126米ドル ユーロ建て： 12,921,268ユーロ 日本円建て： 349,158,983,258円 豪ドル建て： 2,145,553,617豪ドル ニュージーランド・ドル建て： 546,888,168ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： 67,674,232カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝146.54円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- その他の付帯設備、 工具および備品	3	49,420	7,242	0	0
<b>流動資産</b>					
<b>- 債権</b>					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	537,977	78,835	248,271	36,382
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		17,541	2,570	0	0
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		2,500	366	0	0
- 現金および預金		6,616,633	969,601	2,227,201	326,374
前払金		63,924	9,367	11,250	1,649
<b>資産合計</b>		<b>7,287,995</b>	<b>1,067,983</b>	<b>2,486,722</b>	<b>364,404</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	5	5,446,220	798,089	446,220	65,389
- 準備金					
法定準備金	6	44,622	6,539	44,622	6,539
その他の積立金	7	938,870	137,582	1,369,115	200,630
		983,492	144,121	1,413,737	207,169
- 当期損益		227,250	33,301	(430,245)	(63,048)
		6,656,962	975,511	1,429,712	209,510
<b>引当金</b>					
- 納税引当金	8	0	0	93,657	13,724
- その他の引当金	10.3	115,156	16,875	784,895	115,019
		115,156	16,875	878,552	128,743
<b>非劣後債務</b>					
<b>- 買掛金</b>					
1年以内に支払期限の 到来するもの		88,904	13,028	45,000	6,594
<b>- その他の債務</b>					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	426,973	62,569	133,458	19,557
		515,877	75,597	178,458	26,151
<b>負債合計</b>		<b>7,287,995</b>	<b>1,067,983</b>	<b>2,486,722</b>	<b>364,404</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	1,077,142	157,844	681,417	99,855
人件費					
給与および賃金		495,659	72,634	0	0
給与および賃金に係る 社会保障費		51,741	7,582	0	0
補足年金費用		6,202	909	0	0
その他の社会保障費		46,070	6,751	0	0
		599,672	87,876	0	0
流動資産要素に係る評価調整	4	2,844	417	9,515	1,394
その他の営業費用	10.3	107,739	15,788	829,895	121,613
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および 類似財務費用		7,629	7,629	0	0
		1,795,026	1,795,026	1,520,827	222,862
法人所得税	8	10,355	1,517	13,150	1,927
当期利益		227,250	33,301	0	0
費用合計		2,032,631	297,862	1,533,977	224,789
収益					
純売上高	10.1	1,331,992	195,190	1,099,616	161,138
その他の営業収益	11	699,479	102,502	2,439	357
その他の利息および財務収益					
その他の利息および 類似財務収益		1,160	170	1,677	246
		2,032,631	297,862	1,103,732	161,741
当期損失		0	0	430,245	63,048
収益合計		2,032,631	297,862	1,533,977	224,789

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
オフ・バランスシート  
2014年3月31日に終了した年度  
（単位：ユーロ）

		2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
注					
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 年次財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2014年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメント・トラスト（訳注：原文にはNCS Investment Trustと記載されているが、ザ・NCS・インベストメント・トラストは2014年3月7日付で償還されており、2014年3月31日現在存在していない。）および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの15の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

### 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

### 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

### 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

## 注3．固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	0	0	7,264	0	7,264	(208)	7,056
- オフィス設備	0	0	47,483	0	47,483	(5,119)	42,364
	0	0	54,747	0	54,747	(5,327)	49,420

## 注4．債権

2014年3月31日および2013年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、2,844ユーロ（2013年3月31日に終了した年度：9,515ユーロ）にのぼった。

## 注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

## 注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

## 注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)
損益の繰入額	-	-	(430,245)	-	(430,245)	430,245
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	49,250	(49,250)	-	-
資本金増加	5,000,000	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	227,250
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250

2013年5月31日に開催された年次株主総会は、2013年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

2009年以前の特別納税引当金による回収可能額は、49,250ユーロにのぼる。

## 注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

## 注9．その他の債務

2014年3月31日および2013年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	400,287	80,075
未払販売報酬	26,686	53,383
	<u>426,973</u>	<u>133,458</u>

## 注10. 純売上高およびその他の営業費用

## 10.1 純売上高

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,331,992	1,089,349
受領実績報酬	0	10,267
	<u>1,331,992</u>	<u>1,099,616</u>

## 10.2 その他の外部費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	825,542	562,958
払戻し実績報酬	0	10,267
その他の費用	251,600	108,192
	<u>1,077,142</u>	<u>681,417</u>

2014年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)のサブ・ファンドから、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。2014年2月3日、当社は、2014年3月13日付で、すべてのサブ・ファンドおよびファンドを終了させることを決議した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・ア  
ンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファン  
ズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・  
ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあ  
り）、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワ  
ールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グ  
ラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミッ  
ク・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファ  
ンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・  
ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセ  
ンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎  
月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価  
額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンド  
の平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2014年 2  
月14日、当社は、2014年 3月13日付で、日興アロー・ファンドを終了させることを決議した。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンド  
の平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファン  
ドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、当該四半期中のかかるファンドの  
平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、各四半期末において実現化され、  
支払われる実績報酬を受領する。2014年 3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場  
合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い  
戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラ  
ストの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投  
資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払い戻す。例外として、当社は、日興グ  
ローバル・ファンズ - 日本債券ファンドおよび日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンドか  
ら、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.36%（2013年 5月以降）および0.33%  
（2013年10月以降）の年次管理報酬を受領する。これらの二つのシリーズ・トラストについて、当社は、  
投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%（2013年 5月以降）および0.32%（2013年10月以降）  
の年次報酬を払い戻す。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

### 10.3 その他の営業費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	45,000
運用に係る引当金	0	784,895
その他の管理事務費用	62,739	0
	<u>107,739</u>	<u>829,895</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ（以下「当該投資信託」という。））のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

2013年12月24日付で、当社は、当該投資信託の償還を受けて、当座借越額に充当するために、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に対して784,895ユーロ（2013年3月31日現在の運用に係る引当金）を支払った。当座借越額の支払および債務の充当の対価として、当該投資信託の資産および未収金が当社に振り替えられ、その後投資信託の償還が完了した。

同日付で、S M B C日興証券株式会社は、当該投資信託に関して当社によりなされた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に対して支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、当社において、「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」（注11を参照のこと。）として計上されている。

## 注11．その他の営業収益

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	0	2,439
S N B L（S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社） への業務提供に対する引当金	2,875	0
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	659,618	0
償還済みファンドからの残余額	36,986	0
	<u>699,479</u>	<u>2,439</u>

## 注12．従業員および取締役

## 12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた平均取締役数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

## 12.2 就業者

当年度中の平均従業員数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
上級管理職	2	0
中間管理職	4	0
従業員	2	0
	<u>8</u>	<u>0</u>

## 注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

S I C A Vにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

#### 注14．後発事象

2014年4月22日付で、当社は、C S S F（ルクセンブルグ金融監督委員会）より、A I F M Dの認可を受けている。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2014  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014 EUR	March 31, 2013 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	49 420	0
<b>Current assets</b>			
<b>- Debtors</b>			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	537 977	248 271
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		17 541	0
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		2 500	0
- Cash at bank		6 616 633	2 227 201
<b>Prepayments</b>		<u>63 924</u>	<u>11 250</u>
<b>Total assets</b>		<u><b>7 287 995</b></u>	<u><b>2 486 722</b></u>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	5	5 446 220	446 220
<b>- Reserves</b>			
legal reserve	6	44 622	44 622
other reserves	7	<u>938 870</u>	<u>1 369 115</u>
		983 492	1 413 737
- Profit or loss for the financial year		<u>227 250</u>	<u>(430 245)</u>
		6 656 962	1 429 712
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	8	0	93 657
- Other provisions	10.3	<u>115 156</u>	<u>784 895</u>
		115 156	878 552
<b>Non-subordinated debts</b>			
<b>- Trade creditors</b>			
becoming due and payable within one year		88 904	45 000
<b>- Other creditors</b>			
becoming due and payable within one year	9	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>
		<u>515 877</u>	<u>178 458</u>
<b>Total liabilities</b>		<u><b>7 287 995</b></u>	<u><b>2 486 722</b></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2014  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
<b>CHARGES</b>			
Other external charges	10.2	1 077 142	681 417
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		495 659	0
<i>Social security on salaries and wages</i>		51 741	0
<i>Supplementary pension costs</i>		6 202	0
<i>Other social costs</i>		<u>46 070</u>	<u>0</u>
		<b>599 672</b>	<b>0</b>
Value adjustments of current assets	4	2 844	9 515
Other operating charges	10.3	107 739	829 895
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>7 629</u>	<u>0</u>
		1 795 026	1 520 827
Income tax	8	<u>10 355</u>	<u>13 150</u>
Profit for the financial year		<u>227 250</u>	<u>0</u>
Total charges		<b><u>2 032 631</u></b>	<b><u>1 533 977</u></b>
<b>INCOME</b>			
Net turnover	10.1	1 331 992	1 099 616
Other operating income	11	699 479	2 439
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		1 160	1 677
		<u>2 032 631</u>	<u>1 103 732</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>430 245</u>
Total income		<b><u>2 032 631</u></b>	<b><u>1 533 977</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Off-balance sheet as at March 31, 2014**  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

#### Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2014, the Company manages 15 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, , Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

#### Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)****2.1 Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

## Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost				Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets	0	0	7 264	0	(208)	7 056
of which:	0	0	47 483	0	(5 119)	42 364
-furniture, fixture and fittings	0	0	54 747	0	(5 327)	49 420
-office arrangements						

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2014 and March 31, 2013 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 2 844 (year ended March 31, 2013: EUR 9 515).

**Note 5 - Subscribed capital**

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

**Note 6 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

**Note 7 - Capital and reserves**

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)
Allocation of the result	-	-	(430 245)	-	(430 245)	430 245
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	49 250	(49 250)	-	-
Increase of Capital	5 000 000	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>227 250</u>
<b>Balance at March 31, 2014</b>	<b><u>5 446 220</u></b>	<b><u>44 622</u></b>	<b><u>738 070</u></b>	<b><u>200 800</u></b>	<b><u>938 870</u></b>	<b><u>227 250</u></b>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2013 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2013.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Available amount resulting from the recovery of Special Tax reserve for the years prior to 2009 corresponds to EUR 49 250.

**Note 8 – Income tax**

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

**Note 9 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2014 and March 31, 2013 are analysed as follows:

	<b>March 31, 2014</b>	<b>March 31, 2013</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory fees payable	400 287	80 075
Distribution fees payable	<u>26 686</u>	<u>53 383</u>
	<b><u>426 973</u></b>	<b><u>133 458</u></b>

**Note 10 - Net turnover and other external charges****10.1 Net turnover**

	<b>March 31, 2014</b>	<b>March 31, 2013</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Management fees received	1 331 992	1 089 349
Performance fees received	<u>0</u>	<u>10 267</u>
	<b><u>1 331 992</u></b>	<b><u>1 099 616</u></b>

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

#### 10.2 Other external charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	825 542	562 958
Performance fees reimbursed	0	10 267
Other expenses	<u>251 600</u>	<u>108 192</u>
	<u><b>1 077 142</b></u>	<u><b>681 417</b></u>

The related applicable fee rates as at March 31, 2014 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from the sub-funds of Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September. On February 3, 2014, the Company resolved to terminate all Sub-Funds and the Fund itself with effect on March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund<sup>SM</sup> an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Premier Fund– Nikko Energy Infrastructure, an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund; Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)**

annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. On February 14, 2014, the Company resolved to terminate Nikko Arrow Fund with effect March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2014. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.50% in total. As exception, the Company receives from Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund and Nikko Global Funds – Global Bond Fund, an annual management fee of 0.36% as from May 2013 and 0.33% as from October 2013, of their average net assets during the relevant quarter. For these two series trusts, the Company pays back to the investment manager and the distributor an annual fee rate of 0.35% in total as from May 2013 and 0.32% as from October 2013. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

#### 10.3 Other operating charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	45 000
Operating provisions	0	784 895
Other administrative expenses	<u>62 739</u>	<u>0</u>
	<u><b>107 739</b></u>	<u><b>829 895</b></u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series (the "Funds")).

On December 24, 2013, the Company paid to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. EUR 784 895 (operating provisions as at March 31, 2013) to cover the overdrafts as the liquidation of the Funds. In consideration of the payment of the overdraft and the covering of the liabilities, the assets and any receivable of the Funds were transferred to the Company and the liquidations of the Funds were thereafter completed.

On the same day, SMBC Nikko Securities Inc, paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the Funds. These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" (see note 11).

#### Note 11 – Other operating income

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Adjustment tax from previous years	0	2 439
Provision for service provided to SNBL	2 875	0
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	659 618	0
Residual cash from liquidated funds	<u>36 986</u>	<u>0</u>
	<u><b>699 479</b></u>	<u><b>2 439</b></u>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The average number of directors having been mandated during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Directors	4	4

**12.2 Personnel**

The average number of persons employed during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Senior Management	2	0
Middle Management	4	0
Employees	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u><u>8</u></u>	<u><u>0</u></u>

**Note 13 - Off balance sheet items**

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014  
(continued)**

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.”

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

**Note 14 – Subsequent events**

The company has been granted AIFMD approval from CSSF with effect April 22, 2014.

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 146.54円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 資産及び負債の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2014年9月30日現在

(単位:ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、 工具および備品	38,043	5,575	49,420	7,242
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	1,067,359	156,411	537,977	78,835
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の 到来するもの	23,354	3,422	17,541	2,570
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	2,500	366	2,500	366
現金および預金	6,298,300	922,953	6,616,633	969,601
前払金	92,152	13,504	63,924	9,367
資産合計	<u>7,521,707</u>	<u>1,102,231</u>	<u>7,287,995</u>	<u>1,067,983</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	798,089	5,446,220	798,089
- 準備金				
法定準備金	55,985	8,204	44,622	6,539
その他の積立金	1,154,757	169,218	938,870	137,582
	<u>1,210,742</u>	<u>177,422</u>	<u>983,492</u>	<u>144,121</u>
- 当期損益	(174,990)	(25,643)	227,250	33,301
	<u>6,481,973</u>	<u>949,868</u>	<u>6,656,962</u>	<u>975,511</u>
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	148,380	21,744	115,156	16,875
	<u>148,380</u>	<u>21,744</u>	<u>115,156</u>	<u>16,875</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	105,850	15,511	88,904	13,028
- その他の債務				
1年以内に支払期限の 到来するもの	785,505	115,108	426,973	62,569
	<u>891,355</u>	<u>130,619</u>	<u>515,877</u>	<u>75,597</u>
負債合計	<u>7,521,707</u>	<u>1,102,231</u>	<u>7,287,995</u>	<u>1,067,983</u>

## (2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
損益計算書

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	1,474,432	216,063	1,077,142	157,844
人件費	520,799	76,318	599,672	87,876
流動資産要素に係る 評価調整	0	0	2,844	417
その他の営業費用	106,034	15,538	107,739	15,788
その他の利息および 類似財務費用	(5,461)	(800)	7,629	1,118
	2,095,803	307,119	1,795,026	263,043
法人所得税	5,178	759	10,355	1,517
	2,100,981	307,878	1,805,381	264,561
当期利益	0	0	227,250	33,301
費用合計	2,100,981	307,878	2,032,631	297,862
収益				
純売上高	1,915,334	280,673	1,331,992	195,190
その他の営業収益	8,818	1,292	699,479	102,502
その他の利息および 類似財務収益	1,839	269	1,160	170
	1,925,991	282,235	2,032,631	297,862
当期損失	174,990	25,643	0	0
収益合計	2,100,981	307,878	2,032,631	297,862

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益（調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払を行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

#### 5【その他】

## (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

## (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

## (3) 出資の状況

該当事項なし。

## (4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券届出書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本の額及び事業の内容】

#### (1) プレミアム・ファンズ・リミテッド（「受託会社」）

##### 資本金の額

受託会社の発行済株式資本金は、平成26年12月末日現在、100米ドル（約12,055円）である。

##### 事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）の「管理子会社」（銀行および信託会社法（2013年改正）に規定されている。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

#### (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

##### 資本金の額

平成26年3月末日現在、90,154,448ユーロ（約132億円）

##### 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

#### (3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

##### 資本金の額

平成26年12月末日現在、100億円

##### 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、投資信託受益証券を取り扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

#### (4) ピムコジャパンリミテッド（ピムコ トータル・リターン ストラテジーの「投資運用会社」）

##### 資本金の額

平成26年12月末日現在、13,411,674.44米ドル（約16億1,678万円）

##### 事業の内容

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っている。また金融商品取引法に定める投資助言業務等を行っている。

#### (5) キャピタル・インターナショナル株式会社（「キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資運用会社」）

##### 資本金の額

平成26年12月末日現在、4億5,000万円

##### 事業の内容

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っている。また金融商品取引法に定める投資助言業務等を行っている。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) プレミアム・ファンズ・リミテッド

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited) の「管理子会社」(銀行および信託会社法(2013年改正)に規定されている。)であり、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

信託証書の規定に従って、受託会社は、サブ・ファンドに関連して(関係する信託証書に基づく権限および職務の履行に際して)受託会社として負担し、または当事者となったすべての訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または催告について、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受け、かつ信託財産に対し求償権を有するものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

各信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

## (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、各サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社(本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者

を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

### (3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

### (4) ピムコジャパンリミテッド

管理会社は、信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に基づいて、ピムコ トータル・リターン ストラテジーのポートフォリオ管理をピムコジャパンリミテッドに委任している。投資運用会社は、管理会社の取締役会による全般的な監督および責任の下で、適用ある投資目的および投資制限に従って、ピムコ トータル・リターン ストラテジーの資産の投資および再投資に関する責任を負う。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、害意または重過失がない限り、ピムコ トータル・リターン ストラテジーに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

#### (5) キャピタル・インターナショナル株式会社

管理会社は、信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に基づいて、キャピタル USグロース・アンド・インカム・ファンドのポートフォリオ管理をキャピタル・インターナショナル株式会社に委任している。投資運用会社は、管理会社の取締役会による全般的な監督および責任の下で、適用ある投資目的および投資制限に従って、キャピタル USグロース・アンド・インカム・ファンドの資産の投資および再投資に関する責任を負う。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、害意または重過失がない限り、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

### 3【資本関係】

管理会社のすべての株式を所有している S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、代行協会員および日本における販売会社である S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

### 2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3．規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な

専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

#### 4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

#### 5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、

ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

（a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- ( v ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- ( g ) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- ( h ) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- ( i ) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- ( j ) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- ( k ) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- ( a ) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - ( b ) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - ( c ) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - ( d ) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - ( e ) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- ( a ) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - ( b ) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - ( c ) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - ( d ) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- ( a ) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - ( b ) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - ( c ) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - ( d ) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - ( e ) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- ( a ) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - ( b ) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - ( c ) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- ( a ) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - ( b ) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- ( a ) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - ( b ) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
  - ( c ) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
  - ( d ) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
  - ( e ) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
  - ( f ) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- ( a ) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - ( i ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
    - ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
    - ( v ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
  - ( b ) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
  - ( c ) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
  - ( d ) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- ( a ) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - ( b ) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
  - ( c ) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - ( d ) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - ( e ) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- ( a ) 規制投資信託
  - ( b ) 免許投資信託管理者
  - ( c ) 規制投資信託であった人物、または
  - ( d ) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1( a )項から9.1( d )項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- ( a ) 9.1( a )項から9.1( d )項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - ( b ) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - ( c ) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- ( a ) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - ( b ) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
  - ( c ) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
  - ( d ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - ( e ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- ( a ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
  - ( b ) 投資信託に関する事柄
  - ( c ) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- ( a ) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
  - ( b ) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2014年改訂)または薬物濫用法(2014年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

#### 12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

#### 12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

### 13. 清算

#### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判

所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

## 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

( ) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家

向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
  - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

- ( e ) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条( 4 ) 項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( i ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- ( A ) 特殊事情( 一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。 ) において、12か月を超えない期間に限り、本( ) 項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本( ) 項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社( 投資会社を除く。 ) の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( v ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引( 投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。 ) を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条( 5 ) 項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( i ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社( 投資会社を除く。 ) の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引( 当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。 ) を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条( 6 ) 項は、本規則第21条( 4 ) 項または第21条( 5 ) 項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ( i ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

- ( ) マスター・ファンド、リーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- ( a ) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- ( b ) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- ( c ) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- ( a ) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- ( b ) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- ( c ) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- ( d ) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- ( a ) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- ( b ) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( i ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - ( v ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の( )、( )および( )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

- ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ( ) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- ( ) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
  - ( A ) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - ( B ) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ( ) 投資顧問会社（下記事項を含む）
  - ( A ) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - ( B ) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - ( C ) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙等に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の事項を記載する。
  - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
  - ・ サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下する。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) 受益証券の券面は、発行されない。

## 別紙 A

## 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年8月31日またはファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がサブ・ファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
計算日	関係する評価日直後のルクセンブルクにおける銀行営業日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
米ドル建て受益証券	米ドル建て受益証券として指定された、米ドル建ての受益証券をいう。
円建て受益証券	円建て受益証券として指定された、円建ての受益証券をいう。

保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または信託証書補遺に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	( a ) ( ) 米国人、( ) ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは非居住法人を除く。）、または( ) ( ) もしくは( ) 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または( b ) 現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
F A T C A	( ) 1986年米国内国歳入法第1471条ないし第1474条、およびこれに関連する法律、規則もしくは指針、または類似の税務報告および/もしくは源泉徴収税制度の実施を追求するいずれかの法域において制定された類似の法律、規則もしくは指針、( ) 前記( ) に記載される法律、規則または指針の遵守、促進、補足または実施のため、ケイマン諸島（またはケイマン諸島のいずれかの政府機関）と米国、英国またはその他の法域（当該法域のあらゆる政府機関を含む。）との間で締結された政府間の協定、条約、規則、指針またはその他のあらゆる合意、ならびに( ) 前記( ) および( ) に概略が記載された法律、協定等を実施するケイマン諸島の法律、規則または指針をいう。
当初発行価格	サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）の当初発行について信託証書補遺および/または本書に規定される受益証券1口当たりの価格をいう。

投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベチャー、ディベチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。）をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	ピムコ トータル・リターン ストラテジーについては、ピムコジャパン リミテッド、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについては、キャピタル・インターナショナル株式会社、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
発行日	毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格（買付価格）	サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるサブ・ファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社である S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）を構成するすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書補遺および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により関連する基準通貨で計算する。

受益証券1口当たり 純資産価格	サブ・ファンド(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ)の関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関連するサブ・ファンドの信託財産(または、場合によってはサブ・ファンドの関連するクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産価額を発行済みの当該サブ・ファンド(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズ)の受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。
英文目論見書	平成27年2月付のファンドに関する英文目論見書(随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。)をいう。
基準通貨	サブ・ファンド(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ)に関して、受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済)をいう。
買戻日	毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
販売取扱会社	シティバンク銀行株式会社、または、管理会社および日本における販売会社が各サブ・ファンドに関して随時任命することができるその他の個人、団体もしくは法人をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成20年9月11日に作成された基本信託証書ならびに平成21年2月24日および平成21年11月24日に作成された信託証書補遺に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)およびプレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) 当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。

買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺(随時改正または補完されることがある。)をいう。
一時停止	一つまたは複数のサブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行、買戻しおよび/またはスイッチング(スイッチングの停止については、受益証券の純資産価額の計算、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合)を停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託証書	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺によって補完された基本信託証書をいう。
スイッチング通知	管理会社または管理事務代行会社から入手可能なスイッチング通知をいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の買付金額および関連する信託証書に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	プレミアム・ファンズ・リミテッド、または信託証書補遺に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。文脈上、異なる場合を除き、「受益証券」という用語にはすべてのクラスの受益証券を含む。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。

米国人 受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。

評価日 毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本円 日本の法定通貨をいう。

## 別紙 B

### プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり） 投資先ファンドの概要

米ドル建てファンドの投資先ファンドは、英領ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）の法律に基づき設定されたユニットトラストであるピムコ・ケイマン・トラスト（以下「投資先トラスト」という。）のサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（米ドル建て）である。

円建て（ヘッジあり）ファンドの投資先ファンドは、投資先トラストのサブ・ファンドであるピムコ・ケイマン・トータル・リターン ストラテジー・ファンド」（円建て、ヘッジあり）である。

両サブ・ファンドを総称して、以下、本別紙 B において「投資先ファンド」という。

本概要は、投資先ファンドの2014年3月10日付英文目論見書をもとに作成されている。

## 概要

### 受託会社

ケイマン諸島の法律に基づき1985年に設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、投資先トラストの受託会社として業務に従事する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）に基づく信託会社として業務を行う免許を有しており、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を有している。受託会社は、世界中の個人顧客および法人顧客を対象として信託業務を行っている。

信託宣言の条項および適用あるケイマン諸島の法律に基づき、投資先トラストおよび投資先ファンドの管理および運用に関する権限および最終的な責任は、受託会社が有する。受託会社は、信託宣言の条件に基づき自己のすべての責務を遂行し、または遂行させ、かつ、信託宣言の規定に従い受益者の利益のために投資先トラストを管理しなければならない。ただし、受託会社およびその代理人のいずれも、当該行為が自己の

側に責任を発生させる可能性が高いまたは信託宣言の条件またはその他法律に反すると合理的に判断し、またはその旨顧問から忠告された場合、かかる行為を行うことを要求されない。

#### 運用および管理

信託宣言の条件および適用あるケイマン諸島の法律に基づき、投資先トラストおよび投資先ファンドの運用および管理に関する権限および最終的な責任は、受託会社が有する。受託会社は、一定の制限に従い、管理および運用に関する自己の責任を他の者に委託する権限を授与されており、かかる責任の一部を管理事務代行会社、保管受託銀行および投資顧問会社に委譲した。

#### 管理事務代行会社

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを投資先トラストの管理事務代行会社に任命した。管理事務代行会社は、かかる資格において、投資先トラストのために管理、登録、名義書換代行および会計に関する業務を提供する。

### 特定の名義書換代行サービスの委託

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに対し、投資先トラストに対する特定の名義書換代行業務の提供に関する責務を委託した。この委任により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、決定された分配金（もしあれば）および投資先トラストの受益者に支払われる分配金にかかる帳簿管理、ならびに投資先トラストの受益証券の申込者に関する反マネー・ローンダリング法、本人確認法およびルクセンブルグの規則により要求されるデュー・ディリジェンスの実施を行う責任を負う。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年に設立され、特に名義書換代行サービスを提供している。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイが投資先トラストに対して提供する業務について、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（投資先トラストではない。）がブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに報酬を支払う。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、投資先ファンドから直接報酬を受領するものではない。

### 保管受託銀行

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを投資先トラストの保管受託銀行に任命している。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、米国、欧州および環太平洋地域の金融センターを含む世界中の金融資産にかかる業務遂行に関するあらゆる保管機能、多通貨会計機能およびキャッシュ運用機能を提供する包括的金融機関である。保管受託銀行は、受託会社と保管受託銀行の間で締結された契約（以下「保管契約」という。）の規定に基づき自己に提供され、自己が管理する投資先トラストの全資産につき所有権を有する。保管受託銀行は、投資先トラストの資産すべてまたはその一部を保有させるため、他の銀行および金融機関を任命することができ、また、保管契約に基づく管理業務の遂行を、関連会社または第三者である事業体に委託および外注することができる。ただし、保管受託銀行が、その委託先の選出、維持および監視において合理的な注意を払うことを条件とし、かつ当該委任は、保管受託銀行を保管契約に基づくその管理義務から免除するものではない。保管受託銀行は、自身が決定できる決済機関において証券を保有することができる。保管受託銀行は、投資先トラストの現金および証券の預託に関して、銀行としての通常業務を行う。受益者の利益を保護するため、受益証券の売却により投資先トラストが受領した金銭またはその他ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座で管理され、投資対象の購入目的でのみ当該口座から引出し可能な金銭はすべて、受益者からの買戻請求または支払請求への対応、投資先トラストの費用の支払または授權されたその他の支払に使用される。

### 投資顧問会社

受託会社は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）を投資先ファンドの資産の投資に関する責務を負う投資先トラストの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、1971年に設立されたデラウェア州の有限責任会社である。投資顧問会社は、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問会社として登録された。投資顧問会社は、第三者が負担または被る損失または損害に関して自己に対し行われるあらゆる請求および要求につき、それが自己の詐欺行為、故意の不正行為、故意の不履行または過失によるものでない限り、投資先ファンドの資産から補償される。

## 投資顧問会社の顧問関連会社

PIMCOは、投資先ファンドの投資顧問会社としての地位において、随時、投資先ファンドの資産運用に関する顧問関連会社（ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（ミュンヘン支店）、ピムコジャパンリミテッド、ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッドおよびピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッドを含む。）を雇うことができる。

## 信託宣言および投資先ファンドに適用される投資制限

各受益者は、投資先ファンドの受益証券を取得することにより、信託宣言の条項に同意し、これを全面的に受諾する。受託会社は、信託宣言の変更が受益者の最善の利益となると判断した場合、信託宣言を随時変更することができる。かかる一切の変更は、かかる変更の提案が受益者にとり重要でないと受託会社が合理的な判断に基づき判断しない限り、受益者決議（信託宣言に定義される。）の書面による事前承認が必要となる。

本書により提供される投資先ファンドの資産は、後記「投資ガイドライン」に基づき投資される。また、本書により提供される投資先ファンドの資産の投資は、後記「証券および投資手法の特徴およびリスク」に規定される制限に従う。

## 投資ガイドライン

投資先ファンドの投資目的は、投資元本を確保し、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。米ドル建てファンドの投資先ファンドのベンチマーク指数は、パークレイズ米国総合債券指数である。円建て（ヘッジあり）ファンドの投資先ファンドのベンチマーク指数は、パークレイズ米国総合債券指数（円建て、ヘッジあり）である。

投資先ファンドは、通常の状態において、純資産の少なくとも65%を、異なる満期を有する固定利付金融商品または当該有価証券にかかるデリバティブ商品に分散投資することにより、投資目的の達成を追求する。

投資先ファンドが投資する固定利付金融商品には、以下のものを含む。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構が発行または保証する証券、または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「政府証券」という。）
- ・ 法人コマーシャル・ペーパーを含む、米国発行体および非米国発行体の法人債務証券
- ・ モーゲージ証券およびその他のアセット・バック証券
- ・ 政府および企業により発行されるインフレ連動債
- ・ ストラクチャード・ノート（ハイブリッド証券または「インデックス」債券、イベント・リンク債券およびローン・パーティシペーションを含む。）
- ・ コミットメント・ラインおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ契約および逆レポ契約
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

投資先ファンドはまた、総資産の30%までを上限として米ドル以外の通貨建ての証券に投資することができる。また、かかる上限を超えて非米国発行体の米ドル建て証券に投資することができる。投資先ファンドは、総資産の15%を上限として発展途上（または「新興市場」）経済圏の国々に所在する発行体の証券に投資することができる。ただし、当該投資対象は、投資先ファンドの投資品質および通貨ガイドラインに合致しているものとする。

投資先ファンドは、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショート）のクレジット・デフォルト・スワップおよび先渡スワップ・スプレッド・ロックを含むがそれらに限らない。）、およ

びスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができる。投資先ファンドは、分配収益を得るために、投資証券を、ブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。投資先ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資手法（バイ・バック、ドル・ロール等）の利用により、主として投資している証券に対するマーケット・エクスポージャーの獲得を追求することができる。

投資先ファンドにより追求される「トータル・リターン」は、投資先ファンドの投資対象について獲得される収益に、投資元本の値上がり益（もしあれば）を加えた額により構成される。投資元本の値上がり益は、一般に、金利の低下または特定のセクターもしくは証券についてのクレジット・ファンダメンタルズの改善から発生する。

デュレーション： 投資先ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは、通常、投資先ファンドのベンチマーク指数の前後2年間以内で変動する予定である。

信用格付： 投資先ファンドは、主に投資格付債務証券に投資するが、総資産の20%を上限として、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）がB格以上の格付を付与するか、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）または別のNRSRO（全米的に認知された統計格付機関）が同等の格付を付与する（格付がない場合には投資顧問会社により同等の格付を有すると判断される）ハイ・イールド証券（以下「ジャンク債」という。）に投資することができる。短期金融商品は、少なくともS&PによるA-2格およびムーディーズによるP-2格の格付であるかまたは他のNRSROにより同等の格付が付与されていることを要する。投資先ファンドは、投資対象の平均格付をA格以上に維持する。

通貨リスク： 以下の表は、投資先ファンド（または該当ある場合、そのクラス）の通貨ヘッジおよび通貨エクスポージャーの運用に関する方針のリストである。投資先ファンドもしくはそのクラスが常にヘッジされている、または投資顧問会社がヘッジの利用において成功するという保証はない。

クラス	純資産額	ヘッジ方針	通貨エクスポージャー
•円建て（ヘッジあり）	円	当該クラスは、通常、円に対する完全なヘッジを目指す。	投資先ファンドは、通常、米ドル以外の通貨の少なくとも75%について、ヘッジを行うことを目指す。
•米ドル建て	米ドル	該当なし <sup>(1)</sup>	

(1) 当該クラスは、通貨ヘッジ活動を行わないが、投資先ファンドは、本別紙Bに規定される方法によりその通貨エクスポージャーを運用する。

### 追加的投資方針および制限

投資顧問会社が投資先ファンドに関して随時利用することができる証券および投資手法に関する追加的投資方針および制限を、以下に説明する。

転換証券および株式： 投資先ファンドは、その総資産の5%を上限として転換証券に投資することができるが、当該証券を普通株式に転換することができない。

非流動性証券： 投資先ファンドは、その純資産額の15%を上限として、私募証券（米国証券法ルール144Aに基づき発行された証券は含まれない。）に投資することができる。

発行体の分散： 投資先ファンドは、その総資産の5%を上限として、制限のない各銘柄または発行体（政府証券を除く。）に投資することができる。

日本における受益証券販売に関する方針： 日本の投資信託協会の規則に基づき公募される、日本の投資信託であるファンド・オブ・ファンズに対する制限および日本証券業協会が規定する外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に関連して、投資先ファンドは、以下の「日本の投資制限」の項目で列挙される投資制限を採用した。

## 投資先ファンドへの投資における追加的リスク

投資者は、投資先トラスの英文目論見書の「投資先ファンドの主要なリスクの概要」および「証券および投資手法の特徴およびリスク」の項目における考察を慎重に検討し、投資先ファンドの主要な投資対象の一定の特徴およびそれに関連する投資先ファンドへの投資リスクについての情報を得るべきである。以下は、投資先ファンドへの投資における一定の追加的リスクである。投資先ファンドが行う投資の種類は、徐々に変化することがあるため、投資先ファンドが、追加的リスクおよび以下または英文目論見書に記載されていないリスクにさらされることがある。現時点において特定されていないリスクであっても、投資先ファンドに重大な影響を及ぼすことがある。

レバレッジ・リスク：一部の取引は、レバレッジをもたらすことがある。かかる取引には、特に逆レボ取引、ポートフォリオ証券の貸付、銀行借入れ、ならびに発行時取引、後渡および先渡約定取引が含まれることがある。投資先ファンドの投資能力の引上げまたは取引の決済を進めることが有益であると考えられる場合、レバレッジをかけることがある。レバレッジは、投資先ファンドに、より大きなトータル・リターンを得る機会をもたらすが、損失を拡大することもある。デリバティブの利用もまた、レバレッジ・リスクを生むことがある。投資先ファンドは、通常、投資顧問会社が流動性を保持するよう決定した資産を分別することにより、またはデリバティブ商品に基づく自身の債務をカバーする相殺ポジションを有することにより、レバレッジ・リスクの軽減を図ることを追求する。

## 証券および投資手法の特徴およびリスク

本項では、投資先ファンドについて投資顧問会社が随時利用することがある証券および投資手法にかかる特性およびリスクを説明する。投資者は、投資先ファンドの主な投資方針が説明され、かつ投資先ファンドへの投資に関する一定の追加的リスクが説明がされていることもある、適用ある投資先トラスの英文目論見書補遺を検討すべきである。当該リスクは、投資先トラスの英文目論見書に説明されているリスクとは異なるリスク、またはそれらに追加されるリスクがある。本別紙Bで説明される証券および投資手法の大半は裁量的なもの、すなわち、投資顧問会社がその利用の可否を判断することができるものである。本項は、投資先ファンドが利用することがある様々なタイプの証券および投資手法のすべてを開示するものではない。規制が将来変更されることにより、投資先ファンドが様々なタイプの証券および投資手法を利用することが制限され、利用が不可能となることもある。これにより、最終的に投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなることもありうる。投資先ファンドに投資する者は、投資顧問および個別のポートフォリオ・マネージャーの専門的な投資判断・投資技術に依拠しなければならない。

## 証券の選別

投資先ファンドのための証券の選別は、投資顧問会社が、金利、為替相場および経済について予測を立て、信用リスクおよび繰上償還リスクの分析ならびにその他の証券選別手法を用いて行われる。特定の特性（格付、セクター、金利または満期等）を有する証券に投資される投資先ファンドの資産割合は、投資顧問会社による米国経済および世界各国の経済の見通し、金融市場ならびにその他の要因に基づき、変化する。

投資顧問会社は、債券または株式市場において他の市場と比較して過小評価されている領域の見極めに努める。投資顧問会社は、債券または株式をセクター（短期金融市場、政府、企業、モーゲージ、資産担保付および国際等）別にグループ分けすることにより、そのような領域を見極める。そして、高機能の専用ソフトウェアが、セクターの評価および特定の証券の価格決定をアシストする。投資顧問会社は、投資機会が見極められた時点で、相対的評価およびクレジット・スプレッドの変化に依拠してセクター間で資産をシフトする。投資顧問会社の証券選別手法が、望みどおりの成果をもたらす保証はない。

## 政府証券および米国政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。米国政府証券は、米国政府、米国政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券および米国政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、連邦政府または中央政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれ、「米国政府証券」には、米国政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

## 地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドが投資することのできる証券種類には、地方自治体のリース料債券、地方債を原資産として保有する主体により発行される証券が含まれる。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、地方債を信託し当該地方債からの収益を（変動利付債券と残余金利債券に）二分することで組成される残余金利債券に投資することができる。変動利付債券の金利は、指数または約7日から35日毎に行われるオークションの方法により決定され、一方、残余金利債券の債権者は、オークション料金を差し引いた対象地方債の収入の残高を受領する。残余金利債券の市場価格は、市場金利の変動に非常に敏感であることがあり、市場金利が上昇した場合、大きく下落することがある。

## モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスCMO、ストリップト・モーゲージ担保証券（以下「SMBS」という。）および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージ担保証券または資産担保証券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資先ファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の固定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を履行するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス（以下「利息限定クラス」という。）があり、また、すべての元本を受領するクラス（以下「元本限定クラス」という。）もある。利息限定クラスの満期利回りは、対象モーゲージ資産の元本返済率（期限前償還を含む。）に対して極めて敏感で、元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られる投資先ファンドの満期利回りに大きな悪影響を及ぼすことがある。逆変動金利付債務証券（以下「逆フローター債」という。）は、特定の金利指数が上昇（低下）した場合、

低下した（上昇した）率の利息を支払う。逆フローター債は、同等の信用力を有する固定金利債務よりも価格ボラティリティが大きいことがある。

米国における住宅用モーゲージ市場は、近年、投資先ファンドの一定のモーゲージ関連の投資対象のパフォーマンスおよび市場価格に悪影響を及ぼすという困難に直面している。住宅用モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよび第二順位モーゲージ・ローン）の滞納および損失は、一般に、近年増加しており、また、増加し続ける可能性があり、住宅価格の低下またはフラット化（多数の住宅市場で近年直面しており、直面し続ける可能性がある。）は、かかる滞納および損失を悪化させることがある。変動金利モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利の変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できないことがある。また、多くの住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、近年深刻な財務上の困難または破産に直面している。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に関する投資者の需要の減少ならびに投資者の増大する利回りの要求は、モーゲージ関連証券の流通市場での流動性に制限をかけており、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる流通市場におけるかかる流動性の制限は、継続または悪化する可能性がある。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、その総資産の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保証券の利息限定クラス、元本限定クラス、デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を行うことはできないが、その他既発の資産担保証券に投資することができる。

#### ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、固定利付ローンおよび変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、一般に、ローン・パーティシペーションおよびその一部の譲渡の形態によることになり、以下のようなローン証書を含むことがある。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスクおよび貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。投資先ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、投資先ファンドは貸主を介してのみその権利を行使することができ、借主のリスクに加えて貸主の信用リスクも引き受けることになる。

シニア・ローン： シニア・ローンは、一般に、様々な産業分野および地理的地域で経営を行う法人、パートナーシップおよびその他の企業体に対して行われる。シニア・ローンは、通常、借主の資本構成の最上位を占め、また、通常、特定の担保で保証され、および劣後債権の保有者および株主の有する請求権に優先する、借主の一般財産に対する請求権を有する。借主は通常、シニア・ローンによる受取金を、ファイナンス・レバレッジド・バイアウト、資本再編、合併、買収および自己株式の取得について、また程度は小さいが、財務上の内部成長およびその他の会社の目的のために使用する。シニア・ローンは、通常、基準貸出金利およびプレミアムを参照して、毎日、毎月、四半期毎にまたは半期毎に決定し直される金利を有する。この基準貸出金利は、一般に、LIBOR、一もしくは複数の主要な米国の銀行が提供するプライム・レートまたは営利的貸主が使用する譲渡性預証書の利率もしくはその他の基準貸出金利である。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。

第二順位リーエン・ローン： 第二順位リーエン・ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。第二順位リーエン・ローンは、支払の権利に関して、シニア・ローンの次順位とされる。第二順位リーエン・ローンは、通常、ローンに対する借主の債務を担保する特定の担保に対する第二順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンと同等の保護および権利を有する。第二順位リーエン・ローンは、支払の権利に関して、シニア・ローンを除き、借主の他の債務に劣後せず、またその条件からも劣後することができない。シニア・ローンのように、第二順位リーエン・ローンは、通常、調整可能な変動金利の支払を有する。第二順位リーエン・ローンには、シニア・ローンに次ぐ優先順位があるため、より大きな程度の投資リスク

があるが、かかる追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、第二順位リーエン・ローンは、上記のシニア・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

その他の有担保ローン： シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローン以外の有担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。かかる有担保ローンは、支払の権利に関して、一または複数のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後する。かかる有担保ローンは、通常、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保より低い優先順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンより劣後した保護および権利を有する。有担保ローンは、支払の権利に関して、将来発行される先順位の債務証書に劣後する可能性がある。かかる有担保ローンは、固定金利または変動金利による支払を有することがある。支払の権利に関して、かかる有担保ローンには、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後するため、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。しかし、支払の権利に関して、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも劣後することがあるため、かかるローンには、先順位の担保付債務証書が発効した後、借主のキャッシュ・フローおよびローンの担保となる財産が予定支払額の返済において不十分となるという追加的なリスクがありうる。また、かかる有担保ローンは、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな価格ボラティリティを有すると予想されており、流動性が低いことがある。オリジネーターが、その他の有担保ローンのパーティシペーションを売却することができない可能性もあり、より大きな信用リスクに対するエクスポージャーとなることがある。

無担保ローン： 無担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。無担保ローンは、一般に、支払の権利に関して、有担保債権者に劣後する。無担保ローンには、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保に対する担保権またはリーエンによる保証がない。無担保ローンは、その条件によって、支払の権利に関し、シニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよびその他の有担保ローンを含むその他の借主の債務に劣後することがある。無担保ローンは、固定金利または変動金利による支払を伴うことがある。有担保債務に劣後するため、無担保ローンには、より大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位および無担保であることを除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよび有担保ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

#### 企業の債務証券

企業の債務証券には、発行体が債務に対する元利金の支払を充足できないリスクがあり、また、金利感応度、当該発行体の信用度に関する市場認識および全般的な市場の流動性といった要因による価格ボラティリティもありうる。金利の上昇時には、企業の債務証券の価格は下落することが予想される。長期の債務証券は、短期の債務証券よりも金利の動向に対してより感応度が高まる傾向がある。

#### バンク・キャピタル証券およびトラスト型優先証券

バンク・キャピタル証券は、銀行によりその資本要件規制を満たす一助として発行される。一般的な2種類のバンク・キャピタル証券は、ティア1(Tier1)およびティア2(Tier2)である。バンク・キャピタル証券は、通常(常にそうとは限らないが)、投資適格格付である。ティア1証券は、トラスト型優先証券の形を取ることが多い。ティア2証券は、一般的に債務と優先株式のハイブリッドとして考えられ、無期限(満期日がない)で、繰上償還が可能であり、かつ一定の条件下において発行銀行が利払いを後日に繰り延べることが認められる。

トラスト型優先証券は、劣後債および優先株式の両方の特性を有する。トラスト型優先証券の仕組みにおける第一の利点は、金融機関が当該証券を税務上は債務証券として扱い、かつ資本要件の算定においては資本として扱うことである。トラスト型優先証券には、通常、同程度の格付を有する発行体の債務に適用される金利と同等の市場金利クーポンが付される。その典型的特徴としては、満期が長期であること、発行体による早期償還、一定期間の固定金利または変動金利による利払い、および額面による満期償還等がある。トラスト型優先証券の市場価額は、従来型の債務証券の価額よりボラティリティが大きい。トラスト型優先証券の流動性について、および投資先ファンド等当該証券の保有者が自身の保有分を売却し得る能力についての保証はない。

#### 参加証書

参加証書は、銀行またはブローカー・ディーラーが発行する証書で、特定の裏付けとなる株式もしくは債務証券、通貨または市場に連動するリターンを提供するよう設定されている。参加証書を満期まで保有した場合、その発行体は、原証券の購入時の名目価額と当該証書の満期時の価額との差額を、当該証書の購入者に対し支払うまたは当該購入者から受領する。特定の原証券または原証券に連動する参加証書の保有者は、当該原証券または原証券に関連して支払われる配当を受領する権利を有することがあるが、原証券または原証券を直接所有する場合に受領できる議決権を受領することは、一般的にない。参加証書には、取引コストが含まれる。参加証書への投資には、当該証書が複製しようとする原証券または原証券への直接投資に付随するリスクと同様のリスクを伴う。

加えて、かかる参加証書の価額が、当該証書が複製しようとする原証券または原証券の価額と同程度になるという保証はない。参加証書は、当該証書を発行する銀行またはブローカー・ディーラーの無担保の契約上の一般的義務を構成する。したがって、投資先ファンドは、これらのカウンターパーティーの信用力に依拠し、当該参加証書に基づく原証券または原証券の発行体に対する権利を一切有しないため、当該投資にはカウンターパーティー・リスクを伴う。

#### ハイ・イールド証券

投資先ファンドが保有する証券は、格付引下げの対象となることがある。ムーディーズのBaa格またはスタンダード・アンド・プアーズのBBB格より低い格付の証券は、「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資またはその保有には、高格付の固定利付証券に関連するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、投資元本の値上がりおよびより高い金利に関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元利金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高格付の証券よりも、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすいことがある。

#### 債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、投資先ファンドが発行体の債券またはその他の同等の固定利付証券を保有する場合、当該投資先ファンドは、当該発行体に対する債権者となる。発行体の債権者である投資先ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、株主もしくは発行体自身により提起された別の法的手続に関して、投資先ファンドが保有する証券に関連する異議申立てに従わなければならないことがある。投資先ファンドは、その保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により形成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、投資先ファンドが弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となることがある。その結果、参加しなければかかる投資先ファンドが証券について取引または追加ポジションの取得を希望することができたはずの証券について、そうすることができなくなることがある。また、投資先ファンドがかかる委員会に参加することにより、連邦破産法または債権者債務者間の権利を律するその他の法律に基づく潜在的な責務の対象とされることがあ

る。投資先ファンドは、投資顧問会社が、投資先ファンドの債権者としての権利を行使するために、または投資先ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみ、かかる委員会に参加する。

#### 変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。投資先ファンドは、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあり、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなることがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。更に、投資先ファンドは、無制限に残余金利債券（通例「RIBs」と称される。）に投資することができる。

#### インフレ連動債

インフレ連動債（インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。詳しくは以下を参照。）とは、固定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債（インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。）の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債券元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債に関して、インフレ調整は、半期毎の利払いに反映される。その結果、インフレ連動地方債およびかかるインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資者が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

#### イベント連動型商品

イベント連動型商品においては、典型的には偶発的な損益が、または所定のトリガー・イベントに関して公式的に導かれる損益がもたらされる。トリガー・イベントの例としては、台風、地震、気象関連の現象、またはこれらの事由に関する統計がある。イベント連動型債券の中には、俗に「カタストロフ・ボンド」（大災害債券）と呼ばれるものがある。トリガー・イベントが発生した場合、投資先ファンドは、債券に投資した元本またはスワップの想定元本の一部または全部を失うことがある。イベント連動型商品は、トリガー・イベントが発生した場合または発生しそうな場合、これによる損失を処理・監査するために、その満期を延長することが多い。満期の延長により、ボラティリティが増幅されることがある。イベント連動型商品はまた、投資先ファンドを、信用リスク、カウンターパーティー・リスク、不利な規制上または司法上の解釈変更、および不利な税効果といった想定外のリスクにさらすことがある。

#### 転換証券および株式

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、転換証券に投資することができない。

転換証券は、決まった価格または割合により普通株式に対して転換されるまたは行使可能な証券（固定利付証券およびワラントを含む。）である。転換証券の価格は、この転換または行使という特性のため、通常、原普通株式の価格の変動に対しある程度比例的に変化する。しかし、転換証券の価額は、原普通株式ほど急速には増減しない可能性がある。転換証券は、通常、収益ももたらし、金利リスクがある。転換証券は、信用リスクの高さに従い、低格付の証券とされる場合がある。投資先ファンドは、別の場合であれば選択したと思われる時期よりも前に証券の転換を強いられる場合があり、それが、投資先ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。有利な投資対象とみなされる国または会社があるものの、純粋な固定金利が得られる機会は、不十分な供給または法的もしくは技術的な制約により、魅力的でないかまたは制限的であることがある。かかる場合、投資先ファンドは、転換証券または株式を、かかる投資対象に対するエクスポージャーを得るためのものとみなすことがある。

時には、破産裁判所外または破産裁判所手続との関連で固定利付商品の再編に関連して、投資先ファンドは、固定利付商品の全部または一部と引き換えに株式を引き受けることを決定することができ、または要求されることがある。特に、かかる証券の任意の売却時点で投資先ファンドが取得する価格に関する、PIMCOによる当該証券の潜在的価値の評価によっては、投資先ファンドは、かかる証券を組入証券として保有するよう決定することができる。株式は一般に、固定利付証券よりも価格変動が大きい。投資先ファンドが所有する株式の市場価格は、時には急速に、または予測不可能な形で上下することがある。株式は、株式市場に対して一般的に、または当該市場で代表的な特定の業界に対して影響を及ぼす要因により価額が下落することがある。株式の価額は、運用実績、金融レバレッジおよび発行体の商品または業務に対する需要の低下等、発行体に直接関係する多くの原因によっても下落することがある。

投資先ファンドは、前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、普通株式または優先株式もしくは株式とみなされるその他の証券に投資することができない。

## 非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う大部分のリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび外国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価額にも影響する。

一部の投資先ファンドは、経済的にロシアに関係する証券および証書に投資することがある。ロシアへの投資においては、政治的、経済的、法的、市場および通貨に関するリスクにさらされる。当該リスクには、政治および経済政策の不確実性、短期市場のボラティリティ、未整備の会計基準、汚職と犯罪、規制システムの不備ならびに予測不能な税制が含まれる。ロシア証券市場は、取引量が限定されている点が特徴であり、結果としての確かな価格の入手および取引の実施が困難である。ロシア証券市場は、米国市場に比べ価格ボラティリティがかなり大きく、流動性は低く、市場の時価総額が小規模でありかつ取引証券数も少ない。当該市場においては、公に入手可能な発行体の情報が少ないことがある。証券取引の決済、清算および登録

においては、その登録システムが有効な政府監督下でないことがあるため、リスクを伴う。その結果、証券の名義書換登録において重大な遅延または問題が生じることがある。ロシアの証券法は、保管受託銀行に置かれる外国人名義人の口座を認めないことがあり、そのため、保管受託銀行が顧客に代わり保有する証券の最終的保有者が、当該保管受託銀行とみなされることがある。ロシア企業が発行する証券の所有権は、発行企業自身により記録され、中央登録システムを介さずに登録代行機関により登録される。詐欺または懈怠により投資先ファンドの所有権が失われる可能性がある。適用あるロシアの規制は、登録代行機関の過誤により生じた喪失について登録代行機関に法的責任を課しているものの、投資先ファンドが持分の登録を失った場合、登録代行機関または当該証券の発行体に対して有するなんらかの権利を投資先ファンドが行使するのは困難なことがある。為替相場の悪化はリスクとなり、利用できる通貨ヘッジ商品が存在しないことがある。ロシアへの投資においては、資産の国有化または収用のリスクにさらされることがある。石油、天然ガス、金属および材木はロシアの輸出の相当部分を占めており、ロシアは世界的価格変動の影響を受けやすい。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関の発行するソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の返済繰延べへの参加、および政府機関に対する追加融資を求められることがある。更に、デフォルトしたソブリン債を回収することのできる破産手続はない。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資顧問会社は、投資先ファンドの投資対象を新興市場発行体に地理的に分散投資しなければならないわけではなく、その裁量により、投資先ファンドの投資対象を限られた数の新興市場に集中させることもできる。

## 新興市場証券

証券は、証券がその国の証券市場で主に取引され、または発行体がその国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半をその国での営業から得ており、もしくは資産の大半をその国に有している場合には、新興市場国と経済的に結び付いているといえる。投資顧問会社は、「新興市場」国として適格と判断する国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。この裁量を行行使するにあたって、投資顧問会社は、その投資先ファンドの戦略上の目的と一致する国を新興市場と特定する。例えば、投資顧問会社は、当該国が世界銀行もしくはその関連組織、または国連もしくは関係当局といったいずれかの超国家機関により新興または発展途上の経済圏に分類されている場合を含むが、これらに限定されない多くの要因に基づいて、当該国を新興市場であるとみなすことがある。新興市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。投資顧問会社は、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他投資顧問会社が関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

新興市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。更に、外国投資者は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部の新興市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、更には恣意的に運用される可能性がある。新興市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権原およびその譲渡に関係する振興市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。新興市場国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に

対して投資先ファンドが権原を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、新興市場国は、権原登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定の新興市場国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、新興市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。新興市場国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、新興市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際に投資顧問会社が利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

更に、新興市場国の通貨は、投資先ファンドまたはクラスの基準通貨に対し著しく下落する場合があり、投資先ファンドまたはクラスによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があり、投資先ファンドまたはクラスが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興市場国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。更に、新興証券市場では清算および決済の手続が異なっている場合があり、そのような手続は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧の新興市場国を含む一定の新興市場国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。更に、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、ブレイディ債に投資することができる。ブレイディ債とは、債務再編に関する新規債務と国家機関に対する既存の商業的銀行ローンとの交換により設定された証券である。ブレイディ債に対する投資は、投機的とみなされる場合がある。投資先ファンドが取得したブレイディ債は、再編取決めまたは新規クレジットの請求に従う可能性があり、それにより投資先ファンドが、その保有分の一部についての利息または元本の損失を被る可能性がある。

#### 通貨および通貨取引

投資先ファンドは、通貨に、または日本円以外の通貨で取引を行いもしくは収益を受領している証券に直接投資することができるため、基準通貨が米ドルまたはユーロである場合、投資先ファンドは通貨リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、外国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締

結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。

為替先渡契約は、契約時に設定された価格で、ある将来の日付において特定の通貨を購入または売却する義務を伴うものであり、投資先ファンドが引き渡す通貨の価額の変化に対する投資先ファンドのエクスポージャーを低下させ、投資先ファンドが契約期間中に受領する通貨の価値変動に対するエクスポージャーを高める。投資先ファンドの価額に対する影響は、一つの通貨建ての証券を売却し、かつ、他の通貨建ての証券を購入することに類似する。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされている通貨の価額が上がれば実現したかもしれない潜在的利益を制限することになる。投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクをヘッジするためにこれらの契約を締結することができる。

安定したヘッジ取引というものは、いかなる状況においても不可能であり、投資先ファンドが、所定の時期にまたは随時、かかる取引を行うとの保証はない。また、かかる取引がうまくいくとは限らず、投資先ファンドが、該当する通貨の有利な変動から利益を得るチャンスを排除する可能性もある。投資先ファンドは、二つの通貨の為替相場の間には正の相関がある場合には、一つの通貨（または通貨のバスケット）の価値の不利な変化をヘッジするために、他の通貨（または通貨のバスケット）を利用することができる。

#### レポ契約

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、銀行、ブローカーまたはディーラーから証券を購入するレポ契約を締結することができる。レポ契約とは、投資先ファンドの費用負担において一定期間中の利息を加えた額で証券を買い戻すことを合意するものである。買い戻しを合意している当事者がデフォルトに陥ると、投資先ファンドは、保有している証券を売却しようとする。当該証券の価値が買い戻し額よりも下がっている場合には、当該証券についての損失に加えて手続コストまたは遅延を伴うおそれがある。

#### 逆レポ契約、ドルロールおよびその他の借入れ

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、レバレッジに関する制限に従い、逆レポ契約およびドルロールを締結することができる。逆レポ契約またはドルロールは、投資先ファンドが証券を売却し、一定の時期および価格において当該商品を買戻す合意を伴い、借入れの一種とみなすことができる。逆レポ契約において、投資先ファンドは、契約期間中、原証券についての元利払いを継続的に受ける。しかし、逆レポ契約には、投資先ファンドが保有する当該証券の市場価額が、買戻義務のある投資先ファンドの売却証券の買戻し額を下回る場合があるというリスクがある。逆レポ契約、ドルロールおよびその他の形式による借入れは、投資先ファンドにレバレッジ・リスクを生じさせる可能性がある。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、借入時の純資産（借入額を含まない。）の価額（簿価または時価のうち低い方）の10%を超えて銀行借入れを行うことはできない。ただし、吸収合併、合併などの臨時または緊急の目的の場合に、この10%の制限を3か月を上限として一時的に超過する場合を除く。本項において、借入れとは、銀行からの借入れとみなされるものをいい、したがって、逆レポ契約、ドルロール等の取引については、かかる10%の制限は適用されない。

「モーゲージ・ドルロール」は、一定の点において逆レポ契約に類似する。「ドルロール」契約において、投資先ファンドは、ディーラーに対し、GNMA発行証券などのモーゲージ関連証券を売却し、同時に、あらかじめ決められた価格で類似の証券（同じ証券ではない。）を将来買い戻すことを合意する。「ドルロール」は、投資先ファンドが、現金を得るためにディーラーに対しモーゲージ関連証券を質入れする担保付借入れとしての逆レポ契約のようなものとみなすことができる。逆レポ契約の場合とは異なり、投資先ファンドがドルロール取引を締結するディーラーは、投資先ファンドが元々売却したのと同じ証券を返還する義務はないが、「概ね同一」である証券に限られる。「ドルロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証

券を購入または売却する合意を伴うため、投資先ファンドは、「ドルロール」が合意されている特定の証券の価格について市場の動きを利用することはできない。「ドルロール」のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合には、投資先ファンドは、将来の売却義務を引き受けるために、投資先ファンドが代替証券を購入しなければならない市場価格（上がる場合もあれば下がる場合もあり、将来の売却義務について投資先ファンドが受け取るべき売却代金は市場価格から控除される。）を負担するリスクを負担する。

セール・アンド・バイバックは、原証券の投資先ファンドによる買戻しの決済が未決の間、証券を購入するカウンターパーティーが原証券に関して行われた元利払いを受領する権利を有するという点を除いて、逆レボ契約に類似する。

## デリバティブ

投資先ファンドは、リスク管理のため、または投資戦略の一部として、デリバティブ商品を利用することができる（義務ではない。）。一般的に、デリバティブは、その価額が、原資産、基準金利または参照指標の値により決まるまたはそこから生じる金融契約であり、株式、債券、金利、通貨または為替相場、商品および関連指数に関係することがある。デリバティブ商品の例には、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショートクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない。）、およびスワップションを含む。投資先ファンドは、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することができる。ポートフォリオ・マネージャーは、これらの戦略を採用しないと決定することもでき、また、投資先ファンドが利用するデリバティブ戦略がうまくいくとの保証はない。

投資先ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他従来型の投資対象に直接投資することに伴うリスクとは異なるリスクを伴うか、またはより大きいリスクを伴う可能性がある。以下は、投資先ファンドが利用する可能性のあるすべてのデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因についての一般的な検討を示すものである。

運用リスク： デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度に専門化された商品である。デリバティブを利用する際には、原商品だけでなく、（考えられるあらゆる市場におけるデリバティブのパフォーマンスを観察できなくても）デリバティブそのものを理解していなければならない。

信用リスク： デリバティブ商品の利用は、請求されている支払を行いまたはその他の契約条件を遵守する契約の別の当事者（通常「カウンターパーティー」と称される。）の不履行の結果により損失を受けるというリスクを伴う。更に、クレジット・デフォルト・スワップは、投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となっている会社の信用力を正確に評価しなければ損失をもたらすおそれがある。

流動性リスク： 流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の売買が困難である場合に発生する。デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場が（多くの一対一交渉型のデリバティブと同様に）非流動的である場合、有利な時期または価格において取引を開始しまたはポジションを換金することができない可能性がある。

レバレッジ・リスク： 多数のデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、原資産、基準金利または参照指標の値または水準の不利な変化が、デリバティブそのものに投資されている金額よりかなり大きな損失となる可能性がある。デリバティブの中には、当初の投資規模に関係なく、無制限の損失をもたらす可能性があるものもある。投資先ファンドがレバレッジのためにデリバティブを利用する場合、投資先ファンドへの投資は、より不安定となる傾向があり、市場の変化に応じて更に多額の損益がもたらされる。

利用可能性の欠如： 一定のデリバティブ商品の市場（外国市場を含む。）は、比較的新しく、かつ、まだ発展途上であるため、適切なデリバティブ取引がリスク管理またはその他の目的のためあらゆる状況において利用できるとは限らない。特定の契約の満期時には、ポートフォリオ・マネージャーは、類似の契約を締結することで、投資先ファンドのポジションをデリバティブ商品で保有しようとする場合もあるが、原契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まず、かつ、他の適切なカウンターパーティーも見付から

ない場合には、そうすることはできない。投資先ファンドがいつでもまたは随時デリバティブ取引を行うとの保証はない。投資先ファンドのデリバティブ利用可能性は、一定の規制および税務上の勘案事項によっても制限されることがある。

市場リスクおよびその他のリスク： 他のほとんどの投資対象と同様に、デリバティブ商品には、商品の市場価格が投資先ファンドの利益にとって不利な方向に変化するというリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが、投資先ファンドのためにデリバティブを利用する際に、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因を不正確に予測した場合、投資先ファンドは、取引を締結しなかった方がより良い状況にあったとすることができる場合もある。デリバティブ商品を含む一部の戦略は、損失リスクを減らす可能性がある一方で、利益の機会も減らし、更には、他の投資先ファンドの投資対象の有利な値動きを相殺することにより損失を生じさせる結果となる場合がある。投資先ファンドは、一定のデリバティブ取引に関連して、投資先ファンドが相殺ポジションまたは資産担保を維持することを法的に要求されるため、不利な時期または価格において証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブを利用する際のその他のリスクには、デリバティブの価格決定ミスまたは不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブが原資産、原金利および原指標と完全には相関できないことなどがある。多くのデリバティブ、特に、一対一交渉型のもは複雑であり、かつ、主観的に評価されることが多い。不適切な評価は、カウンターパーティーに対する現金支払義務を増加させ、または投資先ファンドにとって価額の損失となる可能性がある。また、デリバティブの価額が、緊密に追従するように設定されている資産、基準金利または参照指標の価値と不完全にしか相関せずまたは無相関となる場合がある。

スワップは、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換するための、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間の一対一交渉契約である。当該義務は一年間を超える場合がある。現在、一部のスワップ（全てではない。）は中央決済の対象となっている。中央決済されないスワップは、取引所で取引される商品よりも流動性が低い。投資先ファンドは、スワップ・カウンターパーティーがデフォルトまたは破産した場合、スワップ契約において受け取ることを予想していた金額について損失リスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、その大部分は規制されていない。政府による規制の可能性を含め、スワップ市場の発展が、既存のスワップ契約を終了させまたはかかる契約に基づき受け取る予定の金額を実現する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

様々なタイプのデリバティブ商品（先物、オプションおよびスワップ契約を含む。）に対する政府による規制により、投資先ファンドがその投資戦略の一環としてこれらの商品を使用することが制限され、または使用することができなくなることがあり、最終的には、投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなる可能性がある。この分野においては、過去、現在または将来における法律制定および規制の影響を完全に予測することは不可能ではあるものの、その影響は重大かつ不利な場合がある。法律制定および規制活動により、特定の商品とその投資戦略の一環として使用するための投資先ファンドの能力が、制限または制約を受ける可能性がある。デリバティブ取引における投資先ファンドのカウンターパーティーに適用ある制限または制約もまた、投資先ファンドによる特定の商品の使用を妨げることがある。これらのリスクは、その投資目的の達成を目指す上で商品関連デリバティブ商品を広く利用する投資先ファンドにとって、特に深刻となることがある。

将来の規制変更により、おそらく実質的な範囲において、投資先ファンドへの投資の性質または投資戦略を実行し続けるための投資先ファンドの能力が変化する可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場には、包括的な法律、規制および証拠金要件が適用される。加えて、市場の非常事態（例えば、投機的建玉制限の実施もしくはその引下げ、証拠金要件の引上げの実施、値幅制限の設定および取引停止等を含む。）の場合、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会ならびに特定の取引所および他の法域における規制機関は、特別の措置をとる権限を付与されている。米国における先物、オプションおよびスワップ取引の規制は、急速に変化しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。

特に、2010年7月21日、米国でドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）が施行された。ドッド・フランク法により、米国の金融システムを監督および規制していた方法が変更された。ドッド・フランク法第7章では、投資先ファンドが投資できるスワップ等の金融商品を含む店頭デリバティブの新たな法的枠組みが規定されている。ドッド・フランク法第7章は、店頭デリバティブ市場について広範囲にわたって変更を加え、米国証券取引委員会および米国商品先物取引委員会に、店頭デリバティブおよび市場参加者を規制する重大な権限を新たに付与し、かつ多くの店頭デリバティブに対して決済および取引所での取引を義務付けている。米国商品先物取引委員会および米国証券取引委員会は最近、「スワップ」および「証券派生スワップ」の定義を取りまとめた。これらの定義は、2012年後半に有効となり、ドッド・フランク法に基づく追加規制が適用される契約のパラメーターを規定した。

ドッド・フランク法の規定には、新たな資本要件および証拠金要件、ならびに多くの店頭デリバティブ取引による決済機関の機構の利用の義務化が含まれる。米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会およびその他の米国連邦政府の監督機関が、ドッド・フランク法の規定を制定させる規則および規制の作成に従事している。一定の段階的導入期間が設けられ、委託された規則および規制の策定作業の多くが当該期間において行われるため、現時点でドッド・フランク法の正確な性質と投資先ファンドにおけるその影響の全容を判断するのは不可能である。しかし、スワップ・ディーラー、主要市場の参加者およびスワップ・カウンターパーティーが、新たなおよび/または追加的な規制、要件、遵守義務とそれに伴うコストを負うことが予想される。今後公表される新たな法律および規則は、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課せられる制限または要件のいずれかの形で、投資先ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスの影響を与えることがある。とりわけ、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課せられる新たなポジション制限は、投資目的を効果的に達成する方法として先物、オプションおよびスワップに投資するための投資先ファンドの能力に影響を与えることがある。資本要件、米国商品先物取引委員会の投機的建玉制限制度の変更および決済の義務化を含む新たな要件は、投資先ファンドに直接適用されない場合であっても、投資先ファンドの投資コストおよび運用コストを増加させることがあり、受益者に悪影響を及ぼすことがある。

#### コミットメント・ラインおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意するコミットメント・ラインやリボルビング・クレジット・ファシリティを実施し、またはこれに対する参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期（当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。）にある企業への投資を増加することを投資先ファンドに強いる効果を及ぼすことがある。投資先ファンドが追加資金の信用貸しを約定している限度内で、投資先ファンドは、当該約定を充足するに十分な金額で投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または「用途指定」することで分別管理する。コミットメント・ラインおよびリボルビング・クレジット・ファシリティには、信用リスク、金利リスク、流動性リスクおよび貸主リスクがある。

#### 発行時取引、後渡および先渡約定取引

投資先ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、投資先ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、投資先ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。投資先ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前に投資先ファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

## 他の投資会社への投資

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、オープン・エンド型またはクローズ・エンド型の運用型投資法人またはプール勘定など、他の投資会社の証券に投資することはできない。ただし、特定の投資先ファンドが、その実質的にすべての資産を投資先トラスの別のファンドの受益証券に投資することにより、自身の投資目的を追求する場合を除く。

投資先ファンドは、投資先ファンドに対して業務を提供する者に支払う報酬に加え、投資会社またはその他集団投資ビークルの受益者として、報酬およびその他費用を間接的に負担することがある。

## 空売り

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、売却を執行するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りには、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクがあり、その結果、投資先ファンドに損失をもたらすことがある。投資先ファンドが空売りを行う場合、投資先ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別もしくは「用途指定」するか、または許容される方法でそのポジションを別途カバーしなければならない。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドによる空売りは、その純資産額の100%を超えないものとする。

## 非流動性証券

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。

非流動性証券の中には、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とするものがある。非流動性証券を処分する際には、相当の遅延が発生することがあり、また非流動性証券の取引には、流動性証券の取引にかかるものを上回る登録費用その他の取引コストが含まれることがある。

本項において「非流動性証券」とは、概ね投資先ファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、転売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）ルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

## ポートフォリオ証券の貸付

利益の達成を目的として、前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、貸付が全額担保されていることなど一定の条件が満たされる場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しそのポートフォリオ証券を貸し付けることができる。投資先ファンドがポートフォリオ証券を貸し付ける場合、その投資パフォーマンスには貸付証券の価格変動が引き続き反映され、また投資先ファンドは、当該担保に対する手数料または利息も受領する。証券貸付には、借り手が貸付証券を返還しない場合、または支払不能に陥った場合、当該担保にかかる権利の喪失リスクまたは当該担保の回収の遅延リスクがある。投資先ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

## ポートフォリオの回転

投資先ファンドが特定の証券を保有する期間は、原則として投資決定上の検討事項ではない。投資先ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転」といわれる。投資先ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発なポートフォリオ証券の取引を行うことに

なる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば100%超）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含め、投資先ファンドにとって結果的により多額の費用負担を伴うことになる。ポートフォリオの回転に伴う取引コストは、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

#### 一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、投資先ファンドは、投資顧問会社が適切とみなす場合、課税対象証券、短期金融市場証券および現金等価物を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。投資先ファンドがかかる戦略を採用する場合、投資先ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

#### 投資制限の比率

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載される場合を除いて、本別紙に記載される投資先ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は、投資時に適用される。投資先ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除き、かかる制限に違反することはない。本別紙において「資産」とは、「総資産」をいう。

#### 信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、投資先ファンドは、B格の証券を投資先ファンドが購入できる場合にB-格の証券を購入することがあり、また同様に、投資先ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A-格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。投資顧問会社は、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

複数の格付機関が同一証券に対して異なる格付を付与した場合、投資顧問会社は、当該時点における当該証券の信用度およびリスクを最も反映していると考えられる格付を決定するが、かかる格付は、付与された複数の格付のうち最も高い格付であることがある。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、証券の格下げに関する投資先ファンドの方針においては、証券が投資先ファンドの投資適格未滿に格下げされた場合であっても、当該証券が購入時点で投資先ファンドの最低の投資適格を満たしていた場合には、当該証券を売却することを要求されない。

前記「投資ガイドライン」の項に別途記載されている場合を除き、投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の固定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および/または無格付証券に投資する限り、投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

#### デュレーション

(負もしくは正の数値となる)デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、投資先ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短い投資先ファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス1年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

#### その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

#### 発行体の分散

投資先ファンドは、本別紙に記載される発行体分散方針に従う。

## 日本の投資制限

### 1．空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産価額を超えてはならない。

### 2．借入れの制限

投資先ファンドの純資産価額の10%を超えて（低価法によるものとする。）、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により、3か月までの期間において一時的にかかる10%を超える場合はこの限りでない。

### 3．一発行会社の株式の取得制限

一発行会社（日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資信託会社を含む。）の発行済株式の50%を超えて投資を行ってはならない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されているファンド全体において、かかる投資を行ってはならないものとする。

### 4．流動性が欠ける証券に対する投資の制限。投資先ファンドは、私募株式、非上場株式又は証券化等、流動性に欠けるものに対し、その純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りでない。

### 5．不適切取引の禁止。投資顧問会社が自己または投資先ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資先ファンドの資産の適切な運用を害する投資顧問会社による取引は、すべて禁止される。

### 6．投資先ファンドは、投資先ファンドの純資産価額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））の第2条（1）に規定される「有価証券」の定義に該当する証券ならびに／または当該「有価証券」に関連するデリバティブ商品に対し投資することができる。

受益証券の買戻しまたは日本における直接販売のため日本において届け出られている投資先ファンドの期間満了の場合、投資先ファンドの受益証券は現金にて受益者から買い戻される。投資先ファンドにおいて現物による買戻しは認められていない。投資先ファンドの受益証券が日本で募集されている期間中いつでも、上記制限が、投資信託協会の規則または日本証券業協会の選別基準に該当しなくなる場合には、当該規制または選別基準（適用ある場合）が適用されなくなる。

## クラス間の負債

受託会社は、投資先ファンドについて種類の異なるクラスの受益証券を発行することができる。信託宣言には、多様なファンドおよびクラス間において負債を割り当てる方法に関する定めがある（通常、発生した負債は、当該負債に関する特定のファンドまたはクラスに割り当てられる。）。各ファンドは独立した信託として組成されたものであるが、ファンドのクラスは、独立した信託となるものではない。ファンドの受益証券の一または複数のクラスの保有者は、当該保有者自身が保有するものではない当該ファンドの異なるクラスに関して発生した負債について、当該クラスの資産が当該負債を弁済するためには足りない場合、当該負債を負担することを余儀なくされる場合がある。したがって、一のクラスの負債は、当該クラスに限定されるものではなく、当該ファンドの一または複数の異なるクラスから弁済を求められることがある。

## 報酬および費用

投資先ファンドは、管理報酬、顧問報酬および管理事務代行報酬によりカバーされない、その運用に関する費用を負担することがある。かかる費用には、（ ）租税公課、（ ）仲介手数料その他のポートフォリオ取引費用、（ ）利息費用を含む借入費用、（ ）訴訟費用および補償費用を含む特別費用、ならびに（ ）投資先ファンドの特定のクラスに割り当てられるまたは割当可能な費用が含まれるが、これらに限られない。

投資先ファンドは、管理報酬、顧問報酬、管理事務代行報酬または販売報酬を支払う義務を負わない。投資顧問会社またはその日本における関係法人であるピムコジャパンリミテッドのいずれかに対しては、投資先ファンドに投資するピムコ トータル・リターン ストラテジーから報酬が支払われる。かかる報酬の一部は、投資顧問会社が提供する業務に対する報酬として割り当てられる。

## 別紙C

### プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド 投資先ファンドの概要

#### 投資先ファンドの仕組み

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの投資先投資法人であるキャピタル・インターナショナル・ファンド（以下、本別紙Cにおいて「投資先投資法人」という。）は、ルクセンブルグ2010年12月17日集団投資スキームに関する法律（その後の改正を含む。以下、本別紙Cにおいて「ルクセンブルグ法」という。）パート に基づき、ルクセンブルグにおいてオープン・エンド型投資法人（Société d'Investissement à Capital Variable）（以下「SICAV」という。）として設立され、キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー-Sàrl（以下、本別紙Cにおいて「投資先運用会社」という。）によって運用されている。投資先投資法人の基準通貨はユーロである。

#### ファンド

投資先投資法人は、投資者が同一の投資ビークル内において投資ポートフォリオを選択することができるようにするため、複数コンパートメント構造（または「アンブレラ構造」という。）を採用している。個別のポートフォリオは、各ファンドのために維持され、関連するファンドに適用される投資目的に従って投資され、一つのファンドの資産は、当該ファンドの負債を賄うためにのみ使用することができる。各ファンドの基準通貨はユーロである。各ファンドは、関連するファンド情報に記載される特定の投資目的および投資方針またはその他一定の特徴によって区別される。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドが投資する投資先ファンドは、キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）（以下、本別紙Cにおいて「投資先ファンド」という。）である。詳細については、後記「キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）のファンド情報」を参照のこと。

#### クラス

投資先投資法人の各ファンドの投資証券は、クラスA投資証券、クラスA2投資証券、クラスA4投資証券、クラスA7投資証券、クラスA9投資証券、クラスB投資証券、クラスC投資証券、クラスT投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券に分けられる。また、一部のファンドの一部のクラス（関連するファンド情報に明記される。）は、以下に記載される特定の特徴によりさらに同等クラスに分割される。

各ファンドにおいて入手可能なクラスは、関連するファンド情報に規定されている。各クラスは、以下に記載する通り、主に一定の投資者のカテゴリーに向けて設定されている。

#### クラスCおよび同等クラス

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、投資先ファンドのクラスC投資証券に投資する。クラスC投資証券および同等クラスは、運用報酬に関する個別契約を含む、キャピタル・グループ（注1）により随時定められる要項に従い、キャピタル・グループ投資家（注2）である機関投資家のみがこれ入手することができる。

（注1）「キャピタル・グループ」とは、アメリカ合衆国90071カリフォルニア州、ロサンゼルス、サウスホープ・ストリート333番所在のキャピタル・グループ・カンパニー・インクをいう。

（注2）「キャピタル・グループ投資家」とは、関連するクラスについて、キャピタル・グループの顧客である、またはキャピタル・グループと投資運用契約を締結している投資家をいう。

#### 投資目的および投資方針

投資先投資法人の目的は、関連するファンド情報に記載される各ファンドの目的を、投資先投資法人の投資主の利益のために達成することを追求することである。各ファンドの資産は、後記「一般投資ガイドライン・投資制限」および関連するファンド情報に記載される投資制限に基づき、長期的視点に立って関連するファンドの目的に従って投資される。

投資先ファンドの詳細については、後記「キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）のファンド情報」を参照のこと。

## リスク情報

### 一般的な投資リスク

投資先投資法人は、アンブレラ型ファンドとして、それぞれが異なる投資目的およびリスク特性を有する異なるファンドにより構成される。すべてのファンドへの投資には、市場リスクならびに取引相手方リスクおよび流動性リスクといったその他のリスクを伴う。過去の実績は、将来の実績を示唆するものではなく、投資者は、最初に投資した額を下回る額を受け取ることとなる可能性がある。投資目的の実現を保証することはできない。これらのリスクおよびその他のリスクにつき、投資予定者は慎重に検討すべきである。投資先投資法人は、実行可能な限りにおいて、その資産を慎重に運用することにより、これらのリスクを削減することを追求する。ただし、かかる努力が成功するとの保証はない。

### 個別リスク

以下のリスクのリストは網羅的なものではなく、投資は、国際的な投資一般に関連するあらゆるリスクの対象となる。

株式： 一部のファンドは、関連するファンド情報に記載される通り、株式に投資する。株価は、関連するファンドが保有する証券の発行体に直接影響を与える事象、経済一般に影響を与える状況、市場全体の変動、地方、地域または世界的な政治情勢、社会情勢または経済情勢の不安、通貨変動等といった特定の事象に伴い、下落する可能性がある。

エクイティ・リンク債： 一部のファンドは、エクイティ・リンク債に投資する。エクイティ・リンク債の価格は、裏付けとして連動している証券の価額から算出される。当該ファンドによるエクイティ・リンク債の購入に伴うリスクのレベルおよびタイプは、裏付けとなる証券の購入に伴うリスクよりも高い可能性がある。エクイティ・リンク債はまた、債券の発行体（一般的に、目的が債券発行に限定されている信託、その他の特別目的ビークルまたは主要金融機関により設立された金融子会社）の個別の信用状態に依拠する。その他の仕組商品同様、エクイティ・リンク債は、しばしば債券に基づく支払が連動する債務証券または関連するエクイティ証券との組合せで形成される担保により保証される。当該担保により保証される場合、ファンドは、エクイティ・リンク債の発行体が債券の要項に基づき債務不履行となった場合の債権の支払のためにかかる裏付担保を引き当てとする。

エクイティ・リンク債は私募であることが多く、格付が付与されておらず、ファンドは、発行体の信用力、裏付け証券、債券の担保特性および市場およびその他の要因による損失の可能性を評価する能力に依拠する。エクイティ・リンク債の発行体の格付に際しては、発行体の信用力および関連する担保アレンジメントまたはその他の信用保証の強さのみを参考として、裏付けとなるエクイティ証券の潜在的なリスクを考慮しないか、または格付を付与しないことも行われる。発行体が組織され債券が発行される法域の法律によっては、債務不履行が発生した場合、ファンドがエクイティ・リンク債に基づく回収を求める際に追加費用を負担し、劣後する法的な遡求権を有することがある。

あらゆる投資と同様、ファンドはエクイティ・リンク債に投資した全額を失う可能性がある。エクイティ・リンク債の流通市場は限られていることがある。流動的な流通市場の不足は、ファンドがポートフォリオ内のエクイティ・リンク債を正確に評価する能力に悪影響を及ぼし、当該証券の処分が当該ファンドにとってより困難になることがある。

#### 配当方針

本書の日付現在、投資先ファンドの投資主に対して配当を支払うことは意図していない。

#### 一般投資ガイドライン・投資制限

投資先投資法人の定款、英文目論見書および関連するファンド情報に基づき、以下の条項が適用される。

## 適格資産

## 1. 各ファンドのポートフォリオは、以下のもののみ投資される。

(a) 適格投資国に所在地および/または主たる事業所を有する、および/または適格投資国において取引されている発行体により発行された譲渡性のある証券および短期金融商品のうち、以下のいずれかに該当するもの

( ) 公式上場（注1）が承認されているもの

( ) 他の規制市場（注2）で取引されているもの

( ) 最近発行されたものであり、発行日から1年以内に上記条件のいずれかを満たす旨の保証が発行要項に含まれているもの

(注1) 「公式上場」とは、ルクセンブルグ法第41条第1項の規定において規制され、定期的に運営され、承認され、かつ公開の証券取引所における公式上場をいう。以下本別紙Cにおいて同じ。

(注2) 「規制市場」とは、規制され、定期的に運営され、承認され、かつ公開の市場をいう。債券の場合、規制市場には、ナスダック・システムの店頭市場、国際証券市場協会（ISMA）の会員の市場、全米証券業協会（NASD）により規制される店頭債券市場、および債券が習慣的に取引されている規制市場でこれらに類するものが含まれる。以下本別紙Cにおいて同じ。

(b) 流動性があり各評価日において正確に評価できるその他の短期金融商品のうち、その発行または発行体が投資者保護および預金保護のために規制されており、以下のいずれかに該当するもの

( ) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合、欧州投資銀行、EU非加盟国、連邦国家の連邦を構成する国、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されたもの

( ) 事業体により発行され、公式上場が承認されているまたは他の規制市場において取引されている証券

( ) EC法またはこれと同等な規則に基づく厳格な監督に服する組織によって発行または保証されたもの

(c) その他の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、その総額が関連するファンドの純資産の10%を超過してはならない。

(d) その他の譲渡性のある証券への集団投資スキーム（「UCITS」）または集団投資スキーム（「UCI」）の持分。ただし、その設立文書に従い、当該UCITSまたはUCI（またはそのサブ・ファンド）の資産の合計10%を超えて他のUCITSまたはUCIの持分に投資してはならない。

(e) 信用機関における要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金。ただし、信用機関は、EU加盟国に登録上の事務所を有するか、またはEC法の規定と同等の厳格な規則に従うものとする。

(f) 公式上場が承認されているもしくは規制市場において取引される現金決済型商品と同等のものを含む金融デリバティブ商品、および/または以下のすべての条件を満たす店頭デリバティブ

( ) 原資産が上記(a)から(e)までに記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨により構成され、関連するファンドがその投資方針に従ってエクスポージャーを取得すること

( ) 店頭デリバティブ取引の取引相手方が厳格な監督に服し、ルクセンブルグ金融監督委員会の承認するカテゴリーに属する機関であること

( ) 店頭デリバティブが信頼可能で検証可能な日次評価に基づくものであり、随時投資先ファンドの主導により、売却、清算または相殺取引による手仕舞いの対象となること

疑義を避けるために述べると、私募証券およびローン・パーティシペーションまたはアサインメント（証券化されている場合に限る。）、ならびに会社行為の結果として受領した株式その他の商品の取得は、上記の制限内において許容される。

2. 法律、規則および行政実務に定める条件に基づき、効率的なポートフォリオ運用のため、および/または最適な通貨配分を行うため、投資先投資法人は、ルクセンブルグの法律またはルクセンブルグ金融監督

委員会の通達によって授権された金融デリバティブ商品、特に(ただしそれに限られるものではなく)以下に掲げるものを使用することができる。

( a ) 特定の通貨の価値の下落リスクを削減するための、クロスヘッジおよびプロキシ - ヘッジを含む通貨ヘッジ関連の技法および商品。特に、以下に掲げるもの。

( ) 各通貨において、特定の通貨またはかかる通貨と連動するもしくは密接に関連する通貨建ての、または当該リスクに直接さらされる関連するファンドの資産の価値を超えない通貨先渡取引

( ) 債券については、その満期を超えない期間における通貨先渡取引。ただし、かかる先渡取引は、この種の取引を専門とする一流の金融機関との相対契約により行うものとする。

投資先投資法人は、一般に、各ファンドの通貨エクスポージャーを他の通貨にヘッジすることを組織的に意図するものではない。

( b ) 金利スワップ等、金利に連動する金融デリバティブ商品

## . 適格資産に適用される投資制限

## 3. 以下に掲げる場合、譲渡性のある証券または短期金融商品を購入してはならない。

- ( a ) 関連するファンドの純資産の10%を超えて同一の発行体により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品に投資され、かつその純資産の40%を超えてその資産の5%超を各々投資している発行体に投資されることとなる場合
- ( ) 上記( a )にいう10%の制限は、EU加盟国、その地方自治体、またはその他の国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行または保証する証券の場合、35%まで引き上げられる。かかる証券は、上記3( a )にいう40%の制限の計算には含まれない。
- ( ) 上記3( a )および3( a )( )にかかわらず、投資先投資法人は、リスク分散の原則に従い、EU加盟国、その地方自治体、またはその他の国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品に、関連するファンドの純資産の100%まで投資することができる。ただし、関連するファンドは、少なくとも6種類の異なる銘柄の証券を保有しなければならず、かかる一銘柄の証券は、関連するファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。
- ( ) 上記3( a )にいう10%の制限は、その登記上の事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により債券保有者を（特に取引相手方の不履行リスクから）保護するための特別な公的監督に服する一定の債券に関して、25%まで引き上げられる。特に、これらの債券の発行により発生する金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求を履行することができる資産に投資しなければならず、発行体が破産した場合には、優先的にその元本の返済および発生利息の支払に充当される資産に投資しなければならない。かかる債券は、上記( a )にいう40%の制限に含めることを要しないが、ファンドの資産の5%超を各々投資している発行体の債券への投資は、その純資産の80%以下としなければならない。
- ( b ) 関連するファンドの資産の10%を超えてロシアの規制市場（MICEX-RTS証券取引所（旧ロシア証券取引所）およびモスクワ銀行間通貨取引所を除く。）においてのみ上場されているおよび/または取引されている証券に投資される場合。当該証券は、前記 . 1. ( c ) の10%の制限に含まれる。
- ( c ) 関連するファンドの純資産の10%を超えてUCITSおよび/またはUCIに投資される場合（関連するファンド情報に異なる投資制限の定めがある場合を除く。）。本規定において、複数のコンパートメントを有するUCITSまたはUCIの各ファンドは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対する異なるコンパートメントの負債の分離原則が確保されていることを条件とする。投資顧問会社または関連会社が直接または間接的に投資顧問会社として行為する投資スキームに関する要項は、特に投資顧問報酬の二重請求を避けることに関して、投資先投資法人および投資主の最善の利益に資するものでなければならない。
- ( d ) 上記( c ) 規定の10%の制限について、投資先投資法人は、ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）第9章に規定される条件に従い、ファンド（「フィーダー」）がその資産の85%以上を、EU指令2009/65/ECに基づき認可された他のUCITS（「マスター」）の受益証券もしくは投資証券（または当該UCITSのポートフォリオ）に投資できるよう決定することができる。
- ( e ) ファンドの純資産の20%を超えて同一の金融機関の預金に投資される場合
- ( f ) 店頭デリバティブ取引の取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャー（無担保のもの）が、取引相手方が上記1( e )にいう信用機関である場合にはその純資産の10%、それ以外の場合にはその純資産の5%を超過する場合
- ( g ) 投資先投資法人またはファンドが、いずれかの発行体のいずれかのクラスの証券（UCIまたはUCITSを除く。）の10%を超えて保有する場合、または投資先投資法人が発行体の経営に法的もしくは経営上の支配を可能にするもしくは一定の影響を及ぼす議決権付の証券を保有する場合
- ( h ) 投資先投資法人またはファンドが、同一のUCIまたはUCITSの25%を超えて保有する場合

上記の制限は、EU加盟国、その地方自治体、その他の適格投資国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融証券には適用されない。

( i ) 以下の条項に従い、以下の商品の組み合わせが、いずれかのファンドの純資産の20%を超過する場合

- ( ) 単一の機関から発行された譲渡性のある証券または短期金融商品
- ( ) 同一の金融機関への預金
- ( ) 同一の法主体により引き受けられた店頭デリバティブ取引へのエクスポージャー

( j ) 以下の商品の組み合わせが、いずれかのファンドの純資産の35%を超過する場合

- ( ) 上記3 ( a ) ( ) に基づき、単一の発行体により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品
- ( ) 上記3 ( a ) ( ) に基づき、同一の発行体により発行された特定の債券
- ( ) 上記3 ( c ) に基づき、同一の金融機関への預金
- ( ) 上記3 ( d ) に基づき、同一の法主体により引き受けられた店頭デリバティブ取引へのエクスポージャー

連結会計上、同一グループに属する会社は、EU指令83 / 349 / EECに規定される通りまたは公認された国際的な会計基準に従い、本第3項における投資制限を計算する際には単一の法主体とみなされる。

投資先投資法人は、ファンドの純資産の20%を上限として同一グループ内の譲渡性のある証券および/または短期金融証券に投資することができる。

更に、ファンドは、ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）第181条第8段落に規定される条件に従い、投資先投資法人の一または複数のファンドが発行する投資証券に投資することができる。

4 . 投資先投資法人は、デリバティブ商品に関する各ファンドの総エクスポージャーがその純資産価額を超過しないように確保する。原資産に対する総エクスポージャーは、上記の投資制限を超過してはならない。譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包するものである場合、本第4項はかかるデリバティブを勘案して解釈するものとする。エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期を考慮して計算される。

投資先投資法人による統制が及ばない理由によりまたは引受権の行使の結果として上記の制限を超過した場合、投資先投資法人は、投資主の利益を考慮して、売却取引においてかかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

リスクを回避するため、いずれかのファンドの資産は、一時的に、一または少数の国の一または少数の通貨建ての証券により保有されることがある。

・流動資産

ファンドは、付随的に、様々な交換可能通貨によって流動資産を保有することができる。

・承認されない投資

5．投資先投資法人は、以下のものに対する投資を行わない。

(a) 貴金属もしくはそれらを表章する証書またはコモディティ

(b) 不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは持分。ただし、投資先投資法人は、不動産または不動産に対する持分に投資する会社が保証または発行する証券に投資することはできる。

(c) 信用取引で購入した証券（証券の売買決済のための短期信用を除く。）、またはカバー取引以外の方法により購入した証券、短期金融商品またはその他の金融商品

6．投資先投資法人はまた、以下の取引を行わない。

(a) 自己の資産を貸し付けること、自己の資産に担保を設定すること、または第三者に対して債務または支払責任を負うこと

(b) 投資以外の目的のために一時的および特別な方法で、銀行以外の者から関連するファンドの純資産の10%を超過する借入れを行うこと。ただし、一部払込みの方法により証券を取得することは借入れとはみなされない。

(c) 無限責任を負うこととなる資産に投資すること

7．投資先投資法人は、発行日前取引により証券を購入することができ、後渡りで証券を売買することができる。これらの取引は、証券について取引の時点で有利な利回りと考慮されるものおよび関連するファンドの価格を保証するために、将来支払および受渡しをもって売買が行われる時点で行われる。投資先投資法人が支払義務、および受渡日を遵守し、買戻請求を満たすことを可能にするため、十分な現金（買いの場合）または証券（売りの場合）が関連するポートフォリオ内で確保される。

キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）のファンド情報

ファンド設定日	平成14年10月30日
投資目的	主として、アメリカ合衆国に住所および/または主たる事業所を有する発行体の上場株式に投資することにより、長期にわたる投資元本の成長および収益の獲得を図る。投資元本の保護も優先される。「一般投資ガイドライン・投資制限」の該当する条項に従って、非上場証券も同様に購入される。
投資者プロフィール	投資先ファンドは主に、アメリカ合衆国に住所および/または主たる事業所を有する発行体の株式に投資することにより長期にわたる投資元本の成長および収益を追求する投資者に特に適している。
適格投資国	アメリカ合衆国

特定投資ガイドライン・投資制限	ポートフォリオの10%を上限としてアメリカ合衆国に住所および主たる事業所を有しない発行体の証券に投資することができる。
(注)上記「一般投資ガイドライン・投資制限」に追加するものである。	
特定リスク	株式
(注)上記「リスク情報」に記載される「一般的な投資リスク」に追加するものである。	
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
基準通貨	ユーロ
支払通貨	スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、日本円および米ドル キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの支払通貨は米ドルである。
評価日	各営業日
営業日	ルクセンブルグにおいて銀行が通常営業している日(毎年12月24日を除く。)
評価停止日	投資先ファンドのポートフォリオの40%以上を占める市場が投資先ファンドの純資産価額が計算される時点で休場となる評価日(毎年末から翌年にかけて決定される。)。ここで検討される市場は、関連する金融商品が上場されている市場である(評価停止日は、 <a href="http://thecapitalgroup.com/emea">thecapitalgroup.com/emea</a> に記載される。)
リスク・エクスポージャー算定方法	金融デリバティブ商品の使用に起因する総エクスポージャーの算定には、ルクセンブルグ金融監督委員会通達11/512に従ったコミットメント・アプローチが活用される。
締切時間	各評価日の午後1時(ルクセンブルグ時間)
事業年度末	毎年12月31日
運用報酬	キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについては、なし。
ファンド管理事務報酬	ファンド管理事務報酬の料率は、ファンドの総資産によって変化し、最大年率0.15%である。

保管報酬	保管報酬の料率は、ファンドの総資産および/またはポートフォリオの国別の投資配分によって変化し、最大年率0.05%である。
その他の費用	投資先投資法人は、ポートフォリオ証券の売買にかかる費用、法的文書、英文目論見書、財務報告書および投資主のために作成されるその他の書類にかかる費用、政府手数料、法務、監査および品質管理にかかる費用、登録、公告、翻訳、現地での助言、調整、代理および外国における投資証券の登録に関する費用、金利、報告費用(複数の法域における特定の税務申告を含む。)、通信費、取締役の報酬(関連会社が雇用する者全員がかかる報酬を放棄しない限り)ならびに投資者な立替費用、合理的な投資者サービスのための費用、投資先ファンドの取引決済プラットフォーム、取引所または市場への登録にかかる費用、ならびに一般に事務運営から発生するその他の費用を含むがこれらに限られない、その他の事務運営上の費用も負担する。重大な費用は純資産価額の計算を行う各評価日に発生し、まず収益から支弁される。かかる報酬および費用は、各ファンドまたは各クラス間で公平に配分される。ただし、これと異なる取決めがある場合または特定のファンドまたはクラスに特有の報酬および/または費用については、この限りでない。
申込手数料	キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについては、なし。
換金手数料	キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドについては、なし。 なお、過当取引やマーケット・タイミング取引からファンドを保護するため、投資先運用会社は、関連するファンドのために、2%を上限とする換金手数料(あるファンドから他のファンドへのスイッチングは換金とみなされる。)を留保することがある。
純資産価額の計算ならびに投資証券の発行、スイッチングおよび換金の一時停止	投資先投資法人は、以下のいずれかに該当する場合、ファンドもしくはクラスの全部もしくは一部の純資産価額の計算を停止し、またはかかるファンドの投資証券もしくはクラスの発行、スイッチングおよび換金を停止することができる。

- ( a ) ファンドの投資対象の大部分が値付けされている市場または取引所が公休日以外に閉鎖され、または取引が実質的に制限または停止されている場合
- ( b ) ファンドの資産の処分またはその価格の決定が、地方、地域もしくは世界的な危機、通信手段の故障、またはこれらに類する事情により不可能となった場合
- ( c ) ファンドの資産について、市場のボラティリティが例外的に高くなったため、またはこれに類する事情のため、投資先投資法人の英文目論見書に記載する公正な評価方法を用いても信頼できる価格の決定ができなくなった場合
- ( d ) 取引所もしくはその他の制限または資金の送金に影響する困難性のために、取引が不可能または非現実的となった場合、または取引所における通常のレートで資産の売買を行うことができなくなった場合
- ( e ) かかる停止を行わなければ、ファンド、クラス、投資先投資法人または投資主が通常であれば被ることのない財産上の不利益を被ることとなる場合
- ( f ) 投資先投資法人、ファンドまたはクラスが清算または合併した場合
- ( g ) クラス、ファンドまたは投資先投資法人の合併の決定を受けて、投資主の利益の保護に鑑みて正当とされる場合
- ( i ) ファンドが他のUCITS（またはそのサブ・ファンド）のフィーダーであり、マスターUCITS（またはそのサブ・ファンド）の純資産価額の計算が停止された場合

あるファンドまたはクラスにおける停止は、他のファンドまたはクラスにおける純資産価額の計算または投資証券の発行、スイッチングもしくは換金には影響を及ぼさない。関係するファンドの投資証券またはクラスの買付申込みを行った投資者またはスイッチングもしくは換金を請求した投資主には、すみやかに停止および停止の終了が通知される。買付け、換金およびスイッチングの請求については、停止の終了が通知されるまで、これを撤回することができる。買付けの場合、買付代金は、撤回された日の後可及的速やかに、申込者の費用およびリスク負担において、無利息で返還される。

## 買付申込みの延期

投資先投資法人が評価日においてその純資産価額の5%以上の価格の投資証券の買付申込みを受領した場合、投資先運用会社は、当該5%(買付申込みは比例按分される。)を超える部分の買付申込みを次回以降の評価日まで延期することができる(スイッチングの場合、スイッチング先ファンドの買付けが可能となった時点ではじめてスイッチング元ファンドの換金が処理される。)。関係する投資者には、ただちにかかる決定が通知され、当該投資者は、かかる通知後で締切時間前の営業日までに投資先運用会社に通知することにより、自己の買付申込みの全部または延期されるその一部を撤回することができる。買付申込みの延期がなされた場合、投資証券は、買付けが実行された評価日現在で決定される純資産価額により発行される。

## 換金の延期

投資先投資法人は、ある評価日においてまたは4連続評価日間においてファンドの純資産価額の10%を超える換金請求があった場合、当該評価日または当該期間の初日にかかる換金を行う義務を負わない(あるファンドから他のファンドへのスイッチングは、元のファンドの換金および先のファンドの買付申込みとみなされる。)。この場合、かかる制限は比例的に適用され、評価日に処理されるべきすべての換金請求は、同じ割合で処理されることとなる。ただし、換金は、最長で換金請求の受領日から5連続評価日間延期されることがあり、また純資産価額の計算の停止による遅延もありうる。換金が延期された場合、当該投資証券は実際に換金が行われる評価日における純資産価額により換金される。換金が延期された場合、投資先運用会社は、その旨を関係する投資主に通知し、当該投資主は、かかる通知後で締切時間前の営業日までに投資先運用会社に通知することにより、自己の換金請求の全部または一部を撤回することができる。

（訳文）  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
（プレミアム・ファンズのサブ・ファンド）の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての財務書類、すなわち、2014年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

財務書類に関する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての2014年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2015年2月9日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

## Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD

A separate series trust of Premium Funds

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2014, and the related statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

### *Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD as at August 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 9, 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)  
(プレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の財務書類、すなわち、2014年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書(表示通貨はすべて日本円)、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

**財務書類に関する受託会社および管理会社の責任**

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の2014年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2015年2月9日

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

## Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)

A separate series trust of Premium Funds

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2014, and the related statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

### *Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged) as at August 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 9, 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
（プレミアム・ファンズのサブ・ファンド）の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの財務書類、すなわち、2014年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

財務書類に関する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの2014年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2015年2月9日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

## Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund  
A separate series trust of Premium Funds

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2014, and the related statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

### *Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund as at August 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 9, 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

## 公認の監査人報告書

我々は、2014年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

### 年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

### 公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2014年5月26日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール  
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
9A, rue Robert Stümper  
L-2557 Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### **Board of Directors' responsibility for the annual accounts**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### **Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé**

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

**Opinion**

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 26, 2014

KPMG Luxembourg S.à r.l.  
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て  
(ケイマン諸島にあるプレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての財務書類、すなわち、2013年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書および発行済受益証券口数変動計算書(表示通貨はすべて米ドル)、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

**財務書類に関する受託会社および管理会社の責任**

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。

監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての2013年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動ならびに発行済受益証券口数の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2014年2月3日

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

## Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD  
A separate series trust of Premium Funds  
Cayman Islands

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2013, and the related statement of operations and changes in net assets and the statement of changes in units outstanding for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

### *Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD as at August 31, 2013, and of the results of its operations, changes in its net assets and changes in its units outstanding for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 3, 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）  
（ケイマン諸島にあるプレミアム・ファンズのサブ・ファンド）の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の財務書類、すなわち、2013年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書および発行済受益証券口数変動計算書（表示通貨はすべて日本円）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

**財務書類に関する受託会社および管理会社の責任**

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。

監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の2013年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動ならびに発行済受益証券口数の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2014年2月3日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

**Independent Auditors' report**

To the Trustee of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)  
A separate series trust of Premium Funds  
Cayman Islands

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2013, and the related statement of operations and changes in net assets and the statement of changes in units outstanding for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

*Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

*Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged) as at August 31, 2013, and of the results of its operations, changes in its net assets and changes in its units outstanding for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 3, 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)  
独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド  
(ケイマン諸島にあるプレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの財務書類、すなわち、2013年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書および発行済受益証券口数変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

**財務書類に関する受託会社および管理会社の責任**

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。

監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの2013年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動ならびに発行済受益証券口数の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トウシュ

2014年2月3日

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

## Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund  
A separate series trust of Premium Funds  
Cayman Islands

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at August 31, 2013, and the related statement of operations and changes in net assets and the statement of changes in units outstanding for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Trustee and Manager's responsibility for the financial statements*

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

### *Auditors' responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund as at August 31, 2013, and of the results of its operations, changes in its net assets and changes in its units outstanding for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

February 3, 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。